

第一百四十三回  
國會

平成十年十月九日(金曜日)  
午前九時三十分開会

午前九時三十分開会

八日

辞任

茂皓君

茂皓君

入澤

肇君

内藤正光君  
岩佐恵美君  
菅川健二君  
角田義一君  
阿部幸代君  
岩瀬良三君

委員長  
理事

出席者は左のとおり

國臣君	弘君	石川	岩井
利定君	恭久君	岡	塙崎
勤君	五月君	江田	鹽藤
司君	正和君	森本	笠井
亮君	山本	阿南	阿南
		岩城	岩城
		加納	時男君
		景山	俊太郎君
		金田	勝年君
木村	仁君	佐々木	知子君
木村	木村	木	中

経済企画局長	国土庁土地局長	生田 長人君	中名生 隆君
金融監督官長官	法務大臣官房司 法務監督官長官	房村 精一君 日野 正晴君	
金融監督官長官	法務省刑事局長	松尾 邦弘君	
金融監督官長官	大蔵大臣官房長	溝口善兵衛君	
金融監督官長官	大蔵省主計局次 長	藤井 秀人君	
金融監督官長官	大蔵省理財局長	中川 雅治君	
金融監督官長官	大蔵省金融企画 局長	尾原 荣夫君	
金融監督官長官	大蔵省国際局長	伏屋 和彦君	
金融監督官長官	国税庁次長	黒田 東彦君	
金融監督官長官	通商産業省産業 政策局長	大武健一郎君	
金融監督官長官	資源工部省 石油部長	江崎 格君	
衆議院議員	中小企業庁長官	今井 康夫君	
衆議院議員	自治省財政局長	鶴田 勝彦君	
衆議院議員	自治省稅務局長	二橋 正弘君	
日本銀行総裁	速水 成瀬	宣幸君	
参考人	小林 正二君	筆坂 秀世君	
参考人	鈴木 淳夫君	池田 元久君	
参考人	優君		

- 参考人の出席要求に関する件
  - 金融問題及び経済活性化に関する調査  
(経済活性化に関する件)
  - 債権管理回収業に関する特別措置法案(衆議院提出)
  - 競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)
  - 債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(衆議院提出)
  - 特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(衆議院提出)
  - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(衆議院提出)
  - 金融再生委員会設置法案(衆議院提出)
  - 預金保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
  - 金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)
  - 金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)
  - 預金保険法の一部を改正する法律案(筆坂秀世君外一名発議)
  - 金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)
  - 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(筆坂秀世君外一名発議)
  - 委員長(坂野重信君)　ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を開会いたします。
  - 委員の異動について御報告いたします。
  - 本日、内藤正光君及び岩佐恵美君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君及び阿部幸代君が選任されました。
  - 委員長(坂野重信君)　参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
  - 金融問題及び経済活性化に関する調査のため、

同時に、非常に激しい円高なのでまだ直接の影響は出でていないかと思いますけれども、最初に考えられることは、これはいい円高なのかよくなない円高なのか、日本経済にとっていい兆候なのかよくなない兆候なのか。輸出産業については少なくともネガティブな影響が考えられるんですけども、そこら辺の実体経済に対する影響、どんな影響があるのか。

この二点につきまして、長官から見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 御指摘のように、一二三日、世界の為替市場が乱高下しております。つい一ヶ月余り前には百四十四円だったことを思ひますと、さま変わりな様相になつてまいりました。

この原因につきましては市場関係者も十分説明できないというのが現状でございまして、この値段、一ドル百十円台の値段が定着するのか、百十円台といいましても百十二円ぐらいから百二十二円ぐらいまでの間を激しく動いておりますので、どの線で定着するのか、今のところ全く、上から落ちたまりが弾んでいるような状態でございまして、私たちとしても幾らぐらいで定着するのかが見きわめられません。したがいまして、どの程度の水準で実体経済への影響を言うのか、これはまだ見きわめなければいけないとこだと思っております。

ヘッジファンドがアメリカ証券市場あるいは金融市場から大量に逃げ出した、したがつて円に移つたというようなのは、うわざとしては聞いておりますが、実態が本当にどうだったのか正確な情報はまだ入っておりません。しかしながら、こういった乱高下が起るということ自体が国際金融市場にとっては不安定要因で要注意項目だと思います。

これが日本にどういう影響を与えるかと申しますと、二つ考えられます。

主として主役はアメリカのヘッジファンドだと言われておりますが、そのヘッジファンドに関連して投資しているとか信託しているとかいう日本の金融機関、一般企業もあるかもしませんが、日本関係のものもありまして、これが損失あるいは利益を上げている。そういうような条件がどの程度出てくるか今のところ全く見きわめがつきませんがゼロではないだろうと推察されるわけですから、そういうことから日本の金融市场にも影響を与える可能性があります。

それから、御指摘のように実体経済でございまですが、これは各企業とも恐らく一ドル百二十円かそれぐらいで経営計算をしておられたと思いますが、非常にそれがやりにくくなっているというような条件がございまして、現在のような価格、つまり百十円台というようなのが定着いたしましたと日本の輸出産業に悪影響を与える可能性があると思います。そして、何よりも大きいのは、心理的影響としてこんなに為替が動くという国際環境が人々の不安をかき立てる、これもやはり無視できない問題ではないかと考えております。

したがいまして、経済企画庁といたしましては、今、耳をそばだて、目を凝らしてこの数日の動きを見詰めておるところでございます。

○山本一太君 今、長官の方から輸出産業に対する影響あるいは心理的な影響、幾つかの悪影響の可能性についてお話をございましたが、長官、もし為替がこの百二十円、百二十一円台でこれからも推移をして続くことになりますと、やはり長い目で見ると今おっしゃったような悪影響が広がってくるかと思うんですが、経済企画庁は過去にも円高対策についてはいろいろな政策を打ち出しておられますけれども、もしこの円高が続くような状況になつた場合に日本政府としてどんな対応を考えられるのか、一言見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(堺屋太一君) 円高傾向につきましては、八〇年代から何度も経験をしておりました。特に九五年、平成七年にかなり大幅な円高がありましたので、それの対応策をとることがございました。その際には、輸出産業に対して特別融資をしたり、そういうこともいたしましたし、また内外価格差を縮めるためでできるだけ電力料金、ガソリンその他の物資の引き下げを進めるようなことをいたしました。

現在のところ、百二十円台でおさまるのか百十円台までいくのか、そのところはまだ見きわめられておりません。したがつて、ここで何円という想定をして、直ちにそれにあわせて対策をとるようなことをいたしますと、相場がまた動きますとすぐ政策を変えなきゃいかぬということがありますので、ここしばらくはこの為替の動きを見定めて、安定した段階でまとめて政府としての対応をとる、国内的な政策としてはそれ以外にないだろうと考えております。

○山本一大君 ありがとうございました。政府としてもしつかり耳をそばだて、目を凝らしてフォローしていただきたいというふうに御要望申し上げます。

次に、同郷の小渕総理大臣に、二点について御答弁を求めるといふに思います。

総理御存じのとおり、日本経済はデフレスバルのうちにありますて、最悪に近い状況であるというふうに認識をしております。戦後経験したことのない不況のさなかにあると言つてもいいかと思います。今年度の経済成長の政府見通しも昨年度のマイナス〇・七%をどうも下回るということですし、日銀の短観もまことにあんばいがよくない、こういう状況でございまして、ここ何年かの日本政府の方針、方向というものが、日本という国家が二十一世紀に経済大国として、経済の活力を持つた国として生き残れるかどうかの正念場に来ている、文字どおりそういう場所に差しかかっています。

当然、総理にももちろんこの御認識を共有していただいていると思いますし、こうした認識から、先般、総合経済対策については十一月上旬までの策定を指示しておられますし、さらに十兆円規模の例の一次補正予算案の前倒し処理を表明されたと、このように考えております。

総合経済対策の中身の中心は、総理が以前から温めておられた生活空間倍増戦略プラン、それから雇用対策も含まれていると思いますけれども、産業再生計画ということでの策定を指示された、これは十兆円に含まれると理解をしております。プラス貸し済りの対策とか、あるいは住宅投資の促進とか、こういった政策を打ち出しておられるわけでござりますけれども、もしこうした政策を打ち出しても景気が回復する兆しが見られない、こういうことになりますと、これは当然ですけれども、さらなる景気刺激策をやはり打つていかなければいけない、このように思うわけでございます。

金融危機を克服する過程、特に不良債権等の処理をしていく過程ではどうしてもデフレの圧力が強まるというのが常識でございまして、やはり同時に大胆な景気対策が求められるんであろうと鬼います。場合によつては複数年で、何年かかかるかもしれません。場合によっては大幅な財政刺激政策、これもやはり検討が必要ではないかというふうに思つわけでございます。

組んでまいりました。これは、私ども日本政府としては、五百四十四兆を超えるかに六百兆に近い公債残高を持つという事態は、これは看過し得ないということで対応してきました。これは我が国だけの政策としては適切であつたかもしませんが、そのことによりまして経済が極めて沈滞をしました。あわせまして、その他外的な要因も加わりまして、今や日本の経済の実態が即世界経済に大きな影響を及ぼしてきておるという、こういう現状でございます。

したがいまして、結論から申し上げますと、あらゆる手法を講じまして我が国の経済を活性化していくかなきやならない。そのためには、大変借越でございましたが、この内閣を経済再生内閣と、こう意味づけて対応しておるわけでございます。

そこで、景気を何とか回復しなければならない。その前提としては日本の金融システムが極めて危機的状況にある。言うまでもありませんが、多くの不良債権を抱えて、経済の血液たる金融が体の隅々まで至らないという状況、ましてその原点であるところの金融を送り出すポンプたる心臓が大きく病んでおるという状況でありましたので、今般、この国会を通じまして金融システムの安定のために全力を尽くして努力をさせていただき、また国会におきましても、その認識に立ちまして種々法案を提案していくべきまして対処いたしておりますところだと思います。

したがいまして、我々といたしましては、あらゆる手段を講じるという中では、かねて私自身もこの問題につきましてはいろいろな角度から対応しなきやならぬ。

一般的に、世の中が不景気になりましたときに、これを打開する國の政策としては、いわゆる金融対策あるいは税制対策、財政対策、いろいろございますが、第一の金融というのは、昔は、不景気になりました、そつしたら高い金利を引き下げまして企業が設備投資に向かえるような体制にするのがある意味での古典的な手法でありましたが、これは今使えないことは言うまでもありません

組んでまいりました。これは、私ども日本政府としないといふ公債残高を持つという事態は、これは看過し得ないということで対応してきました。これは我が国だけの政策としては適切であったかもしませんが、そのことによりまして経済が極めて沈滞をした。あわせまして、その他外的な要因も加わりまして、今や日本の経済の実態が即世界経済に大きな影響を及ぼしてきておるという、こういう現状でございます。

したがいまして、結論から申し上げますと、あらゆる手法を講じまして我が国の経済を活性化していくかなきやならない。そのため、大変僭越でございましたが、この内閣を経済再生内閣と、こう意味づけて対応しておるわけでございます。

そこで、景気を何とか回復しなければならぬ。その前提としては日本の金融システムが極めて危機的状況にある。言うまでもありませんが、多くの不良債権を抱えて、経済の血液たる金融が、体の隅々まで至らないという状況、ましてその原点であるところの金融を送り出すポンプたる心臓が、大きく病んでおるという状況でありましたので、一般、この国会を通じまして金融システムを安定のために全力を尽くして努力をさせていただきたまき、また国会におきましても、その認識に立ちまして種々法案を提案していくいただきまして対処いたしましたところだと思います。

ん。したがいまして、できるることは財政出動、それから税制、これでどの程度のことができるかということだと思います。

そういう意味で、私自身も総裁選挙のとき臨みました提案でござります所得課税あるいは法人課税の適正な、そしてしかも恒久的な意味合いを持つ、かつまた世界的に通用するような税制、これはある意味ではグローバルスタンダードを求められる日本の税制として、かつてどうしても所得課税、法人課税をある意味で世界以上に置いておく、これはある意味で国の財政としては税収を図りやすい手法であったわけですが、これを引き下げるというようなこと。

あるいはまた、財政出動いたしましては、前内閣からとつてまいりました十六兆の第一次の総合対策につきまして、ただこれは残念ながら、これが執行につきまして、ことしの状況、すなわち中央が支出する場合と、これに呼応して地方がこれにいかに対応できるかという点につきましては、残念ながら地方におきまして六月議会でこれを十分処理し得なかつたというような中、参議院の国政選挙もありまして、九月からの県議会によりましてこの対応策が講ぜられるということでありまして、ややこの点では、国、地方の一体の予算執行がおくれぎみになつてゐる。ですから、これをさらに加速をしていくこともございまさうが、加えまして、第二次の補正予算の中でどの程度のことが考えられるかということでございます。この点につきましては、いわゆる従来型のものでない形での予算の執行が可能なような案件について積極的に取り組む必要があるのでないかと思つております。

先ほど御指摘がありました生活空間倍増計画等、やはり国民がある意味で将来に対し夢を持つ、また持てるような形での財政出動ができるものでないかと。こういうようなことを含めまして、全力で努力を、国会におきましてのいろいろ御提案、あるいはまた山本議員もこうした案があつて、そういうことでありましたら積極的にお出しをい

ただいまして、こうしたものを勘案させていただ  
きまして、政府としてはあらゆる手法を通じてこ  
の事態を開闢する努力をいたしてまいりたい、こ

○山本「太君」 近いうちに山本奏をまとめて総理のところに持っていくたいと思つております。

タートされたわけでございますので、今のお言葉のとおり不退転の決意で経済対策に臨んでいただけみたい、このことを要望し上げます。  
もう一点、総理から御答弁をいただきたい点がござります。

てこの金融と経済の話を説明しようと試みております。商店街のおばあちゃんに会って、農家を回って、あるいは中小企業の社長さんに会って、サラリーマンの方々に会って、金融問題というのはこういうものだと、ない知恵を絞りながら一生懸命説明をしております。政治に興味のない茶髪でピアスをつけた二十代の若者には音樂を使って金融の問題を話しております。茶髪の人ももちろん政治に興味のある方もいらっしゃいます。そういう中で、やはり一番皆さんはから言われることは、とにかく日本の経済が大変なときだ、党利党略で動かないようにしてくれ、日本の将来を考えて行動してくださいと。これはもう政治家として当然のことだと思います。

もう一つ言わることは、この法案の審議には何でこんな時間がかかっているんだ、とにかく早く通さなきやいけないんだけれども、どうもあちこちもめているようで、どういうわけなんだと、こういうふうに聞かれるわけでござります。私はそのときに、これは民主主義のコストですと、このように説明をしているわけであります。今回の法律は、議員立法で今までとは違う形でいろいろ問題もありましたけれども政治主導でここまでやってきたんです。政策の実務者の会議で次にとらわれず専門性を生かして活躍した塙崎

恭久議員とか、そういう若い力が息づいて自民党

も変わっているんです、こうじょう御説明をして回っているわけであります。（自民党の中で苦労しているじゃないか」と呼ぶ者あり）自民党の中で苦労していくも私たちが応援をしているわけでござります。

う有権者の方々の懸念といつてもおかしくない。自民党的な考え方というものは、特に与党再生の計画そのものが銀行を救済するためにやっているのではないかという懸念であります。そのことにつきましては、これは銀行を救済するためのスキームではありません、金融システムを守り、金融の透明性を担保し、そして日本経済を活性化させるためにみんなで考えて最もコストのかからない一番いいオプションを選ぶ、その議論をしていく過程なんだと、こういう説明をするわけでございます。

これもまた国民の皆さんを見ていて大変いい機会でござります。

会でございますので、総理の口から、この早期は正スキームもそうですけれども、この法律もそうですが、銀行救済が目的ではない、これは日本の金融システムを守り、そして日本経済を活性化することが目的だ、助けるのは銀行ではなくて、銀行からお金を借りて汗を流して一生懸命頑張つている中小企業を始めとする善良な借り手の方々なんだということを改めて総理の口から一言御見解をいただきたいと思います。

○國務大臣（小淵恵三君） 全くお説のとおりと認識をいたしております。

ただ、金融の制度に責任を持つ銀行を初めとして各金融機関の存在ということは、これは極めて大切な存在であります。さればこそ、銀行につきましても、銀行法という法律をもつて、単に一企業の利益を求めることがなく、社会的責任を負つてゐるという立場で今日までその責任を果たしてきていただいたものとの考えております。しかし、今日多量の不良債権を抱えて、バブル時期における資金の提供等の実態にかんがみまして、かつま

た、それを今日大きな債権として不良のものとして抱えておるという実態が国民に対して、大変な金融機関に対する不信感も率直に言つてあること

とも事実であります。

銀行の救済というものでなくして、おっしゃるよう  
うに金融システム全体の安定のために、これをな  
し得ないと日本経済が先ほど申し上げますように  
動脈が切れて金融が隅々に行かない。そうすれば  
は、借り手たる方々が毎日孜々嘗々努力をしなが  
ら、その資金を活用しながら経営にいそしんでお  
る、それが企業として成り立たないという状況の  
中でございますので、そういった意味で、金融機

関自身の大きいなる反省と同時に、やはりこうしなくてはならないと金融機関が健全化することによりまして日本経済の活性の大きな役割を果たしていただきたい、そういう大きな立場から我々はこの問題に取り組んでおり、国会も同様のお気持ちで対処していくただいておるものと確信をいたしております。

○山本一太君　ありがとうございました。

金融の問題はなかなか説明するのが難しい問題だと思います。

われるのは、ハードランディングでもソフトランディングでもいい、何が日本のためにいいのか、そのやり方でやつてもらえばいいと。しかしながら、ハードランディングをした場合に最悪のシナリオではどういうことが起こるのか、例えばどのくらい企業が倒産して、どのくらい失業率が上がり、どういう痛みを伴うのか、そして何年後に日本経済がよみがえるのか、こういう道筋を示してほしい、こういうことを言われるわけですが、いまして、こういうショックレークーションはなかなか難しいとは思うんですが、総理みすから先頭で立ってこの金融システムの説明を積極的にやはり続けていただきたい、このことを一言御要望申し上げたいと思います。

総理の質問で思つたより二倍ぐらいの時間がかかりてしまいまして、大蔵大臣お待たせをいたしました、宮澤大蔵大臣に御質問させていただきま

先般、米欧各国によるワシントンでのG7会合  
というのがございまして、これは七カ国財相・中央銀行総裁の会合で、日本は岸田文雄外相と黒川東彦

金融と経済の問題に議論が集中をしたというふうに伺つております。大変異例なことだと思いますけれども、このG-7の声明の中で、日本に対しても金融システムの信頼回復、そして大胆な景気回復のための政策を求める、具体的に、適切な条件のもとで存続可能な銀行に公的支援を迅速に供与する、こういう一文が声明の中に入ったわけであります。

これについて、直接御出席をされた大蔵大臣にお聞きしたいんですけども、今回まとめられた金融再生の法案、大蔵大臣がよく、初めての状況で今までの常識から逸脱したようないろいろな状態なんでも、なかなか百点満点の回答というのは難しいとおっしゃっておりますけれども、今回まとめられておられるこの再生法案、これは国際的に見て日本経済の信頼を回復するに足るものだと思われるかどうか、その点について御感想を伺いたいと思います。

○國務大臣(吉澤喜一君) 今回のG7の会合は、前回もこの委員会で申し上げたかと思いますけれども、実はかなり異常な雰囲気のもとに開かれました。  
と申しますのは、もう既にニューヨークでヘッジファンドの破綻がありまして、やがてロシアの後、これはラテンアメリカにも波及をするんではないかということがかなりもう現実の問題として考えられておりましたので、最も異例でありましたのは、アラン・グリーンスパン連銀の議長が、今まで自分は、殊にアメリカの経済人というものはリスクを積極的にとつて進んできた、山本委員長が、はその辺の雰囲気をよく御存じですので、リスクをテーキングで進んできた、しかし、ロシアの出来

事以来リスクアバージョンに変わってしまった。

リスクから逃げようとする、俗な言葉で言えば、買つていった態度が売りに転じそうな気配がある。そうすると、これはかつて自分の経験したことのないことで、しかもそれがロシアの出来事から今度はラテンアメリカがあるかもしれないという国際的な雰囲気が起つてきそうに思つんで、それは非常に信用収縮を心配しているんだということを、それは先週の土曜日でございますけれども、ごく最近のこととござります。

ですから、彼はそれを公に聞こえてもいいつもりで言つておりますので、そういう意味での警告という意味での心構えはつきり言つたんだと思うんです。ちょうど一月前にはサンフランシスコで、九月の六日かと思ひますが、彼はインフレ警戒の基調からデフレ警戒の基調にということは申したんです。しかし、そのわずかの時間の間にそれだけ情勢が展開してしまつて、はつきりそういうことを言つて、したがつて、国際的な金融収縮を今どうかして防がなければならないんだということを、非常にもうアメリカ自身の問題になつてますから言つておるわけです。

その中で、今御質問のように、問題であるのは日本でござりますから、これはもうよくよく知られた事実でござりますので、問題は日本がいつこの金融収縮に対して新しい公的資本を投下して打開するかということが從来からの課題であつたわけですが、今度そういう背景がござりますので、日本の財政のことはほとんどもう言つ暇もなく、金融関連のこの二法の帰趨について非常な関心を持つて、したがいまして、そのことがあいう声の中にも盛られております。盛られた文句は、先般、小渕総理大臣がクリントン大統領と会談をされましたが、そのときと同じ表現でござりますけれども、会談そのものはもつともつと実は一種、緊迫しておりました。

そのときは、会談が開かれましたのはその前日に再生法案が衆議院を通つたところでござりますけれども、これから一体この法案はどうなるんだ

うかということ、そしてこれに盛られた十三兆円というものはどうなるんだろうか。それよりも

何よりも、これは第一段階の話であつて、実は、破綻的にはこれは破綻処理でござりますから、破綻前の持続可能な金融機関をどうやつて日本政府は助けていくのか、これに全部かかっているといふ感じでござりますから、その破綻前処理の、今で申しますと金融システムの早期健全化というあ

の部分ですが、これが本当に国会を通るんだろうかということが専らの関心でございました。○山本一太君　今の件についてはいろいろお聞きしたいことがあるんですが、少し時間が迫つてしまつたので、次の質問に移らせていただきたい

これまで銀行の不良債権の処理については、主に国内の不良債権の議論が行われてまいりました。この不良債権の問題といふのは、場合によつては海外にも広がる可能性があるということを指摘させていただきたいと思います。

特に日本の銀行は東アジアに随分融資をしておりまして、今の東アジアの経済状況あるいはこれから、通貨危機の後、経済が低迷しておりますから、これからも広がる可能性があるのかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞれの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権となる可能性があるかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権についても検査しておりますので、こうした形でのヒヤリングをやりますと、我が国の金融機関のアジア向け債権につきましては原則として為替リスクをヘッジしております。

それから、我が国の金融機関のアジア向けの債権のかなりの部分が日系企業でありますとかあるのは地場の大手優良企業に対するものであることなど、各金融機関とも為替リスクあるいは信用リスクに配慮した融資を行つてゐるというふうに聞いております。

○山本一太君　これはいろんな形で日本の銀行も

リスクヘッジをしている可能性はあると思います。例えば、為替のリスクヘッジもあるでしょうし、貿易保険もあると思うんです。貿易保険については、昨日ちょっと調べてみましたが、余り何かございません。いろんな事情があつてなかなかか貿易保険はかかりにくいということもあるのかかもしれませんけれども、これらの状況によつてこの問題はいろいろと推移が変わると思うんですけれども、この問題について、明らかに不良債権化するおそれもあるわけなんですが、どのように対応をとつていかれるのかについて、フォローをしてちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(日野正晴君)　これらの債権が不良債権となる可能性があるかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権についても検査しておりますので、こうした形でのヒヤリングをやりますと、我が国の金融機関のアジア向け債権につきましては原則として為替リスクをヘッジしております。

それから、我が国の金融機関のアジア向けの債権のかなりの部分が日系企業でありますとかあるのは地場の大手優良企業に対するものであることなど、各金融機関とも為替リスクあるいは信用リスクに配慮した融資を行つてゐるというふうに聞いております。

さ注意深く監視をしていただきたいというふうに思います。

時間が残り少なくなつてきたので、あと一問お願いをしたいと思います。

よく日本発の金融恐慌というふうに思いますが、特にアジアの経済危機については日本の経済の低迷がアジアの経済不振を招いている、こういふような論調が見られますけれども、これは実は双方のダウ・スパイラルになつておられます。いわんや、アジア経済がよくないというこれが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しいふうに思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。

五

○山本一太君　これはいろいろな形で日本の銀行も

リスクヘッジをしている可能性はあると思います。例えば、為替のリスクヘッジもあるでしょうし、貿易保険もあると思うんです。貿易保険については、昨日ちょっと調べてみましたが、余り何かございません。いろんな事情があつてなかなかか貿易保険はかかりにくいということもあるのか

かもしれませんけれども、これらの状況によつてこの問題はいろいろと推移が変わると思うんですけれども、この問題について、明らかに不良債権化するおそれもあるわけなんですが、どのように対応をとつていかれるのかについて、フォローをしてちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(日野正晴君)　これらの債権が不良債権となる可能性があるかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権についても検査しておりますので、こうした形でのヒヤリングをやりますと、我が国の金融機関のアジア向け債権につきましては原則として為替リスクをヘッジしております。

それから、我が国の金融機関のアジア向けの債権のかなりの部分が日系企業でありますとかあるのは地場の大手優良企業に対するものであることなど、各金融機関とも為替リスクあるいは信用リスクに配慮した融資を行つてゐるというふうに聞いております。

さ注意深く監視をしていただきたいというふうに思います。

時間が残り少なくなつてきたので、あと一問お願いをしたいと思います。

よく日本発の金融恐慌というふうに思いますが、特にアジアの経済危機については日本の経済の低迷がアジアの経済不振を招いている、こういふような論調が見られますけれども、これは実は双方のダウ・スパイラルになつておられます。いわんや、アジア経済がよくないということが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。

五

○山本一太君　これはいろいろな形で日本の銀行も

リスクヘッジをしている可能性はあると思います。例えば、為替のリスクヘッジもあるでしょうし、貿易保険もあると思うんです。貿易保険については、昨日ちょっと調べてみましたが、余り何かございません。いろんな事情があつてなかなかか貿易保険はかかりにくいということもあるのか

かもしれませんけれども、これらの状況によつてこの問題はいろいろと推移が変わると思うんですけれども、この問題について、明らかに不良債権化するおそれもあるわけなんですが、どのように対応をとつていかれるのかについて、フォローをしてちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(日野正晴君)　これらの債権が不良債権となる可能性があるかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権についても検査しておりますので、こうした形でのヒヤリングをやりますと、我が国の金融機関のアジア向け債権につきましては原則として為替リスクをヘッジしております。

それから、我が国の金融機関のアジア向けの債権のかなりの部分が日系企業でありますとかあるのは地場の大手優良企業に対するものであることなど、各金融機関とも為替リスクあるいは信用リスクに配慮した融資を行つてゐるというふうに聞いております。

さ注意深く監視をしていただきたいというふうに思います。

時間が残り少なくなつてきたので、あと一問お願いをしたいと思います。

よく日本発の金融恐慌というふうに思いますが、特にアジアの経済危機については日本の経済の低迷がアジアの経済不振を招いている、こういふような論調が見られますけれども、これは実は双方のダウ・スパイラルになつておられます。いわんや、アジア経済がよくないということが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。

五

○山本一太君　これはいろいろな形で日本の銀行も

リスクヘッジをしている可能性はあると思います。例えば、為替のリスクヘッジもあるでしょうし、貿易保険もあると思うんです。貿易保険については、昨日ちょっと調べてみましたが、余り何かございません。いろんな事情があつてなかなかか貿易保険はかかりにくいということもあります。

○政府委員(日野正晴君)　これらの債権が不良債権となる可能性があるかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権についても検査しておりますので、こうした形でのヒヤリングをやりますと、我が国の金融機関のアジア向け債権につきましては原則として為替リスクをヘッジしております。

それから、我が国の金融機関のアジア向けの債権のかなりの部分が日系企業でありますとかあるのは地場の大手優良企業に対するものであることなど、各金融機関とも為替リスクあるいは信用リスクに配慮した融資を行つてゐるというふうに聞いております。

さ注意深く監視をしていただきたいというふうに思います。

時間が残り少なくなつてきたので、あと一問お願いをしたいと思います。

よく日本発の金融恐慌というふうに思いますが、特にアジアの経済危機については日本の経済の低迷がアジアの経済不振を招いている、こういふような論調が見られますけれども、これは実は双方のダウ・スパイラルになつておられます。いわんや、アジア経済がよくないということが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。

五

○山本一太君　これはいろいろな形で日本の銀行も

リスクヘッジをしている可能性はあると思います。例えば、為替のリスクヘッジもあるでしょうし、貿易保険もあると思うんです。貿易保険については、昨日ちょっと調べてみましたが、余り何かございません。いろんな事情があつてなかなかか貿易保険はかかりにくいということもあります。

○政府委員(日野正晴君)　これらの債権が不良債権となる可能性があるかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権についても検査しておりますので、こうした形でのヒヤリングをやりますと、我が国の金融機関のアジア向け債権につきましては原則として為替リスクをヘッジしております。

それから、我が国の金融機関のアジア向けの債権のかなりの部分が日系企業でありますとかあるのは地場の大手優良企業に対するものであることなど、各金融機関とも為替リスクあるいは信用リスクに配慮した融資を行つてゐるというふうに聞いております。

さ注意深く監視をしていただきたいというふうに思います。

時間が残り少なくなつてきたので、あと一問お願いをしたいと思います。

よく日本発の金融恐慌というふうに思いますが、特にアジアの経済危機については日本の経済の低迷がアジアの経済不振を招いている、こういふような論調が見られますけれども、これは実は双方のダウ・スパイラルになつておられます。いわんや、アジア経済がよくないということが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。

五

○山本一太君　これはいろいろな形で日本の銀行も

リスクヘッジをしている可能性はあると思います。例えば、為替のリスクヘッジもあるでしょうし、貿易保険もあると思うんです。貿易保険については、昨日ちょっと調べてみましたが、余り何かございません。いろんな事情があつてなかなかか貿易保険はかかりにくいということもあります。

○政府委員(日野正晴君)　これらの債権が不良債権となる可能性があるかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権についても検査しておりますので、こうした形でのヒヤリングをやりますと、我が国の金融機関のアジア向け債権につきましては原則として為替リスクをヘッジしております。

それから、我が国の金融機関のアジア向けの債権のかなりの部分が日系企業でありますとかあるのは地場の大手優良企業に対するものであることなど、各金融機関とも為替リスクあるいは信用リスクに配慮した融資を行つてゐるというふうに聞いております。

さ注意深く監視をしていただきたいというふうに思います。

時間が残り少なくなつてきたので、あと一問お願いをしたいと思います。

よく日本発の金融恐慌というふうに思いますが、特にアジアの経済危機については日本の経済の低迷がアジアの経済不振を招いている、こういふような論調が見られますけれども、これは実は双方のダウ・スパイラルになつておられます。いわんや、アジア経済がよくないということが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。

五

○山本一太君　これはいろいろな形で日本の銀行も

リスクヘッジをしている可能性はあると思います。例えば、為替のリスクヘッジもあるでしょうし、貿易保険もあると思うんです。貿易保険については、昨日ちょっと調べてみましたが、余り何かございません。いろんな事情があつてなかなかか貿易保険はかかりにくいということもあります。

○政府委員(日野正晴君)　これらの債権が不良債権となる可能性があるかどうかというお尋ねでござりますが、これはそれぞの国の経済あるいは債務者の個別の事情によりまして一概に申し上げることは困難でござりますけれども、最近私どもは検査をやつております。検査では海外向けの債権についても検査しておりますので、こうした形でのヒヤリングをやりますと、我が国の金融機関のアジア向け債権につきましては原則として為替リスクをヘッジしております。

それから、我が国の金融機関のアジア向けの債権のかなりの部分が日系企業でありますとかあるのは地場の大手優良企業に対するものであることなど、各金融機関とも為替リスクあるいは信用リスクに配慮した融資を行つてゐるというふうに聞いております。

さ注意深く監視をしていただきたいというふうに思います。

時間が残り少なくなつてきたので、あと一問お願いをしたいと思います。

よく日本発の金融恐慌というふうに思いますが、特にアジアの経済危機については日本の経済の低迷がアジアの経済不振を招いている、こういふような論調が見られますけれども、これは実は双方のダウ・スパイラルになつておられます。いわんや、アジア経済がよくないということが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。アジアと日本の関係を見てみると、輸入とも四割近いシェアを占めている、投資についてもかなり大きなかウエートを占めているといふことが日本経済に悪い影響を及ぼすということが正しく思つてます。

五

○山本一太君　ありがとうございます。

ただいま山本委員が仰せになりました東アジア八ヵ国、仮に中国、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ、シンガポール、八ヵ国をとらせていただきますと、国際決済銀行の統計によりますと、昨年十二月末現在における貸出債権の残高は約一千六百八十四億ドル、これは日本円に換算いたしますと約二十一兆九千億円となつております。

五

○山本一太君　ありがとうございます。

ただいま山本委員が仰せになりました東アジア八ヵ国をとらせていただきますと、国際決済銀行の統計によりますと、昨年十二月末現在における貸出債権の残高は約一千六百八十四億ドル、これは日本円に換算いたしますと約二十一兆九千億円となつております。

五

を日本としてやつて、こうとしているのか、その点について二分でお答えをいただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨年からこの問題はすつとアジア諸国と我が國との間でいろいろ議論になつておつたことでござりますけれども、多分段階ではいいのだろうと思います。

目的は、アジアの国々、ASEANの国々がこれから通貨危機の後に立て直しをしなければなりません。そのためには、いつでもそうでございますけれども、産業のリストラをやるとか金融秩序をつくるとか、あるいは失業が多ければネットワークが要りますし、公共事業も要りますし、あらゆる施策をしなければならない。しかし、金がないわけでござりますから、その金をよそでつくるのに日本がひとつ一役買いましょうと。

輸出入銀行が、ODAも円借款もございますけれども、そういうものを貯めてしまふ、それから起債をされるときは保証もいたしましょう、利子補給もさせて結構です、国際銀行との関連で協調融資も輸銀が中心になつてしまふと、そういう部分が一つでございます。

もう一つは、とにかく外貨がないのでございますから、輸出をしようにも輸入の材料を買う金がございません。そういう為替関連の、貿易関連のお金をお貸ししましょう。

前者は百五十億ドル、当然やや長期になりますし、後者は同じく百五十億ドル、短期になると思いますが、そういうお助けをいたしましたといふことで、歳相と中央銀行総裁に御説明いたしましたが、大変喜んでいただいて、具体的な折衝にこれからバイで入りたい、こういうことになりました。

二分たちました。

○山本一本君 びつたりで、ありがとうございました。

○委員長(坂野重信君) 関連質疑を許します。田中直紀君。

○田中直紀君 自由民主党の田中直紀でござります。関連質問を申し上げます。

金融関連法案も成立のめどが立つたということで大変明るいニュースであるわけでありますけれども、一方で、御存じのとおり、東京株式市場で十二年八ヵ月ぶりに一万三千円の平均株価を割るという安値を更新したわけでござります。御存じのとおり、銀行関連におきましても信用収縮の影響が出てくるわけでありますし、含み資産が減る

ということでおきまして、この事態を開してます。小渕内閣にとって金融問題、一つ山を越えたわけでありますけれども、これから経済対策につきまして、現在の日本経済の現状をまずどういうふうに認識をされておるか、それに基づいてやはり大胆に対策を講じていかなければいけない、これが何よりも、やはり政権がかわりますと、まず新しい期待感といつものがあろうかと思います。

ます。

○国務大臣(小渕恵三君) 今朝も経済月例会議を内閣といたしました。経企庁長官もございました。ここにおられます、報告によりましても大変厳しい状況であることは依然として継続をいたしておりますが、おきています。

個人消費は依然として低調でござりますし、住宅建設もいつときの三百三十万戸、四十万戸といふ時代でなくして百万戸に近くなつてきておりまして、大変低水準が続いております。設備投資も大幅に減少し、特に中小企業の減少が著しいということがでござります。また、輸出は全体として横ばいの状況になつておりますが、これはやはり為替の問題もあるつかとは思いますが、そういう点で輸出を大きく伸ばすという環境でもない。また、国内の最終需要が極めて低調でございまして、したがいまして当然のことながら生産は減少傾向にあるといつうことです。残念ながら、景気は低迷状態が長引いて厳しい状況にあるといつうこと

とは率直に申さざるを得ません。

したがいまして、先ほど答弁にも御答弁申し上げましたけれども、それを打開するためには何がなし得るかということで今までで得る限りの手は打つたつもりではありますけれども、さらなる対策を講じてこの事態を開してまいりたい、このように考えておる次第でござります。

○田中直紀君 大変、小渕総理には打開していく決意を述べていただきたわけでありますけれども、やはり政権がかわりますと、まず新しい期待感といつものがあろうかと思います。

今日本の社会において何か変わったという印象を持たない、そしてまた新しい希望といふことでありますけれども、これから経済対策についても、やはり政権がかわりますと、まず新しい期待感といつものがあろうかと思います。

今日本の社会において何か変わったという印象を持たない、そしてまた新しい希望といふいうふうに思うわけでありますけれども、小渕総理に、日本経済の現況についてどのように認識をされておるか、まずはお尋ねをいたしたいと思います。

個人消費は依然として低調でござりますし、住宅建設もいつときの三百三十万戸、四十万戸といふ時代でなくして百万戸に近くなつてきておりまして、大変低水準が続いております。設備投資も大幅に減少し、特に中小企業の減少が著しいといふことでござります。また、輸出は全体として横ばいの状況になつておりますが、これはやはり為替の問題もあるつかとは思いますが、そういう点で輸出を大きく伸ばすという環境でもない。また、国内の最終需要が極めて低調でございまして、したがいまして当然のことながら生産は減少傾向にあるといつうことです。残念ながら、景気は低迷状態が長引いて厳しい状況にあるといつうこと

ります。

なお、先ほど答弁の中で、住宅着工件数につきまして百万戸前後と言いましたが、百十萬から百二十万ということでございました。しかし、依然として最盛時に比べれば大変残念ながらそれが低迷しておることも多きに景気に影響しておるといふことがありますので、こうした住宅対策に対しても何らの方策が講ぜられないか、あるいはまた既に住宅を得ておられる方々に対する何らかの対応ができないか。これは直接的には景気に影響するわけではありませんが、そうした住宅を取得した方々がローンその他で悩んでおられる、このことが結論的に見ますと消費の低迷につながつておるというようなこともありますので、そうした方々の安定的生活設計のためにもどういう手口以降、経済問題におきましても恐らく企業は大変萎縮をしてくる、あるいはリストラを進める。そうしますと、雇用の問題あるいは収入の面で人々が大変不安を増長させる、こういうことが年内に起つてくるわけでござりますし、十兆円の経済総合対策の検討に入った、こういうことになりますけれども、今の実情からいいますと、後で経企庁長官にもお伺いしたいと思いますが、いわゆる需給ギャップが三十兆円以上を超えておるのではないか、こういう経済環境にあると認識をいたしております。

○田中直紀君 先ほど、これから十兆円の経済総合対策の検討に入る、こういうお話をございました。

堀屋経企庁長官にお伺いいたしたいと思います。昨年は御存じのとおり増税の年、九兆円の国民負担がふえた、こうすることで十五兆円以上の需給ギャップが生まれた。これが年が明けてから非常に生活不安になつてきたわけであります。その後の十六兆円の経済対策においても、二月の二兆円の減税、あるいは八月一日の四兆円の減税としましても、この需給ギャップを埋めるだけになつておらない。これから十六兆円の経済対策の効果も出てくると思いますが、今我が国の需給ギャップが、通産省でも試算しておるといふに聞きますが、私は、昨年の倍の三十兆円以上の需給ギャップが生まれ、企業が大変である、あるいは生活環境も変わつてきておる。個人消費も伸びない、冷え込んでいるという状況ではなかろうかと思います。

ですから、今対策を検討するのであれば、やはりせめて少なくとも二十兆円以上の経済対策を速やかに実行できるよう経済環境ではなかろう

か、実行しなければいけないというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(堺屋太一君) お説のように、不況が長引いておりまして、需給ギャップがかなり発生している。それが正確に今何兆円分であるか、これは諸説紛々でございまして、三十兆円というのは一つの御認識だらうと思います。

これに対しまして、政府は十六兆円の総合経済対策、そして小渕内閣が発足する以前から十兆円の第二次補正予算、さらに七兆円に達するであろう減税項目等を講じておりまして、これが全部発動されると大体三十三兆円という、単純に足しますとそれぐらいになります。さらに乘数効果その他のことを考えますと、かなりの規模の下支えにはなるだらうと思います。

しかしながら、先ほどから議論がございますように、消費の冷え込みあるいは投資の冷え込み、さらには住宅建設が三年ほど前には百六十万戸もあったのが今百十万戸台、百十数万というぐらいに減っておりますから、そういうものの動向がどうなるのか。これに公的資金あるいは減税の流入でどれだけ刺激が与えられるのか、まだ十分にわかつております。

私は、この財政出動及び減税によって下支えの効果はあるだらうけれども、世間のマインドが非常に冷え込んでおりますから、これだけで景気を回復することにはなかなかならないんじやないか。また、国際的にもいろいろと先ほどから御質問がございましたように不安要因がありますが、さらに大胆な将来を遠望した構造的な改革で、國民を安心させるような施策もこれから急いでとつていて、その両方を合わせて国民のマインドを引き上げていく、そういうことが必要になつてくるんじやないかと考えております。

○田中直紀君 下支えにはなるけれども、なかなか景気浮揚にまで立ち至つていらないという政策の分析ではなかろうかと思いますので、小渕内閣としても全力を挙げてあらゆる手段を使って国民の不安を払拭できるような政策の実行をお願い申し

上げたいと思います。

引き続きまして、金融問題も山を越したという状況になりますけれども、これからの不良債権の処理のマクロ経済への影響についてお伺いをいたしたいと思います。

金銀の不良債権につきましては、先般、金融監督厅から八十七兆円の不良債権、こういうことありますけれども、しかしそのほかの五百五十兆の貸し出しの中でも三十兆ぐらいの不良化も今後出てくるのではなかろうかということでござります。そうしますと、百兆円以上の不良債権をこれから公的資金も導入の道が開かれましたけれども投入をして、そして早くこの経済、今景気浮揚までの対策になつておらないという中で、一方で金融問題についても百兆円以上の不良債権を処理していくかなきやいけないというところに立ち至つておるわけであります。これを経済学者に聞きますと、やはり二、三年はかかる、こういうことを言われるわけ에서는から、なお一層経済の土俵といふものが厳しい我が国の環境下に置かれおるということではなかろうかと思います。

この不良債権全体でマクロ的に見て、いつころり越えていかれるか、経企長官にもう一度お伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 銀行の抱えている不良債権の詳しい数字については経企監よりも金融監督厅なりの方が正確に把握していると思いますので、こく大きばな話としてお聞きいただきたいと思います。

金融機関の抱えている債権、いわゆる第II分類というのが多いんですが、これがすべて不良債権になつてしまつたわけではございません。これは要懸念といふだけでございますが、それは健全な形の方に行つてくれるんじやないかと考へております。しかし、そういうものが相当あることは、金融収縮、それがさらに金融機関の貸し

渡りから、それを懸念いたします取引銀行の手形

引き続きますと、金融問題も山を越したという状況になりますけれども、これからの不良債権の処理が連鎖的に起つてまいりますれば、一部起つてありますけれども、しかしそのほかの五百五十兆の貸し出しの中でも三十兆ぐらいの不良化も今後出てくるのではなかろうかということでござります。そうしますと、百兆円以上の不良債権をこれから公的資金も導入の道が開かれましたけれども投入をして、そして早くこの経済、今景気浮揚までの対策になつておらないという中で、一方で金融問題についても百兆円以上の不良債権を処理していくかなきやいけないというところに立ち至つておるわけであります。これを経済学者に聞きますと、やはり二、三年はかかる、こういうことを言われるわけではなかろうかと思います。

御質問の、どれぐらいの期間かかるかということでございますが、これは金融機関によつて相当違うと思います。そしてまた、この不良債権さえ処理すれば金融機関がすべて健全になつて非常に活力が出てくるというような形のものでもないと思います。やはり金融機関が不良債権の処理とともに拡大的な意欲的な考え方を持つていただきて、そして新規企業成長性のある企業に、リスクはあつてもハイリターンを求めてどんどん貸し出していくというような態度になつてくれないと本当の経済再生は成り立たないんじやないかと思います。

そういう意味では、どの銀行も一齊にということもなくして、従来は銀行は護送船團的に見られておりましたが、これからはやはりすぐれた銀行がトップを走る、あるいは零細な中小の金融機関でも内容がよくて意欲的なところがトップを走るというような形が出てくるだらうと思います。

そのためには、銀行が、この事業は有望だ、この人物は経営者として信頼できるという審査能力を回復する必要がある。バブル経済の間に、担保評価さえしていれば人物や事業を評価しなくともやつていたといったいう時代がございました。これが

私は、すぐれた銀行はかなり早い機会にそついた状態になつてくれると期待しております。

○田中直紀君 大蔵大臣には金融問題で大変御尽力をいたいたわけありますし、実行段階におきましても引き続き大蔵大臣として御尽力をいただくこと理解をいたしております。

この不良債権の処理は大変大きな問題であるわけありますけれども、これから全体的にこの処理についてどういう点を心がけて政府は実行をしていくか、その点について大蔵大臣からお伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいまの現状は、金融機関はリストラをしなさい、徹底的にやりなさいと言つておる。しかし、片方では貸し渡りはやめなさいと言つておる。しかも、片方では貸し渡りはやめなさいと言つておる。しかしながら、こんな無理な話はないわけですね。支店長にしてみると、恐らくいい貸出先を見つけた支店長よりはたくさん回収した支店長の方が出来するという雰囲気でありますから、これは無理なことを言つておる。

銀行からいえば、リストラはいたします、それは厳しい条件でも何でもいたします、しかし貸し渡りも同時にするなどおつしやつてもどこかから金が出なきやそれはやれつございませんといふのが、それを公的資金で救わないと貸し渡りも直らないし日本経済は救えないんだといふ、私はごくごく単純な議論だと思うのでござります。

それで、国会でそういう法案をお許しいただけましたらそういうことをしていつて、同時に、しかし今までと違いますのは、これで金融監督厅の検査が厳しくなりますから、おのずから優劣がはつきりしてまいります。情報開示をすることが銀行にとっては得になる。開示しない銀行は怪しいんじゃないかというような雰囲気になつてまいりますから、そういう競争と責任追及との中で債権回収が進んでいかなければならぬ、こう思つておるわけであります。

○田中直紀君 引き続きよろしくお願いを申し上げます。次に移りますが、長銀の問題と、そしてまた北

海道の拓銀の債権の引き継ぎについて若干お伺いをいたします。

長銀の問題につきましては、先般ある記事を読んだ中で、日下公人さんが、経済評論家でありますけれども、長銀に三十年勤めておったということ、記事になつております。足かけ三十年も勤めた経験からいって、その中で、「二十年前から長銀の本来の役目は終わつてしまつたんじやないか」という議論はあった、「本当に、とくに役割を終えて解散していなければならなかつたのに、大蔵が業務内容を変えて存続させてしまつた。今、考えるとそこがおかしかつた。」こういふ話であります。「本当に悪いのは、当時のトップの数人だったと思いますよ。深い見通しもないまま数兆円の金を動かしてしまつた。」こういうことも反省をしながら、今長銀を離れた立場で大変気安く話をしておるという印象も「ざいますけれども、やはり護送船団方式といふ問題の中、今は不良債権の回収ということで大変逆の環境になつておるわけであります。当時の銀行の方々に聞きますと、お金を貸さなければその銀行にいられない、こういうような環境になつてしまつた。

一般、参議院の本会議で、過剰流動性がとめられなかつたというバルの反省を大蔵大臣からも伺いましたけれども、やはり民間活力をきつちりとつけていくしかし一方で、護送船団方式を止めました。しかし一方で、護送船団方式では大蔵大臣から、その辺の印象と、そしてまたこれから臨む決意をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 護送船団方式といふのはみんなが樂をする方式でございますから、この中からチャンピオンは出てこない。ですから、こういうビッグバンになりましてもなかなかチャンピオンが出ないような方式であったと思ひます。しかし、世間から厳しい御批判があつて、護送船団方式というのは、端的なことは、もう今そ

のものでございますから、護送船団方式の扱い手はいらない。

金融業界の方は、監督庁の検査がここで初めて一つのスタンダード、一つの物差しで行われることになりますから、もうやむを得ず優劣というものが出てきます。そうすると、護送船団方式では、自分のところは優等生だが隣の劣等生も救われなどやならないからなるべく優等生の顔をしちゃいかもう自分の生き残りでござりますからそんなことは言つていられないんで、国際競争もございま

すから、私のところはこういう情報を開示して見てください、こういう金融商品を売つておりますと言わざるを得ないことになつてしまつて、それは私は消費者にとって大変いことだと思いま

すが、それが護送船団方式の終焉であるといふふうに思つております。

○田中直紀君 十月十六日に拓銀の債権の引き継ぎ問題の最終結論が出来るという話を聞いております。北海道の経済におきましては大変厳しい環境下にあるということでございますが、北洋銀行は一兆八千億の債権の引き継ぎを内々決めております。北海道の企業が疑心暗鬼のことがとまつているという状況でありますし、今、大企業がとまつているという状況でありますし、今、大企業譲渡を受けた後はぜひ十三兆円の方のスキームで北洋銀行に資本の注入をしてもらわないと北洋銀行の方も倒れると、こういうことを言つてこちらまでございました。私は、まだその当時は佐々波委員会が当然存在するだろうと思っておりましたので、各界各層、これは与野党の北海道選出の先生方に対しましては、佐々波委員会にぜひお願いして、私もそのメンバーの一人であるから、十三兆円の方からぜひそれを使わせてもらうように努力したいということをその当時、八月ごろですが申し上げております。実は十三兆円がこのように前の方ともしげになるとは思つておりませんでしたものですから、申し上げております。

したのは預金保険法上の十七兆円の方のスキームで処理してまいりました。私どもが去る六月三十日現在での拓銀の資産の内容を清算検査いたしました結果、はつきり資産、負債の内容がわかりましたので、去る十月一日に預金保険法上の適格性の認定を金融監督庁としていたしました。

これからは、この預金保険法上の手続に従いまして、債権の分けといいますか、整理回収銀行の方で買いつてもらえる分と、それから北海道分は北洋銀行、それから本州分は中央信託銀行の方でそれぞれ営業譲渡といふことで、営業譲渡契約も本年五月には成立しております。この営業譲渡に当たりましては、当然のことながら資産と負債をスクリエアにする関係上、預金保険法上の資金の援助がなされることになります。

ただ問題は、北洋銀行の方にその資産と負債とがスクエアになつた形で参りましても、よくこれにかかるということになりますと、北洋銀行の方の現在の資本ではとてもそれを支え切れるような状況ではございません。

この夏以来、北海道の各界各層の方々から、営業譲渡を受けた後はぜひ十三兆円の方のスキームで北洋銀行に資本の注入をしてもらわないと北洋銀行の方も倒れると、こういうことを言つてこちらまでございました。私は、まだその当時は佐々波委員会が当然存在するだろうと思っておりましたので、各界各層、これは与野党の北海道選出の先生方に対しましては、佐々波委員会にぜひお願いして、私もそのメンバーの一人であるから、十三兆円の方からぜひそれを使わせてもらうように努力したいということをその当時、八月ごろですが申し上げております。実は十三兆円がこのように前の方ともしげになるとは思つておりませんでしたものですから、申し上げております。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。

北海道拓殖銀行は昨年十一月に破綻いたしました。その後、いろいろなスキームで今まで処理してまいりましたが、結局今まで処理してまいりましたが、

保険法の最初の改正案によりました預金を図つていくところでありますけれども、その中

でアカウンタビリティの問題についてどういう

ふうに取り扱っているか、また大臣の御所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君) ただいま情報公開法につきましては、国会の方で与野党で大変御熱心な協議を続けていただいておりまして、何とか今国会中に成立が間に合うようにということを願つております。

今の田中委員の御質問でございますけれども、我が国は憲法にも定められたとおり国民主権の国家でございますので、主権者である国民から信託を受けて内閣が行政権行使しておる、そして内閣が行政各部を通じて執行しておるわけでございましておるのかという執行状況、行政権の行使についての説明があつて当然であるわけでございま

す。しかしながら、従来はややかつての官尊民卑と言われた土壤を引きずつておつて必ずしもそうではなかつたということでございます。それを今度情報公開法で、國民から求めがあれば例外的なものをお除いてはちゃんと出す、示すということになります。

一方田中委員がおつしやいましたアカウンタビリティーということでおざいます、これがもう一つ情報公開と違うのは、求められなくとも進んで、定期的にどうか、何か一つの形でもって行政の執行の状態について説明をする責任がある。そしてそれは、単に消極的に説明をするといふだけではなくて、その疑問の点について、役所側が説明をしたいということと聞きたいという側のことは当然違つてございますから、ここは

足りないということについては質問を受ける状態で情報の開示をしなければいけないということです、プラスアルファのことがあると思っております。それについては、この情報公開法の成立を契機に、国会においてももう一工夫、二工夫、そしていろいろなノウハウの蓄積が必要なのではない

かというふうに思つております。

○田中直紀君 私も参議院の席に着かせていただきましたけれども、今回の金融問題につきましては、当然参議院においては政権政党少数与党とい

うことになりましたから、与野党的折衝が先行を願いを申し上げたいと思いますが、金融問題でこれだけ国民の関心が深まつたわけありますので、法案が成立をした後も委員会を何らかの形で存続して、情報公開並びに国民に説明責任とい

ますか、しっかりとその責任が実行されておる、そして効果が上がつてきておる、多くの参考人を呼びながら、引き続き委員会をやってもらいたいと私から委員長に要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。(拍手)

○齋藤勤君 民主党・新緑風会の齋藤勤でござい

ます。経済再生に向けて、再生内閣、小渕内閣、小渕総理大臣を迎えての質問でございます。私と関連の築瀬議員、あわせて民主党・新緑風会をそれぞれ代表いたしまして幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。

総理、大変恐縮でございますけれども、質問通

告はしていかつたのですが、昨日、日韓の新しい歴史的なページを開くということで、韓国大統領を参議院議場にお迎えいたしまして、大変すばらしい演説を私も伺いました。大変ある意味では本当に長い歴史の中でのわざかな時間かもわかるまいですが、そういう意味では長い歴史を短いスピードの中でも受けとめさせていたきました。

また、夜もいろいろ晩さん会とかあったようですが疲れあつたと思うんです。

そこで、この日韓の問題ではないんです。同じ

日に、きのう住友信託銀行の高橋社長が記者会見をされまして、外的状況が大きく変わつた、そして長銀との合併を事実上白紙撤回することを表明したということがきのう記者会見で述べられていました。

これは直接法案等にもかかわりませんから詳し

く詰めた話をするつもりはございませんが、かねてこのことが起きている経過の中で、民間企業を官邸に総理自身が招いて合併について促進をする

という、こうことはかつてなかつたわけですが、そのこと自体大きく報道されたわけありますけれども、住信の社長が国有化で状況が変化をしたということで白紙撤回をしたということについて、総理としてどう今の時点を受けとめているのか、所感を伺いたいというふうに思いました。

それから、たまたま今、田中直紀委員が金融問題の山を越えたんではないかということを二度ほど言われているんですけど、多分多くの国民はそんな気持ち毛頭ないわけなんで、それに対して質問じやございませんからお答えがなかつたのは当然かもわかりませんが、金融問題が山を越えたなんて全く思つていらないんで、これについての所感についてもあわせて伺いたいと思います。

○國務大臣(小渕恵三君) まず後段の方から申し上げますと、まさに今、金融再生法案が衆議院として参議院に御審議をいたしておるさなかでございまして、そのために特別委員会が設けられておりますので、そのために特別委員会が設けられて

与野党間でこうして御議論いたしております。私ども政府といたしましては、一日も早くこれを成立をお願いいたしておりますが、一方、早期健全化スキームにつきましての法律は衆議院におきまして昨日提案されまして、本会議におきましては本当に長い歴史の中でのわざかな時間かもわかるまいですが、そういう意味では長い歴史を短いスピードの中でも受けとめさせていたきました。

また、夜もいろいろ晩さん会とかあったようですが疲れあつたと思うんです。

そこで、この日韓の問題ではないんです。同じ

日に、きのう住友信託銀行の高橋社長が記者会見をされまして、外的状況が大きく変わつた、そして長銀との合併を事実上白紙撤回することを表明したということがきのう記者会見で述べられていました。

これは直接法案等にもかかわりませんから詳し

長の記者会見でございますが、これは信託協会会長として記者会見をされたそうでございますが、その中で、長銀との合併交渉につきましては、從来の民間ベースでの合併検討から新法の枠組みの

中での検討という新しいステージに移りつつあると認識していると述べられたと聞いております。いずれにいたしましても、長銀問題につきましては、与野党合意においてこれに適応できる特別的管理の枠組みを確定し、新しい法律で規定しましたとされたところであります。

では、与野党合意においてこれに適応できる特別的管理の枠組みを確定し、新しい法律で規定しましたとされたところであります。

住友信託の高橋社長の御発言もこうした状況を踏まえ発言されたものと理解をいたしております。私が前段に高橋社長をお招きいたしまして長銀との合併の問題につきましてお考えをお聞きし、金融業界再編の中で金融安定の状況が一日も早く国民または世界の理解を求めることができればよろしいということで当初いたしました。

しかし、その後の経過の中で、現行の金融一法につきましてもそのスキームが変わってまいることになりましたので、そうしたこと踏まえまして、恐らく高橋社長としては今のような御発言につながつておるものと思つております。

とより合併問題は、これは民間の企業体同士が十分検討された上で最終判断をされると思いますが、我々としては現在国会でかかっておりまして法律に基づきまして、これが成立いたしますればその段階でこうした問題につきましてのそれぞれの企業体の責任者も決断し実行されるのではなかつておるものと思つております。

○齋藤勤君 今も御答弁ございましたけれども、総理がいわゆる民間企業を、金融機関を官邸に呼び、合併についてのそういう話し合いをされたと。今回、それでは住信の社長さんからきのうの記者会見の前に総理にこういう会見をしますといふようなことは何か御報告なり説明がございましたですか。

○國務大臣(小渕恵三君) 私に対しましてはそのようなことはもちろんございませんでした。

くになりますので、次に、いわゆる経済・金融問題は日本、アジアあるいは世界を取り巻く暗雲、そしてまた暗雲の中に光明を見出さなきやならないということで、私たちは大変大きな課題をしようと申しますが、もう一つ我が国にとりまして、数日来と申しましょつか、もうずっと長い間、防衛庁のいわゆる調達本部の水増し請求問題が毎日、新聞に出ない日はない、テレビでも報道されない日はないということで、もう国民の中には防衛庁は一体何をしているんだということで今批判が大変巻き起こっているのではないかというふうに私は思います。

この水増し請求に絡みまして天下りの強要等を図つて逮捕された元調達本部副本部長あるいは前施設庁長官、今日までの防衛庁の歴史の中でもなかつたわけであります、さらに電機メーカーからも役員の逮捕がある、さらにはたびたびの家宅捜索、多分防衛庁自身も三たびぐらいい家宅捜索を受けているのではないかとうふうに思いました、事務次官室等も含めて対象に入っているといふうな報道もございます。加えて、証拠隠滅も図つたということで、どうも事もあろうに防衛庁のすぐそばにある青山墓地で書類が積みかえされまたどこかへ運ばれるなんということも報じられている。一体どうなつていいんだ、防衛庁幹部が証拠隠滅に関与しているのではないかと。これは防衛庁長官、私も外交・防衛委員会で幾つかやりとりさせていただきまして、防衛庁としてこの調査委員会を設置して証拠隠滅等さまざま問題について解明をしていくということについての報告は伺つております、近々防衛庁としてこの調査委員会の発表もあるとうふうに聞いております。

総理、この逮捕があつた時点での総理としての所感も述べられておりますけれども、いつ防衛庁が私ども国会、国民に対しても報告をされる、そんな運びになつていいのか、そして、今この時点で国民に対して防衛庁調達本部の背任事件等に係る国民の皆様に対する総理としての考え方について

述べていただきたといふうに思います。これが三度にわたりまして家宅捜索を受けたことによりまして、組織的に証拠隠滅を行つていたとの疑惑であると考へております。現在、防衛庁におきまして一層の綱紀保持を徹底するとともに、調達制度のあり方の検討や自衛隊の再就職の問題への取り組み等、諸施策につきまして、事務次官長とする調査委員会を設けておるところでございます。

委員も防衛庁長官と十分な質疑応答をされたと思いますが、私ども、防衛庁、額賀長官、この問題に対しましては極めて真剣に対応いたしておりました、いろいろの調査結果も可及的速やかにおり出しができるよう検討いたしておりますと私は承知をいたしております。確実な点につきましては今承認をいたしませんが、ぜひ防衛庁長官初め事務次官挙げて、みずから自淨能力を内外に明らかにする意味からも徹底的な調査の上、国民にいたしております。

○齋藤勤君 その場合、私は、事件の徹底究明と、そして責任の問題があると思うんですね。

國防の最高責任者は総理であることは言うまでもないと思うんですが、今回の事件が起きる相当前から長い間報道されております。特に私は大変問題だなと思いましたのは、七月十四日だと思いまますけれども、防衛庁として地検に、防衛庁のいわゆる調達のあり方等についての見解を上申書という形で出しております。防衛庁のやり方という

のは間違いかつたんだということを地検に出しているんですね。この中身は問いません。

私は、事務次官なり防衛庁長官を新しい人間にかえて、新しいうりーダーのもとで仕事をしていくんだということがなければ、職員に対してもあるいは全国の隊員に対しても責任の問題では説明がつかないんではないかとうふうに思いますし、國民も安心しない。それこそが総理の、國防全体を

見見をして、この上申書というのは誤りだったということを、これも委員会の中で明らかにしています。これは報道もされております。

そうすると、今までの長い間の調査の仕方とい

うのは間違つてしまつたよといふことを認めたわ

けですね。検察庁に逮捕される案件について正々堂々と防衛庁としてはこういうやり方でやつたんだということを公文書で出しているわけですから。それを改めたということになりますと、これ

織ぐるみの犯罪である、どうも報道を見ていると、調達本部を中心にして組織ぐるみの今回の事件であるといふに受けとめざるを得ませんけれどもいかがですか。

○國務大臣(小淵恵三君) その点につきましては、現在、東京地検におきまして徹底的に調査されておると思っておりまして、その検査の結果も見守りたいと思つております。

いずれにいたしましても、自衛隊、防衛庁に対する国民の信頼を失墜させたということは極めて遺憾であると考えております。

現在、防衛庁におきまして一層の綱紀保持を徹底するとともに、調達制度のあり方の検討や自衛隊の再就職の問題への取り組み等、諸施策につきまして、事務次官長とする調査委員会を設けまして、事実関係の究明に向け全力で努力をいたしております。

○齋藤勤君 その場合、私は、事件の徹底究明と、そして責任の問題があると思うんですね。

國防の最高責任者は総理であることは言うまでもないと思うんですが、今回の事件が起きる相当前から長い間報道されております。特に私は大変問題だなと思いましたのは、七月十四日だと思いまますけれども、防衛庁として地検に、防衛庁のいわゆる調達のあり方等についての見解を上申書という形で出しております。防衛庁のやり方といふのは間違いかつたんだといふことを地検に出しているんですね。この中身は問いません。

その後、逮捕された二人が九月に起訴された。そのときに、それ以降その起訴された事実や、あるいは防衛庁の方は、この調達本部の仕事にかかわつていた元幹部の発言ということでこの上申書を全面撤回して、防衛庁の職員の幹部の方が記者会見をして、この上申書というのは誤りだったといふことを、これも委員会の中で明らかにしております。これは報道もされております。

そうすると、今までの長い間の調査の仕方といふのは間違つてしまつたよといふことを認めたわけですね。検察庁に逮捕される案件について正々堂々と防衛庁としてはこういうやり方でやつたんだということを公文書で出しているわけですから。それを改めたということになりますと、これ

は新しいルールで仕事をしなきやならないわけでありまして、今新しい仕事をされているというふうに思います。何十年來のこの仕事を根本的に変えていくということで、額賀長官は就任時にこの上申書については説明を受けていたと、小淵内閣が就任したときに。七月三十日ですね、小淵内閣が就任したとき。八月、九月、起訴されるまでの間、いわゆるトップとして今まで仕事をしております。もちろん、事務方のトップも、事務次官もおられます。これまで報道によりますと、事務次官はこの真相究明をそれなりにやつて責任をとるようないふうに考えておることを申し述べたいと思います。

○齋藤勤君 その場合、私は、事件の徹底究明と、そして責任の問題があると思うんですね。

國防の最高責任者は総理であることは言うまでもないと思うんですが、今回の事件が起きる相当前から長い間報道されております。特に私は大変問題だなと思いましたのは、七月十四日だと思いまますけれども、防衛庁として地検に、防衛庁のいわゆる調達のあり方等についての見解を上申書といふ形で出しております。防衛庁のやり方といふのは間違いかつたんだといふことを地検に出しているんですね。この中身は問いません。

私は、事務次官なり防衛庁長官を新しい人間にかえて、新しいうりーダーのもとで仕事をしていくんだということがなければ、職員に対してもあるいは全国の隊員に対しても責任の問題では説明がつかないんではないかとうふうに思いますし、國民も安心しない。それこそが総理の、國防全体を

が今次額賀長官になりましてこれを取り下げるといいますか、その経過につきまして防衛庁の考え方としてはそうした上申書に基づくような考え方、すなわち背任事件として考えられないという形での上申書といふものは撤回し取り下げたと聞いております。

それはそれといったしまして、現長官といつましても、今次、積年のこうした調達問題につきましてこのような問題が惹起したことにならんがままにして、これを徹底的に問題を剥離して、再び国民の信頼を得るための努力を今傾注いたしておると認識をいたしておりますので、この仕事を徹底的に遂行することが現長官の任務心得ておる次第でございます。

○齋藤勤君 総理がそういうお考えですか、私どもは任命権者でもありませんし、国民の声を代弁して主張しているつもりでございますので、すれ違いがあろうと思ひます。

あえて私がきょうこの金融問題・経済活性化特別委員会で話をさせていただいているのは、金融、財政が今日までさまざま問題を抱えているときに、金融機関のモラルの問題あるいは大蔵省のモラルの問題、さまざまあります。護送船団方式と私たちにはひっくり返って言つていますけれども、一つはまた今回防衛庁のこういう意味では背任事件をめぐる問題でモラルの問題、リーダーシップの問題、その意味ではすべて関連するんでないかとあります。そういうことを強く指摘させていただいたつもりでございます。

さて次に、いわゆる景気といふは国家財政の危機、そして地方財政の危機ということで、三つ目には、私は地方財政の危機の問題について触れさせていただきたいと思います。

私は神奈川県横浜市市民でございます。参考人でお見えの池田元久同僚議員も横浜市民であり、昨晩は地元の三十八年ぶりの横浜ベイス

ターズの優勝で浮かれたところでございますけれども、他のチームを応援された方には大変申しわけございませんが、三十八年ぶりでもございます。

济にも大変波及効果があつたわけでございます。加えて、スポーツの話ばかりするつもりじゃございませんが、夏には横浜高校も優勝させていた

だきましたし、新年早々には神奈川大学が箱根駅伝で、これは私の母校で、池田さんも講師をされているんですけれども、出来レースで言つてゐるつもりはございませんが、あともう一つは関東学生院大学がラグビー大学選手権で優勝したり、こと

しへどうも神奈川県はいろいろスポーツにとって非常に話題があつて、明るい話がございます。こまして、ぜひとも成功させていかなきやならない

と思います。ところが、我が神奈川県だけではないんですけども、もう来年再建団体になるのではないかと

いう、そんな一步手前のような状況でございまして、昨日も地方六団体の知事さん、市長さんが集まられまして、地方財政危機の問題について大変

深刻な議論をされまして、決議を幾つかされております。今どいうようによくなりあるいは議会が取り組んでいるかということを御披瀝しますと時間がございませんから、これはもうすべて省略をいたします。

いわゆる今日的な地方財政危機の現状について、まず自治大臣、きょう御出席いただいたおりますので、どう認識されているのか、冒頭お伺いしたいと思います。

○國務大臣(西田司君) お答えをいたします。

お話をございましたように、地方財政は多額の財源不足が続いていると見込まれておると十一年度で百六十兆円に達すると見込まれておるところでございます。個々の地方団体の財政状況に

つきましても、公債費の割合がだんだん高まつてきておりまして、地方財政は極めて厳しい状況にあります。お話をもございましたが、たが、特に大都市の都府県では、景気の低迷により法人関係税を中心とした税収の大きな落ち込みなどにより財政は一段と厳しいものになつておる

と認識をいたしております。

したがつて、まず経済対策を着実に執行することにより我が国経済を回復軌道に乗せることが必要でございます。また、毎年度の地方財政対策において地方財政の運営に支障が生ずることのないよう適切に対処していく必要があると考えております。個々の地方団体における徹底した行財政改革も推進してもらわなければなりませんが、そ

ういうことと相まって地方財政の健全化を図つていくことが当面の重要な課題だと、このように考えておるわけでございます。

○齋藤勤君 そこで、地方六団体初め、減税、そして地方財政の影響ということで、大変深刻に今県民も受けとめながら今度の税制改正に向けていろいろな取り組みをしているわけでございますが、自治大臣引き続き、いわゆる法人事業税ですべき税を検討しろということでの、きのう決議をしているわけではございませんが、そういう非常に大きな声もあるということは実は事実であり、国会でもたびたび議論をされています。たしか、政府の税制調査会でも昭和五十四年に事業税への外形標準課税方式の導入について一般消費税の関連の中で検討された、そういう歴史がありました。しかし今日に至っているんですが、改めて法人事業税への外形標準課税の導入を早期に検討しろと

いうことについて、このことについて自治大臣としてどういうふうに考えられますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 法人税が現在四六・何%になりました過程などを考えながら政府委員がそういうことを申し上げたのだろうと思いま

ましても私は望ましい方向であると考えております。

したがつて、これから導入のタイミングの問題を含め検討を進めていく必要があると考えております。引き続き、政府税制調査会等において専門的、理論的な検討をお願いしながら取り組んでいきたい、このように思っております。

○齋藤勤君 時間の関係で、ちょっとまとま整理させて伺わせていただきますが、先ほど地方六団体の話をさせていただきました。小渕総理が八月七日、所信表明で、望ましい税制の構築に向けてといふようなくなりの中で、「六兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施」ということを表明されています。

問題は減税の税制改正の内容ですけれども、地方団体の現状を、危機的な財政状況を見れば、減税というのは基本的には国税で実施すべきであるというものが地方の立場、主張でございます。

しかしながら、十月六日に衆議院の地方行委員会で、法人課税の実効税率を四六・三六から四〇%に引き下げるところに関しまして、大蔵省の政府委員から、宮澤大蔵大臣の八月十九日の予算委員会での答弁を引用する形で、国税分はもう十分に引き下げる、あとは事業税などの地方法人課税で行なうべきである、こういう答弁がされております。

どうもそういった認識は、地方の立場なりからいつても合わないわけでありまして、大蔵大臣、たまたま今法人課税の話をしました、いわゆる減税についてどういうふうに思われるのか。国税で減税を行なうべきであるということについて、大蔵大臣としての考え方について伺いたいと思いま

す。

○國務大臣(宮澤喜一君) 法人税が現在四六・何%になりました過程などを考えながら政府委員がそういうことを申し上げたのだろうと思いま

す。実は、齋藤委員の御質問の全体がそうでござりますけれども、地方が非常に財政的に逼迫した状



責任を総理としてどのようにお感じになつておるのか、ます聞かせていただきたいと思います。

まつたことは、基本的には日本の金融機関に対し  
て必要な公的資金も導入をしませんと日本の金融  
システムが大変厳しいことになるのではないかと  
いうことで一致をしたということございます。  
そのときに、いろいろ新聞は報道されておりま  
すが、特に十三兆円の資金投入について私が発言

したやに日本の報道の一部が報道されておりまし

で、そのことかいわゆる党首会談におきましての合意に違反するのではないかということをございましたが、私は、今日の状況を顧みましても、当時、このスキームといふものにつきまして既に国会におきまして種々御議論が出ておりました過程につきまして、そのよう具体的に実は申し上げたつもりはないのでございまして、一般的に日本の金融機関をどうしたら安定させていくことがでありますかということにおいての考え方を申し述べたたしか邦人の記者会見だったと思ひますけれども、そのように述べたつもりは実はないのであります。

日本に帰りましたら、そのような報道がされたり、またその後の報道によりまして、党首会談の考え方につきまして私自身が違反をしているんじゃないかという議論が大変起つて、それについて自民党の幹事長から改めてそのことについての説明がなされたとお聞きをいたしております。いずれにいたしましても、経過の中で、今日そうした二法は廃止をされて、新しい金融再生法案が今御審議をいただいているわけでございますので、その線にのつって今日政府としては当然のことながら考えていくべきものと思つております。

本質的な信頼関係をいかにつくっていくのかと、うことが非常に重要ななつてくると思います。お互いに一つの議院を構成するメンバー同士としての信頼関係、それを基本とした背景がないと政権交代も実際はできないわけがあります。

そういう意味において、ともすると玉虫色の決着の中で進めようとする一種の政治文化といいますか、それが今まであったのではないのか。それをこれから乗り越えていくための与野党間の信頼の醸成ということを、自民党的総裁としてどのようにこれから高めていこうとするのか、御所見をお聞きたいと思います。

○國務大臣（小淵恵三君）　自民党的総裁というよりも、むしろお許しいただければ一議員として考えれば、私も長らく国会に籍を置かせていただきました。国会は国權の最高機関ということでござります。その立法府の意思というものは常に最大に尊重されていかなければならぬ、これが国民の意思であろうと思っておりますので、そこで誕生いたしてまいります種々の立法につきましては、行政政府を預かる立場になりますすれば、全面的にその意思に従つて対処すること、これが民主主義の鉄則ではないかと思っております。

○築瀬進君　そのような与野党間の信頼関係の醸成ということを、私はある意味で先駆けてやつていただいたのが今回の法案処理におけるいわゆる与野党的若手の実務者グループの皆さんであつたのではないかなど思つております。

例えは、そこにおかけになつてゐる我が党的池田さん、枝野さん、あるいは先ほども山本さんのお話を出ました自民党的塙崎さんとか、石原さんとか、そういう若手の実務者が、政党、党派の立場を超えるながら、日本のためにしっかりと新しいスキームをつくろうとしている。ところが、自民党的中でいろいろな揺り戻しがあつた。野党的ほのかの若手の皆さんもしっかりと頑張つてしましました。（「上田、西川」と呼ぶ者あり）上田、西川さん、そのような人たちが本当に頑張つていただいたわけあります。このような与野党

の若手の中にある新しい歴史をつくってくれるそ  
なパワー”というものが、どうも自民党の中でもた  
さにぐしやぐしやになつていくといふ状況が  
私たちからは見られたわけであります。  
そういう意味で、本当の意味でのリーダーシッ  
プを総理にもつと發揮していただきたかったな  
と、こういうふうに思うのでありますけれども、  
その辺はいかがでございましょうか。  
○國務大臣（小淵恵三君）アメリカは御存じのよ  
うにすべて議員立法ですから、多くの法律が議員  
によって制定されております。  
我が国の場合には、閣法という形と議員立法と  
いう形でございますが、従前は議員立法という形  
での法律成立が極めて少なかつたことは事実であ  
ります。それは、政権を得た与党ということで内  
閣に責任を持つ立場から内閣法という形で法案を  
提出したということではないかと思っております。  
そういう中で、今我が党の中は、当然のことながら  
政党政治の中で、法律を提出するまでの過程の  
中で十分もみにもんで、そして党議決定をして、  
ほんどの法律案はそうなりますが、いたしてお  
ります。  
今回はいろいろな経過がありましたけれども、  
先ほど御指摘のように、与野党間、特に実務者間  
でもう毎日毎晩熱心に御討議いたしまして、そ  
の討議の結果を私も政府の立場で、木曜日の夜は  
大体徹夜ということになつておりますし、私どもも  
立場でござりますので、どういう結果になつたか  
ということを認識しなければなりませんので、私  
自身も徹夜をするというようなケースになつてま  
りました。  
いずれにいたしましても、ケース・バイ・ケー  
スだらうと思いますが、立法院といたしまして議  
員各位がこうした形で法律をまとめられるといふ  
ことは、先ほど申し上げましたが、私も長きにわ  
たって国会おりまして、自分の名前がついたと  
も思いませんが若干の議員立法をいたした立場で  
ございまして、そういった点で考えますと、今回  
はこの法律制定の一つの大きなケースとして残る

○築瀬進君 これは九月十一日付の毎日新聞でございます。先ほどモラルハザードということを申上げました。そして、自民党的山本議員のお話で、自民党が銀行救済の立場で動いているのではないかという誤解が結構あるようだ、こういうふうなお話でございますけれども、まさにこののような誤解を助長しているのが、言うならば自民黨の金融機関からの借り入れ問題だらうと思います。

この記事によりますと、九三年の衆議院選に立つて都銀八行から借りた百億円の負債がある。それに行き詰まって結局負債返済分を政治献金という形で穴埋めしてもらっている、こういうふうな形で金融機関に大変お世話になってしまつるといった姿があります。

もちろん、私個人も金融機関から借り入れを起すわけでありまして、それがどうというわけであります。金融機関に対して自民党は毅然とした対応をとつていいのではないか、常に国民からすると、そういう疑念の目にさらされるわけであります。これは多くの野党の議員の皆さんも指摘したことであります。今後の明快な対応というようなものについて、総理のお考えを聞かせていただければと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 金融機関に対する世間の目が大変厳しい今日でありますし、またこうした形で金融の安定のための法律案を今制定をお願いしておる段階でございます。

恐らくこうした点からも、自民党としての金融機関からの政治資金についての目も大変厳しいものと承知をいたしております。でありますから、従前、金融機関、銀行からの政治資金につしましては自粛をさせていただいて、実はお受けをしないでくださいということであります。今委員御

ついては金融機関もこれをみずからお貸しをして  
いる立場でもございましょう、この点については  
従前、党との話し合いでの返済について政治資金の  
形でこれを見ていただいたということでありまし  
た。であります、先般、実は参議院でも御質問  
がありまして、この点につきまして御指摘があり  
ました。

私はいたしましては、党の総裁という立場で党の幹事長たる森喜朗氏に、この点につきまして、やはり国民の目もござりますので、銀行からの今申し上げた点についてもこれを自粛することができないか、またその方向で処理するようについて指示を申し上げております。検討に入つていただいている、こう認識をしております。  
○篠瀬進君 次の質問に移らせていただきたいと  
思います。

私が宮澤喜一という名前を初めて知ったのは、「日本のいちばん長い日」という終戦秘話書で、本を読んだときでございまして、たしか私の記憶では、あのとき、若き日の宮澤さんは迫水内閣書記官長の秘書官か何かという、そういうふうな御紹介で載つておったような記憶がございます。戦前から現在に至るまで、とにかく日本の中心にあっていろいろなことをごらんになられ、いろんな御所見をお持ちだらうと思います。本会議はある

いは当委員会の答弁についても、私は野党ではありますけれども、その率直な答弁ぶりに非常に心ひそかな敬意を払つておる次第でございます。私は、この金融再生問題の根本にあるものは大変根が深い問題だらうと思います。ある意味では、我が国の政治、経済、社会、あるいは一人一人の日本人の人間性あるいは風土、そういうようすなどころまでの根本的なものが問い合わせられているのではないか。

例えは、今、数字の信頼性というようなものが必要であります。本当に自己資本比率が八%なのかどうか。いわゆる数字 자체にして

も、我が国には一重帳簿が、結構昔から表の数字と裏の数字というふうなことが、果然とまかり通っていたようなどころもありますし、そもそも本章と建前を使い分けて進めていくといったような文化があつたような感じがいたしますし、情報ということに関しても、よらしむべし知らしむべからずでずっと現在まで来てしまった。

私は、そういう意味では、今問われているのは、まさに情報開示というようなものの重要性の中でも、やっぱり新しい仕組み、新しい社会というようなものを我が国がつくつていかないとこれから日本の国際社会では生きていけないのではないかと、いう大変な何といいますか、歴史の選択をしなければならないときに来ているのではないのかな、と思っております。

こういう中でありますて、恐らく、先ほど金融

と財政の分離ということで御質問があつたわけですが、ありますけれども、今回の問題はそういう文化的な背景の中でやっぱり大蔵省が今までの考え方の中でとつてきたいろんなやり方が時代に全く通用しないくなつてきたということの明瞭なあかしなのではないのか、そういうふうな観点から大蔵大臣の御所見と、そしてここで過去の大蔵省の金融銀行政策を大蔵大臣なりにどのように御統括なさるのか、それを聞いてみたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 再び政界に御復帰なさるままでして、御活躍をお祈りいたします。

今のお御指摘は、私も実は長いこと考えている問題でございまして、端的には、日米間で何十年いろいろな経済問題を中心的に協議をしてまいりまつたけれども、結局最後は構造協議ということになりました。その國が伝統的に持っている制度、物の考え方までお互いに議論しないと決着がつかないということが御承知のようにございました。それで、今数字なんかについてお話をございまして、我が國の伝統的な物の考え方の中に、あるときに許すという物の考え方がかなり強くございまして、それがまた何かで美德である。それは一番いい例は安宅の関といったような例だと思いま

すけれども、それが美徳になる。国定忠次とまでは申しませんけれどもそういう部分がございまして、それでは、日本が戦後国際舞台に復帰しようとという段階で、お互に多少のことはまあ日本につぶつてひとつ世界に出ようではないかといったような、そういう動機が働いたこともございまして、そういう悩みは常に私自身が持つてまいりま

決して護送船団行政を擁護するつもりではないのですがござりますけれども、みんなで一緒になつて世界に出て行かなきやならぬ、そのためには多少多いことはまあといったような物の考え方でござりますね、それは確かにございました。

ところが、すべてのことがグローバルになる国際的な基準でということになりますと、それは経済の分野を超えてまして物の考え方がそうならなくなつてしまふのです。

いとそういふやうになれないといふ  
このごろでもグローバリゼーションというのは本当に日本のためになるのかならないのかと云ふ議論される方もおられるぐらいでございな  
す。ですが、ここまでグローバリゼーションを注  
心いたしまして、そしてもう二十四時間世界じゅう  
う情報なり経済が駆け回っているときに、我が國  
だけが別の、いわばその方の言葉で言えば非開  
拓地とも申しますか、そういうものをもつて生き  
れるというわけにはいかない。これはもうそれ  
不可避免になつたと思つております。

いわゆる護送船団行政に象徴される出来事はたとえ多少の善意がその中にあつたとしてもやつぱりそれはもう許されないことだ。つまりお互い、もつと申せば、何となく和というものは我々にとつて非常に大事なことでありますけれども、同時に競争ということは欠くべからざるものになつてゐるという、その辺のところだと思うのでございます。

私の友人のアメリカの識者の中にも、我々が国際化にうんと努めていることはよく知つておりますが、しかし、基本的にはそれは日本の伝統的な文化と大丈夫なのか、ちゃんと合うのかねという

とを、かなりよく知っている人の言葉でございま  
すけれどもございますが、しかし私は、いろいろ  
あってもこういう国際化に日本が入っていくため  
には、やっぱりそれは国際化のルールというもの  
を守っていくよりほかはないのではないかと思つ  
ております。

この新しい破綻のスキームをおつくりになつた池田さんを初め多くの皆さんに、西川さんもいらっしゃつしゃつておりますけれども、池田さんに御質問させていただきたいと思います。

衆議院の方で、言うならば破綻前についての資金注入を行おうとしている、そういう早期健全化法案が自民党さんの方から提出をしてまいりました。若干誤解があるようでありますけれども、我

か党といたしましても 例えは大きな手術をしながらも思い切った予算を図って、新しいこの金融の一つの危機を乗り切つていかなければならないという考えは、これはもうあるわけでございま  
す。  
そういうことで、この早期健全化法案あるいは我が党のそれに対する考え方ということについて、池田さんにその御説明をちょっとおいただけれどと思ひます。

で越旨説明と質疑がございましたが、民主党、そしてまた私もそうなんですが、やはり今の金融の状況からいって短期集中的に不良債権を処理していく必要があると思います。そのためには、厳格な査定と引き当てを行っていく、当然情報開示を徹底してやらなければならない、そして金融機関の実態、正味の実力を明らかにすることがやはり危機管理の前提であると思うんです。

グリーンズパンも言つておりますが、こうしたいわば劇的な情報開示の結果明らかになつた金融機関の過少資本の状態につきましては、まず自助努力を求めるのですが、思い切つて公的資金を投

入する必要があるかと思ひます。もちろん、我々は経営者、代表取締役、相談役の更迭、そしてまた株主責任の明確化、リストラ計画の提出等を前提にして資金を投入していかなければならぬと思つております。

そして、資金の手当てでございますが、我々は、金融再生勘定は当初の政府保証枠として十兆円を予定しております。しかし、日本版RTCが新しい業務、つまり一般金融機関からの不良債権の買い取りを行うことにしておりますので、十五兆円以上は必要ではないかと考えております。

それからさらに、健全化法案を、大変問題はございますが、厳格な資産査定などを盛り込んだ大幅な修正をして、あくまでも厳格な資産査定を前提にしてやらなければならないのですが、その場合金融健全化勘定といつもののがどのくらいになるか。現在の大手十九行の自己資本総額は十四兆七千億円、そしてまた全国の銀行は約二十四兆五百億円でございますので、どの程度自己資本が失われているかにもよりますが、私はやはり十五兆円以上は必要かと思っております。

○委員長(坂野重信君) 大変問題はこの程度にいたがいまして、再生勘定と健全化勘定、十五兆円以上ずつ、さらに預金者保護のための十七兆円、合わせて大体G.N.P.の一〇%に当たります。が、四十七兆円ぐらの資金枠は準備しておく必要があるのではないかと考えております。

○坂野重信君 終わります。

#### 午後一時開会

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を開いたします。休憩前に引き続き、金融問題及び経済活性化に関する調査を議題とし、経済活性化に関する集中審議を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○益田洋介君 公明の益田洋介でございます。

まず最初に、これは通告はしておりませんでし  
たが、昨日、大麥ド拉斯チックな、またショッキ  
ングなニュースが日本じゅうを駆け抜けました。  
それは、日本長期信用銀行と合併が予定されてい  
た住友信託銀行の社長である高橋温さんが昨日の  
夕方記者会見をいたしまして、日本長期信用銀行  
との合併の話は白紙に還元する、このような声明  
を発表したわけでございます。

長銀は二十日前後にも、現在検討しておる法案  
が通つて一時国有化され、そして不良債権を国が  
買い取り、いい部分だけ残して住友信託銀行を受  
け皿として株式譲渡して合併するという予定でございました。その受け皿である住友信託銀行から  
縁を結ぶ前に縁切りをされた、こういう状況にな  
つたて、総理、大蔵大臣初め政府が考えておりま  
した長銀の処理策はその根底から崩れたわけでござります。この点について総理の御所見をお伺い  
したい。

○政府委員(日野正晴君) 住友信託の高橋社長が記者会見でいろいろお話をされたよつてございま  
すが、新聞等では必ずしもその全体像が明らかにな  
つてないよう思われます。事実関係は、その詳細を私がここで御紹介する  
のもどうかと思ひますが、結局、合併というのは  
一つの法律的な一緒になる手段でございまして、  
もともとは業種を超えた両銀行が合併するとい  
ふことは、我が国の金融システムの安定、あるいは  
両行の持ち味をともに合わせてこれから営業して  
いくということが大変メリットが大きいといふと  
ころで、一通りなりたいところがもともとの  
願望で、そのための法律的な手段として合併とい  
う道を最初は模索しておられたわけでございま  
す。

その出口は、合併といいましようか、あるいは  
別の新聞報道によりますと、営業譲渡とかあるい  
ます。

休憩前に引き続き、金融問題及び経済活性化に  
関する調査を議題とし、経済活性化に関する集中  
審議を行います。

たが、高橋社長のお話になつてることをよく  
詳しく拝見いたしましたと、いまだにやはり長銀と  
一緒になりたいといいますか、恋い焦がれている  
といいますか、心を愛しているといいますか、何  
かそういう気持ちがひしひしと伝わつてくるよ  
うなそいつた会見でございましたけれども、何  
か報道では、ただ合併の点だけが取り上げられま  
して、これを一切白紙に戻すといったようなこと  
が誇張されていると言つてはなんですが、決して  
住友信託銀行として長銀と一緒になりたくない  
と言つたとは私は理解していないわけでございま  
す。

いずれにしても、新しいこの法律的なスキーム  
が本院で可決されましたならばこれに適用できる  
特別的公的管理の枠組みが確定されますので、この  
新しい法律に基づいて対処されることになると思  
われますし、高橋社長の御発言もそういったこと  
を踏まえて言わされたものというふうに理解してお  
ります。

○国務大臣(小淵恵三君) 高橋社長の記者会見の  
模様につきましては、今監督官長官がお話しいた  
しましたように、その内容につきましてのいろいろ  
な考え方はあるかと思いますが、正確を期して  
まだ高橋社長のすべての会見の内容を承知いたし  
ておりますが、先ほど監督官長官の申し上げた  
ような観測であろうかと思っております。

○益田洋介君 受け皿会社がもう合併はしないと  
言つておられるんです。そういう甘い感覚では長銀  
の処理はできませんよ。今国民は注目しているん  
です、きちっと。もう一回官邸に呼ぶんです  
か、夜。高橋社長を裏口から入れて説得に努める  
ことがあります。はつきりしてくださいよ、国民の皆さ  
んの前で。いつまでもだらだら先延ばしにしてい  
るからこいつになつたんだ。日本リース  
だってつぶれただじゃないですか。はつきりしてく  
ださいよ。呼んでお話しになるのか。

その企業同士の話し合いでございまして、ただ當時と  
いたしますれば、長銀がリストラをして身ぎれい  
かがわれるといったような新聞報道もございま  
し

にいたしていただきたいということでおきましたの

で、この合併問題はたしか参議院の選挙が始まる

直前直後だったと思いますので、そういう意味で

現在の日本の金融界がオーバーバンキングになる

かどうか、これはいろいろの見方もあるかと思ひ

ますが、再編成をして、そしてお互い力をつけて

いくという方向性については、これは望むところ

でござりますので、こうしたお話があつた以上

は、合併につきまして住友信託としてどのように

対応するかということにつきまして私もお話を申

し上げましたが、それからの経緯は、先生御存じ

のとおり、時間を経て法律もまた変わった形でこ

れが制定されるということでござりますから、そ

れぞれ私企業としては私企業の御判断があつうか  
と思います。

○益田洋介君 前回も官邸に関係者を全部呼ん  
で、そして大蔵大臣、総理大臣、官房長官が懇願  
をしたわけでしょう。合併について。それが今破  
談になつたんだから、そんな単純なことを言つて  
いないで、一日も早くこの問題を解決するよう  
にリーダーシップを發揮して、私企業同士の話だな  
んてのんきなこと言つていちゃいけませんよ、  
今。景気はどんどん悪くなつてくるし、失業率もふえる一方。この金融問題を解決しない  
と日本の景気はよくならないですよ、いつまで  
たつても。そのことを申し上げている、私は、  
もつと真剣に対応してください、リーダーシップ  
をとつて。私企業同士の話じゃないんですね、国家  
の問題なんです。いつまでも国有銀行にしておつ  
たら、資産価値が下がつて、長銀の顧客なんても  
のはいなくなりますよ。受け皿会社もなくなる。  
一刻も早く解決してください。お約束できます  
か。

○国務大臣(小淵恵三君) 金融機関の再編成につ  
きましては、その方向性については望むところで  
ござりますが、今、国会におきましてもそれに対  
応するような法律案につきまして御審議をいたし  
ておるところでござりますので、そうしたことにつ  
きまして、法律が制定いたしますれば、その段

階におきまして改めて当事者同士もお考えをまとめられるありますし、もし必要とありますれば、私といたしましてはさらにその方向性についてござせんができればいたしたいと思います。

○益田洋介君 とにかく一刻を争うこれは出来事なんです、日本の景気回復。世界じゅうに影響を及ぼします、これは長続きしたらば。国民の皆さんだつて口を開けば、景気はいつになつたらよくなるんでしょうかとどこへ行つたつて必ず聞かれます、これは。もっと真剣に積極的に日本のリーダーシップを發揮して頑張つていただきたい、そのようにお約束をしていただけるものと理解いたします。

次に、長銀が発行しております金融債でござります。この金融債について、政府の大蔵省の資金運用部の資金が投じられ、そして金融債を大蔵省は全国七行から購入しているわけでございます。大蔵大臣にお伺いしますが、日本長期信用銀行の金融債を資金運用部は買い上げいらっしゃいます。

○政府委員(中川雅治君) 資金運用部資金の運用対象は資金運用部資金法第七条において個別に列挙されておりまして、その中に国債等と並んで金融債も運用対象として掲げられております。

現在、資金運用部は金融債を保有いたしております。資金運用部が保有する金融債の総額は毎月公表されておりまして、平成十年八月末現在二兆五千六百七十四億円でござります。しかしながら、特定の銀行の発行する金融債の実績等、個別の取引に関することは、市場への影響も考えられますのでコメントを差し控えさせていただきたいと思います。

○益田洋介君 この資金運用部の資金というのは、国民の皆様の郵便貯金であるとか厚生年金保険、それから国民年金などを原資として市場で運用して運用益を上げようというものでござりますので、優良な運用先しか買いたいと思いませんが、この規定が資金運用部資金法、昭和二十六年三月

に制定された法律第百号でござりますが、その第一条に確実かつ有利な方法で運用しなければならぬと定められている。

政府は、日本長期信用銀行の金融債を買い続けているんです。特にその額がふえたのは平成八年までずっと買続けてきましたが、十年には運用部全体の買入れ金が半減したわけでござります。これは公表された数値ですが、平成八年八兆

円、九年八兆円、平成十年四兆円と半減していきます。ところが、長銀に対する金融債の買付けは減っていない。特に平成九年から十年、運用部全體が買付け金を半額にしたにもかかわらず、長銀については一切減らしていない。

ですから、これは逆に言うならば、政府は長銀を金融債を買うことによって救済していた。資金運用部の資金は、先ほど申し上げたように、郵便貯金であるとか国民年金であるとかいうものでござりますから、税金ではないけれどもやはり公的資金だ。国民のお金を使って長銀の救済をもう既に平成八年から始めていた。そういうことになりませんか。

だから、ことし三月末に一兆八千億円という公的資金を使って長銀に注入したわけでござります。さらによくまた今、この法律が通つた後、長銀には幾らかわからぬけれども公的資金を投入するということは、これは国民の目の前に明らかにされているが、資金運用部が長銀の金融債をこのようにして買付けていたということは、国民の目にわかりならないところで既に政府は国民の税金を授入してきたことになる。そうじやありませんか。

○政府委員(中川雅治君) 資金運用部が金融債を購入するに当たりましては、各発行銀行の貸付残高の基準によりまして、合理的な方法によりまして買付ております。特定行に偏るような恣意的な買付の方というのは今までいたしておりません。御指摘のように、九七年三月末に八兆六千五百四十億円ございました金融債残高は、九八年三月

月末に四兆三百五十三億円、先ほど申しましたようになります。二兆五千六百七十四億円といふように下がつてゐるところでございます。

○益田洋介君 日本興業銀行、日本債券信用銀行などという銀行の金融債も資金運用部が買つていいでございまして、今後こういうところに国民の目にわからない形で税金を投入することはやめていただきたい。大蔵大臣、いかがですか。

○國務大臣(吉澤謙一君) 御質問の意味がはつきりいたしませんけれども、法律的には金融債も運用対象として掲げられておりますが、今政府委員が申し上げましたとおり、金融債全体への運用はかなり大きめ減らしております。十分注意しつつ運用いたしております。

○益田洋介君 長銀の金融債を買つてきた経緯でわかるとおり、実際発表しない発表しないと言つてゐるけれども、国民の税金が使われている。今後は慎重にしてください。日債銀だつて経営が危ないと言われている。金融債を買付けている。政府が救済しているわけですよ、税金を使って。

こういうことをやめていただきたい。

次に、今月二十二日にNTTドコモの株が上場される手はずとなっております。これは、NTT株自体の放出に次ぐ史上二番目の大型の上場となる予定でござります。その値段は、公開価格は今月十二日、ブックビルディング方式という株主の方のヒアリングで決めるところですが、一説には初値が四百五十万円、年末までは五百萬円を一株当たりつけるのではないかと言われているわけでござります。

NTTドコモの株の九五%の所有者はNTT本体でございますが、他の株主の中には銀行や大きな法人があるほか、個人株主が九人おります。その九人のうちの一人が総理の実兄でござります小渕光平様。もう一人の方、これも総理の直近でござります古川俊隆総理秘書官。九人の個人株主のうち二人までが未公開株を持っていて、それぞれ、小渕光平さんが二百七十株、四百五十万円で計算しても十二億、そして秘書官の古川俊隆さんが

百三十五株、四百五十万円で安く見積もつても六億円、総理の周辺のお二人だけで合計で十八億円という巨額の利益がこの二十二日には生まれようとしている。

こういうことでよろしいですか、総理。特定の情報をお持ちでなければ未公開株というのを持てないんです。事実関係を説明してください。

○國務大臣(小渕恵三君) まず、金額の御指摘がありましたが、それは、公開されてそれが値をつけた売却したときにそれだけの価格となるものだろくと想っております。

そこで、今御指摘の株式につきましては、私の兄並びに秘書からの報告を受けているところによりますれば、本通信会社の株式保有の経緯をいたしまして、本通信会社の前身に当たるポケットベル委託会社、これは昭和四十七年の十月の設立でございまして、そのときの株主でございまして、どうぞお聞きください。

さて、この会社は長らく無配を続けておりまして、設立の経緯から、これは各県にこつした会社が昭和四十五六年に設立したわけでござりますが、私の兄も群馬県におきましてささやかな経済活動を開いたしております。それでございまして、その会社の設立に当たられた方々から株式を保有していただきたいということで保有している間に、実は会社は幾つもどんどん変わりましたが、今日このドコモの株になつた、こういうことでございまして、当初から株式売買によりまして利得を得ようという考え方もありませんし、今から二十数年前の設立で、お互いの県内における経済人同士の中で株式を保有して協力ををしてほしいということで保持してまいりましたことが今日の段階に来たということで何らの問題もない、

このように考えております。

○益田洋介君 実兄に当たる小渕光平さんは、企業を継がれて地元で有力な経済人であるということができていますけれども、地元の方同士のおつき合いで株を引き受けた、それがいつの間にかNTT

Tドコモの株に変わっていました。これは、いろいろな会社が合併してNTTドコモというのは昭和六十三年にできたわけですが、このときに個人株主からの株の買い取りをいたしまして、額面五百円であったのを八百円で買ったわけでございまして、その時点ではほとんどNTTドコモの株主というのは個人株主はなくなっている。だけれども、このお二人はずっと持ち続けています。

そして、そうした地元の有力者である光平様の場合には別として、秘書官である古川さんが何で株を入手して、そしてこのときに有利な条件で個人株主の株を買い取ったにもかかわらず、お売りにならなかつた。非常に不思議なんですね、この辺が。古川さんの件はいかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 全く不思議でも何でもない私は思つておりますが、それは、この会社

の設立をされた方が何か株式を保有しております

た者につきまして、その株主の一人が亡くなられ

て、その亡くなられた方のを経営陣の一人がお預

かりしておつたようございまして、それをどう

しても譲渡したいということであつまつして、私

の秘書もそれを引き取るということになつたよう

であります。それは昭和四十年代のことござい

ますが、ただ、この会社自体はまことに小さな会

社でございまして、その中で正式の譲渡になりま

したのは昭和六十三年だそうですが、そ

の経営的責任を負つておられた方からそうした手

続で正式に引き受けてもらいたい、こういうこと

だったそうです。

重ねて申し上げますが、その時点におきまして

この会社自体が利益を上げておるというような会

社ではなかつたわけで、あくまでも個人的ないろ

いろな関係からせひ株式を保有してもらいたいと

いうことで、その保有について約束をし、正式に

何か役員会で譲渡が決まりましたのが六十年代だ

と聞いております。

○益田洋介君 総理は郵政通でございます。郵政

事業懇話会といふような会にもお入りになつてい

る。そして通信族だと言われている。どうも慨然

としないので、さらに調査をしたいと思います。

次に、私は、ことの春、前の松永大蔵大臣と

予算委員会で質疑をいたしまして、国有財産の保

有の状態が非常に不明瞭である、行政改革の推進

をしなければいけないと国じゅうを挙げて言つて

いるときに、随分富裕な財産を放置している。私

は、国有財産の効率的な使用と、あるいはできる

ならば、これだけ財政赤字が大きく膨らんでいる

わけでござりますから、要らないものはどんどん

処分して國庫に納めるべきだ。そして、だんだん

膨らんでくる累積赤字、財政赤字を少しでも軽減

して、国民の皆さんにおこたえするということを

お願いしました。

具体的には、大蔵省の所管でござります、千代

田区九段南一丁目十三の一にござります竹平寮。

これは武道館の東側にございまして、内堀通りに

面している。そして、内堀通りと竹平通りの角地

にありまして、だから竹平寮と言われているわけ

でござります。敷地面積が四千二百平方メート

ル、約千三百坪。これにつきましては、最初は意

兵隊の宿舎でございましたが、昭和二十年から二

十一年にかけてGHQに接収され、その後引揚者

の方々に与えられた住宅である。今、これはどう

いう状態になつてゐるか御存じですか。

○政府委員(中川雅治君) 今御指摘の竹平住宅で

ございますが、御指摘の土地の上に昭和九年に建

設された鉄筋コンクリート三階建ての住宅が建つ

てゐるところでござります。四棟あるわけでござ

いますが、平成十年九月末現在で十五世帯が入居

中でござります。

この土地につきましては、入居者と国との間で

賃貸借を内容とする借家契約を結んでゐるところ

でございまして、国としては正當な事由もなく強

制的に退去を要請することはできないところでござりますが、国におきましては、今住んでおられる方々に対しまして、竹平住宅と同程度の面積、

家賃の代替住宅を用意いたしまして、また代替住

宅への移転料、引っ越し代でございますが、この

支払いをするといったようなことで、移転に必要

な措置を講じながら円満な退去の促進に努めてい

るところでござります。

ですから、昨年の十一月末の時点で三十二世帯

の居住者がおられたわけでござりますけれども、

現在では今申しましたように十五世帯にまで減少

しましたところでございます。

○益田洋介君 今貸し済りで非常に中小企業の方

なんかは経営に困難を感じてゐるわけでございま

すし、この景気の悪さでばたばたと中小企業が倒

産をしている。そうした場合には、まず経営者の方

方は自分の手持ちの土地とか家屋を処分して、

そして会社が倒産しないよう努力しているわけ

で、私は国家としても同じような考え方で立つて、

このような東京都内の等地にあるところにわずか十五世帯しか住んでいない、一刻も早く努力を

して処分をして、そして國庫に納めるべきだ、こ

のように考えます。大蔵大臣、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 同感でござります。

今、政府委員の説明申し上げたところによりま

すと、三十二世帯あったのが昨年の暮れから今日

までの間に十五世帯まで減つた。いろいろな条件

を出してなるべくお移りを願いたい、こういう努

力ををしておるようございます。法律的には強制

することはできないかと思ひます、そういうこ

とで、なるべくいい土地はもつと大切な役割に向

けた方がいいと思います。

○益田洋介君 きょうは日銀総裁においでいただき

っております。

同じように、これは日銀が所有している土地の

処分についてお願ひするわけでございますが、東

京都港区赤坂六丁目千九百八番地、水川分館。敷

地面積が一万二千平方メートル、三千七百坪。時

価にいたしまして、坪五百万として百八十一億。

これは日銀の検査の失敗で兵庫銀行が倒産、破綻

してみどり銀行ができたわけでございます。その

みどり銀行も設立して二年七ヶ月で既に六千億

とか一兆円の債務超過になると言われております。

ですから、私は日銀総裁にもこの土地を处分

していただきたいと思うわけでございます。

○参考人(速水優君) 水川分館につきましては、

地価については幾つかの指標はございますが、固

定資産税の課税標準額でいきますと四十七億円と

いうことになつております。

この分館は、非常に便利なところにござります

し、海外中央銀行の幹部との話し合いとか要人と

の話し合いとかには非常によく使われております。

先日も、七月にBISとアジアの中央銀行

EMEAPと言つておりますが、中央銀行總裁方

が来られてあそこをフルに使わせてもらいました。

そういうことで、業務上の必要に応じて少な

くともこれはかなりの利用度が高いものだと思つ

ております。現時点ではこれを処分することは考

えておりません。

○益田洋介君 終わります。(拍手)

○小池晃君 日本共産黨の小池晃です。

深刻な不況のもとで、今国民生活は大変な状態

になつています。家計の消費支出は八月まで十カ

月連続でマイナスという大変な事態になつており

ます。私は、七月の選挙で当選するまで病院で病

院者をやつておりますが、診療の現場では消費税

の増税と医療費の値上げで患者さんたちの大変な

思いをされております。

○益田洋介君 終わります。(拍手)

○小池晃君 日本共産黨の小池晃です。

深刻な不況のもとで、今国民生活は大変な状態

になつています。家計の消費支出は八月まで十カ

月連続でマイナスという大変な事態になつており

ます。私は、七月の選挙で当選するまで病院で病

院者をやつておりますが、診療の現場では消費税

の増税と医療費の値上げで患者さんたちの大変な

思いをされております。

今国民が何よりも願つてゐるのは、この深刻な

不況を打開すること。ところがこの間、小淵内閣

は、銀行支援には熱心だけれども、経済再生内閣

の看板を掲げながら、それにふさわしい対策は何

一つ講じてきませんでした。

そこで、大蔵大臣、お尋ねします。

政府は、いわゆる商品券減税制度の導入を検討

しているようであります。しかし、これを景気対

策として位置づけたときには幾つかの問題がある

ことを率直に指摘せざるを得ません。

まず第一に、例えば宮澤大蔵大臣も指摘をされ

ていましたが、郵便局や金券ショップなどに直接

持つていかれると消費につながらない可能性があ

る。第二に、この大不況で住宅建設や高額な耐久

消費財が大きく落ち込んでいるが、こういうもの

への効果はなかなか期待できない。そして第三

に、商品券を使った結果、その分現金を使わなければ消費の拡大にはつながらない。これはきょうの幾つかの新聞でも指摘されているとおりであります。ある新聞などは、発想が貧し過ぎるとまで言つております。

商品券減税では、一〇〇%消費拡大につながる可能性は何もないと思うんですが、大蔵大臣の見解いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) この問題についての立法の提案がなされました、その経緯にかんがみていろいろな議論が起きておると承知いたしておきました。私もその質問に二、三お答えいたしましたのでございましたが、現在、私どもも申しますか政府と申し上げてよろしいと思つんですが、この問題について本格的な検討をまだいたしておるわけではありません。そういう話があるが、問題だけはございません。

この周辺はどういうものであろうかというようなことを事務当局が検討をいたしておることはおるのでござりますけれども、一つの方向づけを持つて、あるいは実施することを前提にしてその検討をしておるわけではございません。

少なくとも、私どもの受け取つております範囲では、来年、所得税の減税をいたしたいと考えておりますが、二年間にわたりまして一遍限りの減税が行われましたために納税者の数がかなり減つております。

所得税法本来の課税最低限は三百六十万円でございますが、ただいま一遍限りの減税が行われましたために四百九十万ぐらいにそれが上がつております。それはもとより一時的なことで、普通に返りますれば三百六十万円に返るわけではございますが、一回限りの減税のために恐らく数百万の方々が納税者であることをこのいつときやめておられるわけでございまして、この一遍限りの減税がなくなりますとともにへ返ります。

その方々は再び三百六十万円に上がれば納税者でいらっしゃるのですが、それは一つの理屈であります。ある新聞などは、発想が貧し過ぎるとまで言つております。ある新聞などは、発想が貧し過ぎるとまで言つております。

○國務大臣(宮澤喜一君) この問題についての立

法でそうではないと申し上げることは難しくございませんけれども、現実にそういう方々があつて、そういう問題をどう処理するのか。

かたがた、生活保護を受けておられるとかいろいろなハンディキャップのある方々に一時金を差し上げるということは過去にございましたから、そういうこととの関連でどういうふうにするのかという、そういう問題としてとらえるべきであるう、どちらえるとすれば。

しかし、それを商品券にするということは、恐らくこの主唱をする方々は、そうすればコミュニティで必ず買うであろうから、買う方も売る方も多いのではないかと、こう言っておられるようなんですが、今度の場合はコミュニティの話よりは国全体の話でございましょうから。

そうしますと、東京で商品券をもられた方がどこへ行かれますか。小さなコミュニティとは違いますので、その辺はどういうものであろうか。あるいはおっしゃいましたように金券ショップで金にするのではないか、あるいはまた偽造されると可能性は相当ござりますし、やるとしますとその辺のところは大変検討すべき問題が多つございまして、今その入り口のところで私ども基礎的な話を意見交換したりしているところでございます。

○小池晃君 技術的に多々難しい問題があるといふことでござります。私は、今言われたような本当に低所得者の方に手を差し伸べるのであればござりますが、ただいま一遍限りの減税が行なつたために四百九十万ぐらいにそれが上がつております。それはもとより一時的なことで、普通に返りますれば三百六十万円に返るわけではございますが、一回限りの減税のために恐らく数百万の方々が納税者であることをこのいつときやめておられるわけでございまして、この一遍限りの減税がなくなりますとともにへ返ります。

その方々は再び三百六十万円に上がれば納税者でいらっしゃるのですが、それは一つの理屈であります。ある新聞などは、発想が貧し過ぎるとまで言つております。ある新聞などは、発想が貧し過ぎるとまで言つております。

世論調査協会の調査でも七九%に達している。商品券減税というのは、これは一〇〇%消費拡大に

は結びつきませんが、消費税というのは、これは消費して初めて減税効果がある税制であります。

一〇〇%消費の拡大に、最も効率的に消費の拡大につながるのではないか。低所得者の皆さんのこと、所得税を払っていない階層のこと、そついつたことを考えれば、今消費税減税こそ求められてゐるのではないか。その決断をすべきではないかと思われますが、いかがですか、總理。

○國務大臣(小渕恵三君) 消費税五%への引き上げを含む税制改正の目的としたところは、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものであり、我が国の将来にとつて極めて重要な改革であつたと考えております。したがいまして、消費税率の引き下げは考えておりませんが、御党が御主張されておることは承知いたしております。

当然のことです。五%のうち一%は地方消費税になつておることは御案内のとおり、そして四%のうちの二九・五%は地方交付税として地方に配分をされております。これは二三・六%です。合わせますと四三・六%が地方に行つております。

午前中の御審議でもございましたが、地方の財政は極めて厳しいといふことがござりますから、御党がそういう御主張をされることにつきましては、地方の状態につきましても十分御配慮があつてのことと存じますが、なかなかもつて難しいものと考えております。

○小池晃君 我が党は、租税特別措置法の改正という形で出しているということを御承知いただきたいと思います。御党が御党がとおっしゃいますのが、これは何も日本共産党のみが主張している、そういうことではないと思うんです。

例えば税制に対する意見、そういう違ひを超えてこういう意見があります。

専門家の御意見で、野村総研の植草一秀さんは、「緊急避難の方策として消費税率の引き下げは景気浮揚策の有力な候補となり得る。現在の論争点である金融問題処理も、米国との事例が示す通

り景気回復があつて初めて進展するものである。景気立て直しが不可欠な情勢のなかでは、消費税率の限時の引き下げもタブー視すべきではないと思われる。」第一勧銀総研の山家悠紀夫さんは、「早急な経済対策として、消費税率を年内に三%へ引き下げる、とアナウンスできないだろうか。政府は検討してほしい。」こうおっしゃっている

年明けの四兆円規模の所得減税より効果も大きいはずだ。政策のタブーを外して、何をすべきかを政府は検討してほしい。

そこで、今回の金融問題であります。この大不況で国民は大変苦しんでいるのにこうした声には耳を傾げずに、ただ銀行支援にだけ熱中するというのでは、政治の向き方がまるで逆立ちだと言わざるを得ない。そのことを指摘して、次の質問に移ります。

大体銀行というのは今まで何をやつてきたか。バブルの時代には地上げ屋やゼネコンと一緒になつて地価をつり上げて住民を追い出した。乱脈から一切取り立てない。長銀などはまともに担保するらつていなかつた。ほおかむりしたままであります。その一方で、はじめに借り手からは貸しきりどころか強力に資金を回収するマニエアル銀行には資本注入はしないということでしたね。

そこで大蔵省に聞きたいたい。三月に銀行横並びで一兆八千億円を二十一行に資本注入しました。いわゆる金融安定化法の十三兆円スキーム、これでは、破綻の蓋然性、つまり破綻する見込みが高い銀には資本注入はしないということでしたね。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。

今先生言われましたように、金融機能安定化法及びそれに基づく審査基準に基づきまして、そつ

いうような規定がございます。

○小池晃君 総理にお聞きします。

今言われたように、金融安定化法では破綻の蓋然性の高い金融機関への資本注入はできない。しかし、今度自民党が提案をされた新しい早期健全化の枠組みは、法案にも書いてあります。著しい過少資本行であっても入れる。例外というふうに書いてあるのは、債務超過の銀行、すなわち破綻した銀行であります。破綻した銀行というのには、もはやこれは銀行ではありません。ということは、つまるところ、銀行という名前がつきさえすれば例外なくすべてに注入ができる、こういうことじゃないですか。十三兆円の枠組みよりも税金投入の可能な金融機関の枠は明らかに広がった。これは間違いありませんね。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいまのは自民党が提案した案のお話ですか。

○小池晃君 そうです。

○國務大臣(宮澤喜一君) 自民党提案では、いろいろないわゆる資本比率に従いまして、どういう場合に投入するしないということを分けて規定をしておるようございます。

○小池晃君 私は総理に本当に答えていただきたかったんですが、本会議でも、これは与野党間で協議しているけれども、節目節目でみずからが決断をしてやつてあるとおっしゃったじゃないですか。把握されていないんですか、中身を。大変問題だと思います。

これはやはり、国民が忘れもしないあの三月の資本注入と同じなんですよ。いろんな条件をつけていると言つてけれども、「二月の安定化法に何と書いてあるか」。資本注入の要件ですが、「我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに信用秩序の維持と国民经济の円滑な運営に重大な支障が生ずることとなる」となる事態、ここで入ると。今度の早期健全化法は、「金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ず

るおそれがある」と。ほとんど同じですよ、これ。だから、これはまさに、あの国民が忘れもない一兆八千億円を二十一行に横並びで注入しました。

この早期健全化法案、読ませていただくと本当に中身はよくわかるんですね。要するに、今までの十三兆円の枠組みは健全な銀行を対象にする、それが表看板ではありました。ところが今度の健全銀行はもちろん、著しい過少資本の銀行にまで使えるようにしただけじゃないですか。枠を広げただけです。今まで、長銀に使える、いや使えない、そのことでもめてきたわけですが、これが解決されてしまつ。何の心配もなく著しい過少資本行にも資本注入できる、ただ銀行という名前さえついていれば税金投入できる、そういう使いやすい法律にかわつただけじゃないですか。

総理、お聞きしますが、さらにこの早期健全化の枠組みでいうと、銀行と名前がつけば税金が使える。この枠組み全体で一体幾ら税金を使うつもりですか。

○國務大臣(小沢恵三君) 先ほど来、金融二法、今度廃止になりますが、それと今度自民党で提案しております早期健全化法案は全く同じではないかと。同じ法律案を廃止して同じ法律案を通すといふことは、私は国会としてあり得ないと、いうふうに考えております。

そこで、この法案では、優先株等に加えまして普通株の引き受けを可能にし、国が積極的に経営関与を行い、その健全化を図ること、資本増強に当たりましては、リストラ、経営責任、株主責任についてより厳格な条件をつけることなど、従来の十三兆円スキームとは根本的に異なる新たな制度とすることとされておりまして、公的資金につきましては、平成十年度において、金融機能早期健全化業務及び金融再生業務のための預金保証制度が行う借り入れ等について、合計で十兆円の範囲内で債務保証することができる旨定められて

いるわけでございまして、そうした意味で、新し

い今回の法律案はこのような改革案をもちまして提案させていただいている、こういうことでございます。

○小池晃君 全く同じ法案を通してなんて、そんなばかなことをするわけないじゃないですか。幾ら芸がなくたってそんなことはしない、そのくらいわかります。資本注入の対象の要件がほぼ同じだと申し上げているんです。

そして、今の十兆円問題、ごまかしですよ、これは明らかに。法案の最後を見れば、「当面、十兆円」と書いてある。そして附則の四条では、国会でいつでも上乗せできる、そう書いてあるじゃないですか。事実、自民党的池田政調会長も七日の記者会見でこれは十分と思つていいないと。その後さえつての新聞報道では、自民党は三十兆円の政府保証にすると検討されている。それから、先ほど民主党の池田元久議員も三十兆円だとなぜか一致して言わされました。きのうの参考人質疑では、慶應大学の竹中平蔵教授は、全国規模であれば四十兆円から五十兆円必要かもしれない。一体幾らまで広がるのか、どこまで膨らむのか、これは本当に許せないことだなと思うわけであります。

そして、さらに驚きを禁じ得ないのは、金融再生法案の修正案に突然盛り込まれてきた一般銀行の不良債権、これを税金で買取ろう、この話であります。これは、今まで問題にしてきた銀行への資本注入とは形は違いますが、同じような体力増強策であります。

そして、これは大変重大な問題だと私は思うんです。なぜなら、これまで、銀行が破綻したとき、銀行がつぶれたときの不良債権をどうするか、それを買取るという話はありました。その際も我々は、公的資金は使うべきでない、そういう主張をしてまいりました。これは公的資金を使つてもいい、預金者保護のためだったらそれは仕方ない、そういう立場もありました。しかし、これは曲がりなりにも破綻した場合の不良債権ですから、預金者保護という名目があるわけであり

ます。ところが、破綻していない銀行であれば自力で不良債権の処理ができるはず。どういうふうに、どんな理屈をつけて説明をしようが、預金者保護のためだという名目は使えないじゃないですか。そのための証拠に、つい最近の国会でもこんなやりとりがされております。

民主党の海江田議員が、八月二十七日の衆議院金融特、テレビで放映されました。この質疑でございました。不動産を、「破綻もしていらないのに。そんな、買つてくれなんて虫のいいことを許すはずは、私たちは許す立場にあります。それに宮澤大蔵大臣はこう答えていらっしゃる。「そういう整理回収銀行のようなことは、海江田議員も許す気はない」とおっしゃいますし、私も許す気はございません」、こう言つていたんです。これは、私は正論だと思います。健全な銀行の不良債権、これは預金者保護とは全く無縁のものであります。健全な銀行の不良債権の処理は銀行の自己責任でやるべきだ、一ヵ月前は各党も政府もそういう認識だったんだではないですか。しかし、今度の金融再生法案では、健全な銀行の不良債権まで税金で買取上げて、銀行を磨き上げてきれいにして、こんなのはだれが考えても虫のよ過ぎる話じゃないですか。

総理、お聞きしますが、バブルの時代に乱脈をきわめた銀行の不始末に、一方では不良債権は買取らなければなりません。まさに天井知らずに国民の税金をありつけ注ぎ込む。しかしその一方で、銀行業界に今まで、今以上の負担増を求めていますか、どうですか。はつきり答えてください。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今のお尋ねは御審議中の法案に関することでござりますから、提案者がお答えをいたくことが私は適当だと思いますけれども、そんたくいたしまますと、銀行が優良銀行で飯にあります、不良債権を整理して、捨てて言つては言葉が悪うございますけれども、

そういうことで整理回収銀行に渡して、整理回収銀行が今度はそれを、つまり一般に広く売る、こういうよな機能をせよという意味ではないかと私は思います。

どうみち整理する銀行にしてみますともうかる話ではないんで、いわば捨て値という言葉もよくありませんけれども、そういうことで整理をする、それを受けて今度はそれをかかるべく市場に売るという、そういう機能を整理回収銀行に与えよう、こういう御趣旨ではないかとそんたくをいたします。

○小池晃君 私の言つたことが全くわかつていらっしゃらないんです。預金者保護の名目を使えないじやないか、そういうふうに主張したんですね。そのことにお答えにならない。

それから、今まで銀行業界に何らかの負担増を、今以上に何らかの負担増を求めていますか、このことに答えてください。どうですか。（提案者いよいよ、提案者）と呼ぶ者あり）

○国務大臣（宮澤喜一君）最後のお尋ねは、いわゆる預金者に一〇〇%の保証をいたしましたときに、預金保険機構が加盟の銀行からの保険料を大変に高額に値上げをいたしまして、その分を負担してもらっております。

○小池晃君 私は、法案そのものについて聞いているんじゃないんです。今、そういう声もありますが、そういうことじやないんです。健全な銀行の不良債権を買取ることをお聞きしたので、法案に関する質疑でないということを言つておきたい。

その上で、やはり今のお話でもはっきりしたと思ふんですが、きのう我が党の春名議員も質問いたしましたけれども、今回の金融再生法案あるいは金融早期健全化法案を含めて銀行業界に一円でも負担を求めるそういう条文がありますかという質問に対して、何もお答えにはなりませんでした。預金保険料を引き上げる、それすらない。そ

して、銀行業界には何らの負担増を求めていない。その一方で、先ほど池田元久議員が御答弁されました、全部で公的資金は四十七兆円用意する必要があるというふうにおっしゃったんです。

國民一人当たり約四十万円。こんなことがあと数時間の後に採決をされる。とんでもない話じやないですか。

私は、最近アメリカであつた話を非常に興味深く聞いたんですが、アメリカのヘッジファンドのLTCM、ロングターム・キャピタル・マネジメント、ここが破綻の危機に見舞われてニューヨーク連邦銀行が仲介に乗り出した。そして、欧米の十四の銀行が資金援助をした。公的資金じやない

です、銀行業界が出したと。これで援助をして破綻を回避させたという報道がされております。

ニューヨーク連銀が事情聴取してからわずか五日間。この国会は何ヵ月かかっているか。その一方で、五日間でこの救済を決定したそうあります。アメリカ議会では、こんなことをやればアメリカの金融行政の道徳的権威が失墜する、連銀が

は、これまで公的資金の投入というのは、一つは破綻した銀行しかできない、こういうルート、もう一つは健全な銀行しかできない、このルート、これが二つがありました。私たちはこの二つどちらも反対でした。ところが今度は、破綻した銀行しかできなかつたものを破綻していない銀行からも

できるようにする、健全な銀行しかできなかつたものを著しい過少資本の銀行にまでできる。つまり、銀行、金融機関とさえ名がつけばどこでも公的資金を入れられる。私たて銀行という名前をつけたいぐらいだというのが私の感想であります。

これに対して、ニューヨーク連銀の総裁が何とおっしゃったか。教習には幾らかの調整と部屋と連邦準備制度理事会とかニューヨーク連銀に対する激しい批判が相次いだ。

私は、法案そのものについて聞いているんじゃないんです。今、そういう声もありますが、そういうことじやないんです。健全な銀行の不良債権を買取ることをお聞きしたので、法案に関する質疑でない

ことだと思つんです。

私は、今度の二つの法案を見つけて思つのは、これまで公的資金の投入というのは、一つは破綻した銀行しかできない、こういうルート、もう一つは健全な銀行しかできない、このルート、この二つがありました。私たちはこの二つどちらも反対でした。ところが今度は、破綻した銀行しかできなかつたものを破綻していない銀行からも

できるようにする、健全な銀行しかできなかつたものを著しい過少資本の銀行にまでできる。つまり、銀行、金融機関とさえ名がつけばどこでも公的資金を入れられる。私たて銀行という名前をつけたいぐらいだというのが私の感想であります。

○小池晃君 おつしやつたか。教習には幾らかの調整と部屋と連邦準備制度理事会とかニューヨーク連銀に対する激しい批判が相次いだ。

これに対して、ニューヨーク連銀の総裁が何とおつしやつたか。教習には幾らかの調整と部屋と連邦準備制度理事会とかニューヨーク連銀に対する激しい批判が相次いだ。

さ

ここで、参考人の筆坂秀世議員にお聞きしますが、日本共産党は銀行の自己責任を貫くべきである、そういう政策でこの間主張をしてまいりました。この件について見解を述べていただきたいと思います。

○参考人（筆坂秀世君） 先ほどの議論を伺つていまして、例えば不良債権の公的資金による購入、從来は破綻してない銀行、つまり自力で預金者を十分保護できる銀行からも不良債権を買つてやる。いわば、これはノンルールにしたということだと思います。

私は、今度の二つの法案を見つけて思つのは、これまで公的資金の投入とは、一つは破綻した銀行しかできない、こういうルート、もう一つは健全な銀行しかできない、このルート、この二つがありました。私たちはこの二つどちらも反対でした。ところが今度は、破綻した銀行しかできなかつたものを破綻していない銀行からも

できるようにする、健全な銀行しかできなかつたものを著しい過少資本の銀行にまでできる。つまり、銀行、金融機関とさえ名がつけばどこでも公的資金を入れられる。私たて銀行という名前をつけたいぐらいだというのが私の感想であります。

○大瀬絹子君 社会民主党の大瀬絹子でござります。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

総理、冒頭で大変申しわけありません。質問告をしておりませんけれども、沖縄県におきまして、女子高校生が米兵によってひき逃げをされて意識不明の重体に陥っている。沖縄県警は直ちに逮捕状を用意し、米軍に対して、このひき逃げ犯を逮捕させろということを要求をしたわけですが

それとも、そのことは拒否をされています。

そして、地位協定では、起訴前の逮捕状執行というのではなくことがありますけれども、あの沖縄の少女暴行事件が起きたときに、殺人と

かかるいは強姦とか凶悪な事件に対する起訴前であつてもアメリカ軍の運用の中ができるということが約束をされたと思うのです。今回、この女子高校生は意識不明の大変な重体に陥っています。

しかもひき逃げという極めて凶悪な犯罪であるというふうに思うわけですが、それでも、直ちに身柄を日本に引き渡すべく要求をしていただきたいたいと思います。

○国務大臣（小淵恵三君） 今、米側と警察当局との間で協議しておるさなまだというふうに考えております。

また、事件の概要につきましては承知をしております、新聞報道でございますが、事故に遭われた少女の方に、今意識が不明になつておられる

いうことでございますが、ぜひこれは意識を戻していただきたいと思いますが、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

○大瀬絹子君 総理、そういうことではないのです。日本は独立国として、アメリカに基地を今やつてあるんだから、こういうことにこそ学びな

そして最後に、最初に質問いたしましたが、何よりも深刻な不況を開ける、そしてこの金融問題を解決するためにも、切実に求められている今の景気対策、实体经济の回復、家計の消費税を温め、そのため、直ちに5%の消費税を3%に戻すべきだ、このことを申し上げて、私の質問を終ります。（拍手）

國民が米兵によつてこういう状況に陥れられてゐるときに、なぜ政府から強力にそのことを、身柄拘束をするということにリーダーシップを發揮できないのでしょうか。そのことが私は問題だときたいと思います。

それでは、景気対策について重ねて総理にお尋ねをしていただきたいというふうに思っております。深刻な不況、そして金融不安、毒物入りの無差

別殺人事件とかあるいは自然災害など、この世の中暗くなる話ばかりですけれども、総理は緊急の経済対策を指示し、十兆円規模の九八年度第二次補正予算案と約七兆円規模の恒久減税を表明され ている。十一月召集の臨時国会に提出をし早急にその成立を図りたい、このことは私も大変喜ば

この深刻な不況を打開するのにももちろん大幅な所得税減税も必要ですけれども、それだけでは私はこの景気を回復させることはできないというふうに思つております。すべての国民に恩恵をもたらす消費税の改革なくして今の不況対策にはなりません。多少の減税をやつてもなり得ないといふふうに思つています。建設省は住宅関連の減税といたしまして、住宅を取得するための減税を大幅にアップする案を出しておりますけれども、規模は一兆円規模に上つていますけれども、その一兆円規模があれば住宅購入の所得税をゼロにしても財源は十分に同じほどあります。

ンとかミルクとか人の命をつなぐものにまで消費税をかけている状況がございますけれども、この際、景気対策として、こういう基本的な部分の消費税についてはゼロにするぐらいの勇断を持たなければなりません。私は、小渕総理の下降していく支持率を心配するところです。この消費税改革を拒否し続ける自民党に再生はないと思います。あり得ないということを強く申し上げておきたいと思つています。

質問に入らせていただきますけれども、今までの景気対策というと、国の予算だけではなく、地方にも多くの負担を強いてきました。そして、そのことが地方財政を圧迫し、地方の都市からは財政危機宣言というものが出てきています。東京都でも財政危機宣言というのを出しますけれども、神奈川でもそうだということを先ほど同僚議員の質疑の中で聞いておったところをございま

こうした地方に負担を求めるない景気対策を考え  
ていただきたいと思つておりますが、いかがで  
しょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほどもお答えを申し上げたところでござりますけれども、景気対策は今焦眉の急でございますが、同時に、地方財政が非常に悪くなつておりますので、中央が期待するような例えは単独事業等々につきましても、なかなか

か地方として十分にそれをやっていただけるのかなどというような疑問があるほど財政は困っておられますので、このたびの税制改正、減税、所得控除等々でございますが、につきましても、それを中央と地方でどのように負担を分け合うかというようなことは、実は地方財政全般との関連で考えませんとなかなか軽率には決められない問題と思つていまして、その点は間もなく自治大臣と私との間でまず基本的な御相談をしなければならない。

地方の事情は私どもよく認識しているつもりで  
ござります。

す。

さて、長銀問題ですけれども、住友信託銀行が合併を拒否するというニュースが流れておる中で、この間国会で議論をしてきたその処理策、官

いうふうに思うのです。

○國務大臣宮澤喜一君) その御質問にはちょっと注意をしてお答えをしないといけないわけですが、長銀と住友信託との合併のお話し合いの中でも、住友信託銀行は長銀の内容について金融監督省

序が既にかやがてか検査を始められる、それについて知つておきたい、それからその後でもなお御いての時期はそういうことが済んだ後でしか起らなければいということございました。したがいまして、合併条件でございますから、それを飛び越えてあるのときすぐいう前提は実は成り立たないのが両方の間の約束であったと思ひます。

それからもう一つの問題は、その約束の中に、御承知のように三つのノンバンクについては長銀が債務免除をするという約束がございまして、これは両行の間の約束としては、私は無理もないし、国民経済としてはその方が負担が少なかつたのではないかとすら思いますが、それでもしかり結局、その後が公的資金の導入になるということをございますと、衆議院の御審議では、債務免除とは聞こえはいいけれども実は納税者の負担でそれをカバーするのではないか、こういう御質問が相次ぎまして、それはそれなりにまた一つの信憑力がありまして、それは国としても全体が、話が進まなくなってしまったというのが事実であつたと思ひます。

さいましたから、それがそうなりましたらそれは結構なことだったんじゃないのかと仰せられますれば、私ども、そういうお寺さんは持つております。

○大瀬綱子君 昨日の参考人の御意見の中にも、法律は多少不備であつてもそれを生かして使つことが重要である、不備な点はその不備が判断をしたところで改正をすればよいのではないか、そして法律を充実させていくことが重要なんだということをおつしやいました。

現行法律の中で大蔵省が英断を下しておれば、長銀だけなく日本経済や金融界がこれほどまでに信用を収縮させることはなかつたのではないかと私は思います。もちろん、私たち立法府も、この法律をつくるのに大変手間取つてることに対しましてその責任は免れないというふうに思っています。立法府の責任は免れないと思いますけれども、行政担当者の責任はその何倍も大きいのではないかと思ひます。大臣、いかがでしようか、

○國務大臣(中村正三郎君) 私たちは立法府も、この法律をつくるのに大変手間取つてることに対しましてその責任は免れないといふうに思っています。立法府の責任は免れないと思いますけれども、行政担当者の責任はその何倍も大きいのではないかと思ひます。大臣、いかがでしようか、

○大瀬綱子君 昨日の参考人の御意見の中にも、

いてこれからどう整備をしていかれるのか、お尋ねをいたします。  
○國務大臣(中村正三郎君) サービサー法の円滑な運営となると、私にお聞きになるということはいわゆる暴力事件とかそういうことに関してではないかと思いますが、この法律案の仕組みではかなりの対応ができると思います。  
暴力団員のみならず、いわゆる事件屋みたいなもの、整理屋とかそいつたものを排除するためにはいろいろな手立てがあります。会社の取締役だとか取締役以上の権限のある人にそつた暴力団員だとか好ましくないと認めるに十分な理由があるような人が入っている会社はこういうことをやらせないとか、いろいろな手立てがございま

す。

また、行為の規制として、業務を行つて当たつて人を威迫したり、私生活、業務の平穏を害する

よ

う

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

よ

それらの分野の相互参入ができるようなどに改めてくる。あるいは金融機関の取扱商品の多様化とか販売ルートの多様化など、あるいは投資信託などはことしか銀行でも販売できるようにするとか、あるいは独占禁止法の第九条で今まで禁止をされておりました純粋の持ち株会社を解禁させることでこれまで踏み込んできている。こういう法改正もなされてきている。そして、調整をなくするためにには中小証券会社の倒産防止のための調整措置であつた株式売買委託手数料の自由化というところまで踏み込んでいる。

〔委員長退席、理事岡利定君着席〕

そして、規制緩和の最たるものとして、賭博罪に当たるとして証券取引法によって禁止をされている店頭アリバティアを証券会社、銀行にも認めるというところまで許してきている。規制緩和をしてきている。

こういう状況がありますけれども、そのことを国民が情報として上手に受け取ることができない、それを活用できない状況に今あるということを御指摘申し上げ、これからも国民が自分たちの資産運用を上手にしながらその利益で豊かな暮らしができるような社会づくりと一緒に頑張っていきたいと思つております。

ありがとうございました。(拍手)

○渡辺秀央君：自由党を代表いたしまして、これから幾つかの点を御質問いたしたいと思いますが、大分長時間になつておりますし、もうこの時間になりますと、總理、とにかく大体いろんな質問が出ちやうんです。私が質問を用意している面、もちろん角度は違うと思うんですけども、大変大蔵大臣もお疲れでございましょうが、多少角度が違うという意味でぜひひとつお答えをいただければと思います。

一番の問題は経済活性化、要するに日本の今日の不況をどう再生きせるかとのための集中審議であるわけあります。きのうの参考人の方が、いわゆる強い金融機関を持つていてるといふことは強い経済を持つことだと、もう全く同感であります。逆に言うならば、強い経済をつくらなければ、安定、安心できる金融機関というものは存在しないということにも当然なるわけです。

そういう意味で、私は経済成長ということについて、總理はけさの閣議でも既に新しい景気対策に対する方針を指示されたというふうに先ほどおっしゃつておられましたが、少なくとも政府見通しのマイナス一・八%というのばかり大きなか打撃ではないかと思うんです。あるいはもつとこれから厳しくなるかもわからぬということだと思つうんです。

〔理事岡利定君退席、委員長着席〕

経済企画庁の発表によると、大体需給ギャップは二十兆円以上になるというふうにも発表されておることは御存じのとおりです。そういう意味で、橋本内閣の当時に打ち出した、さつきも總理は十六兆円の経済対策をおっしゃつておられました。しかし、もう既にあの時点から今日、相当なものがギャップとして出てきている。これは為替市場においてももちろんだと思ひます。この需給ギャップを当時は十六兆円規模で、當時といふべきで、橋本内閣の当時に打ち出した、さつきも總理は十六兆円ぐらいいつを十分御指摘ありましたけれども、二十兆なのかな兆なのが、あるいはそれ以外なのか、これはなかなか答弁ありませんけれども、二十兆なのかな兆なのが、あるいはそれ以外なのか、これはなかなか数字として挙げることは難しいと存じます。

しかし、いずれにしてもそういうギャップが生じておること、これを解消せんと景気の回復につながらないということで、政府としてはあらゆる手法を講じてこれに取り組んでいます。特に、財政的な出動の問題につきましては、従来からもこの点につきましてその効果もいろいろ言われてゐることではありますけれども、さりながら、どういう手法がより効果的かとなりますと有力な手段であることは間違いないということで、前の内閣からの十六兆ができる限り早く効果あらしめますように、第二次補正も必要とあらばこれはやつていかなければならぬということござります。

その点に触れまして、この内閣といたしましては、率直にそれぞれの各担当大臣に、みずから所管するお仕事を通じてどういうふうな効果ある手法があるかということにつきまして検討を命じております。今お話をありました与謝野大臣は真水で十兆円の規模、第二次補正ということも新聞紙上おっしゃつておられました。

そういう意味では、私は、今日の需給ギャップを埋めるための経済対策十兆円の總理の方針はわかりますが、いわゆる財政規模、本当にこれから先どんなふうにお考えになつておられるか、それで事足りると思っておられるかということをちょっとお聞きいたしておきたい。同時に、通産大臣も十兆円の真水ということも言つているわけですが、總理は十兆円規模の補正と言つた。そのところがどういうふうな関連性があるのか、これがちょっと承つておきたいというふうに思います。

○國務大臣(小瀬恵三君)：けさほど来、需給ギャップの問題につきまして、それぞれ各委員からも御指摘ありました。その数字をどう見るかにつきましては、率直に申し上げて、大蔵大臣も御答弁ありませんけれども、二十兆なのかな兆なのが、あるいはそれ以外なのか、これはなかなか答弁ありませんけれども、二十兆なのかな兆なのが、あるいはそれ以外なのか、これはなかなか数字として挙げることは難しいと存じます。

○渡辺秀央君：總理、大蔵大臣に一番嫌なことを申上げますが、さつきも幾つかの党から話がありましたが、私ども自由党が言つてゐることと基本はちょっと違つてゐるのですが、それはいわゆる消費税なんです。これは私は、もう本当にあらゆることをおやりになるとおっしゃつてゐるんなら、国民が全部怒つてゐる、この消費税に関するときにも公約になかつた、一昨年の選挙に。それが実施された。これが政治不信にもつながつてゐるんです。

だから、一回ここで、やめろというんじやんのです、我々自由党は。当分の間3%に戻して、そして国民の気持ちを一回和らげたらどうだと。そしてその3%は約束どおり、私も売上税のときから関与しておりますから、總理が官房長官のときにこの消費税をおやりになつたわけです。そつとも大まかな配分をしよう。宮澤大臣は、總理、大蔵大臣もおやりになつた、売上税のときは、そういう意味においては、これはもともと福社のためにやつた税なんですね。本来的には、直間比率の見直しなんですけれども、しかし福社の方に少な

そういう意味で、總理のいわゆるギャップを埋めるための景気対策、まことに私は適切だらうと思ひます。十兆円でも恐らくはまた補充しなきやならぬということだと思ひますが、そういう意味において、通産大臣は今回APECのエネルギー閣僚会議へお出ましたというのですが、通産大臣は真水で十兆円の規模、第二次補正ということも新聞紙上おっしゃつておられました。

正をやるべきだと。しかも真水について効果あるよなことをしなければならないというみずから

の所管の大蔵として強い発言をされております。

昨日も、朝から各大臣のブリーティングをし

ていただきまして、今それを取りまとめてさせてい

ただいておりますが、閣内におきまして、各閣

僚が熱心に今取り組んでおりまして、公共事業の

みならず他の予算を計上して、それを効果あらし

ておられます。しかし、おおまかに先ほど

おっしゃつておられたが、少なくとも政府見

通しのマイナス一・八%というのばかり大きなか

打撃ではないかと思うんです。あるいはもつとこ

れから厳しくなるかもわからぬということだと

思つうんです。

〔理事岡利定君退席、委員長着席〕

おっしゃつておられたが、少なくとも政府見

通しのマイナス一・八%というのばかり大きなか

打撃ではないかと思うんです。あるいはもつとこ

れから厳しくなるかもわからぬということだと

担してくれよということ。これが一番内需の拡大、あるいは景気対策、これは總理、十兆円、二事業も大事です。それも大事ですけれども、この方がはるかに内需拡大につながっていくと思います。

○國務大臣（小淵恵三君）　これまた先ほど來答弁をいたしておりますが、消費税というものは極めて重要な税でございまして、引き上げそのものにつきましては大変熟慮しなきやならぬことであります。既にこの税につきましては先行的に支出をされで、おつたというようなことで、特に財政再建の立場からこれを主張されました。

これが福祉に使われるかどうかにつきましては、細川内閣のときは七%という、福祉税といふ形で提案もされたわけでございますので、なかなかこの問題の原点は難しゅうございます。

重ねてでございますが、今の政府といたしましては、諸般の情勢を勘案し、かつまたこの税の持つ意味合いから考えて、今これを引き下げるということは考えておらないわけでございます。

○渡辺秀央君　時間がありませんので、大変恐縮ですけれども、もう一点お聞きをします。感じだけで結構であります。

それは、こうやって金融安定のためのスキームができ上がってきています。昨年、一昨年と破綻した金融機関というのは全国で約六十以上に上っております。そういう中でも、特に北海道が一つ、あるいはまた関西においては阪和銀行、こういう問題が非常に地域の経済に大きな影響を与えているわ

きるとは思えません。ただ、おまえら先に倒産した地域だからこれはだめよというのでは政治でないのではないか。

そういう意味においては、私は、ぜひ政府としでこれらのところに対し、いわゆる中小企業対策、先ほどの信用保証協会の法律も改正したこともあり、そこに対する補助、信用保証協会の補助金、補てん率のアップのための原資をそういうところの保証協会には余分にひとつ厚くしてやるよう、きょうは通産大臣が御出張なので、そのような御指示を賜れればありがたい。地域の人たちも厳しい中にも納得されるのではないかなどいう、納得というか喜ぶのではないかという感じがいたします。

政治の心としてぜひそういう点について、大蔵大臣、一言。気持ちだけで結構です。ちょっと時間がありませんので恐れ入ります。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実はそのことは通産大臣と内々にいろいろお話ししているのでございますが、どうもこういうときに国民のレベルで一番手っ取り早いのは、信用保証をつけて金がとにかく出でくる、そこが一番大事らしく思われますので、私は入り用なら財政の金は惜しません。今新しいのが始まりましたから、ここが改正の余地がある、ここへもう少し金をしつ込んでやらやれるということでしたら遠慮なくと私は通産大臣に申し上げております。

○渡辺秀央君 ついでに、これは総理に聞きつ放し、大蔵大臣に聞きつ放しておいてください。自治大臣、お見えいただいたんですけど、大変申しわけない、時間がなくなつちゃいまして。小会派のつらさであります。自治大臣に、地方の自治体が景気対策をやっていく、公共事業をふやす、しかし地方自治体がそれに比例して喜ぶべきものを、昔は喜んだけれども今は困るんですね、きのうも全国知事大会もございましたが、そういう意味でいわゆる公共事業に対する補助率のあれを十年前に上げたんですよ。そのままになつてある。

大臣のところへ使いに行つて説得をしたんです。そのままになつています。そこらをぜひひとつ、せっかくのうちに自治大臣、大蔵大臣とお話をされ、ここらは地方自治、地方財政、先ほど来おつしやつていてるとおりで大事なところですから、ぜひひとつよろしく。この場でお願いをしてまことに申しわけない。

それで、私は実は参考人に同僚鈴木淑夫衆議院議員に来ていただいた。これは八百長じやなくして、まじめに皆さんも勉強しなさい、これからのは。

私は、なぜ鈴木さんをお呼びしたかというと、鈴木さんは長い間日本銀行の理事をやられて、そして民間の日本の最高のシンクタンクと言われる野村総研の理事長をおやりになつた後、政治家になりました。大変あなたの履歴を言つて悪うございますが、そういう立場で、しかも今日国會議員として野党三党のこの金融システムの最初からの作業に加わつてこられた。

私は、今ここで、時間もないですからまことに申しわけないです。しかし問題は、これから先が心配じゃないですか、このスキームであります。国民の税金が何だから言つても、あるいは国民の金がどんなことを言つても入っていくんです、破綻前の銀行に、すなはち実質的な破綻銀行に。だから、そのことについて、またここで国民を怒らせることになりはしないかと私は危惧いたします。

○参考人(鈴木淑夫君) 自由党の鈴木淑夫でございます。

ちょっと一言で、まことに時間がなくなつて恐縮ですが、お聞きをいたしておきたいと思います。

時間が限られておりますので、まさに一言、渡ります。

私どもも当初一緒に共同提案に加わっておりましたが、修正された部分がございまして、どこが修正されたかというと、例えば長銀が預金保険法上の破綻認定なしに公的管理に入つて国民の税金でできいいな体になつてまた生きたまま出ていけるような仕掛けが入つた。これは極めて不公平なことで、委員御指摘のように、国民の税金を国民が怒るような形で使いかねない。その点は私、大変不満でございます。我が自由党としてはその点にだけ反対している。

今、衆議院で議論が始まりましたもう一つの金融システムの早期健全化のスキーム、これは満足かと言われますならば、これも実は大変問題が多うございます。これは、今の不良債権をどんどんみな一遍に引き当て、償却しなさいと。そうしたらもちろん資本が減っちゃうでしょ。そうしたらどんどん資本を入れてあげる。それで、リストラで一生懸命やつて日本経済、日本の金融システム全体をよくしようと、こういう法案でございますが、どうもどんどん引き当て、償却して公平な形でお金を入れるという仕組みが本当にあの法案で丈夫なのかな、大変不安を感じていろいろござります。

○渡辺秀央君 ありがとうございました。少し時間が超過しました。(拍手)

○佐藤道夫君 二院クラブの佐藤でございます。私からは、具体的な問題につきまして總理、大臣の御所見を伺いたい、こう考えておりま

す。

最初に、銀行の合理化の徹底のしぶりについてあります。

今、銀行に対して大幅な公的資金を投入しよ

う、投入した、こういうことになつておりますので、これにこたえる意味で、国民感情に沿う上からも、銀行業界としても徹底的な合理化を推進すべきだらうと、当たり前のことでござりますが、こう考えておるわけであります。

そこで、今までどういうことを銀行がやつてきたかと、こう承りますると、ちょっと一般行員の月給を下げたと。しかし、これはもともと高かったわけでありますから、一割、二割下げてみてもどうなることでもないわけであつて、国民から見ても何だと、それだけのことなであります。それから、取締役の報酬を一割ぐらいカットしたこと。これが当然のことだというくらいの受け取り方しかされない。

それからまた、遊休施設を処分したこととも言つております。例えば温泉地にある保養所、都心部の運動場とかが遊休施設だろうと、こう思われますが、これもマスコミに言わせますと、なになに、あれは名義を関連会社に変えただけなんだと、現に銀行関係者が引き続き使用しておりますから、それは当然のことだというくらいの受け取り方しかされない。

それからまた、遊休施設を処分したこととも言つております。例えば温泉地にある保養所、都心部の運動場とかが遊休施設だろうと、こう思われますが、これもマスコミに言わせますと、なになに、あれは名義を関連会社に変えただけなんだと、現に銀行関係者が引き続き使用しておりますから、それは当然のことだというくらいの受け取り方しかされない。

そこで調べてみると、全然それがそうされないわけではありませんで、例えば大手上位九行が今は四十三名程度。リストラらしいリストラは行われていないと言つてもいいのではないか。今日の現状を考えれば、これはもう半数以下にカットしてもいいと私は考えるわけであります。それから、何よりもかに驚くのは、一線を退いた顧問さんあるいは相談役さんたちの高齢化の現象であります。これはちょっと問題の重要性にかんがみまして、えて美名を挙げて指摘させていただきたいと思いますけれども、三和銀行渡辺忠雄会長九十九歳、東京三菱堀江特別顧問九十五歳、富士銀行岩佐顧問九十二歳、さくら銀行河野名譽顧問九十一歳、(発言する者あり)若干、一つ二つは勘弁してください。住友銀行伊部最高顧問八十九歳という事になつてます。これは一体何だらうか、この期に及んでこの二つの知恵を拝借しなければならないほど銀銀行といふのは人材が払底しているのかというふうにも思ひたくなるわけであります。実は昨日、この委員会に全銀連会長、東京三菱銀行の頭取である岸さんを参考人としてお呼びいました。これは一体何だらうか、この期に及んでこの二つの知恵を拝借しなければならないほど銀銀行といふのは人材が払底しているのかというふうにも思ひたくなるわけであります。これは一体何だらうか、この期に及んでこの二つの知恵を拝借しなければならないほど銀銀行といふのは人材が払底しているのかというふうにも思ひたくなるわけであります。

いざれにいたしましても、彼の力でもつてしては何ともしがたいと、こういうことでもあるようありますので、これ以上は私、政治の出番だらうと思います。大変お忙しいとは思いますけれども、小判總理におかれましては、先般住友信託銀行の社長を官邸に呼ばれまして合併の話をされたあの例に倣いまして、やっぱり岸会長その他関係銀行の頭取を呼んでこういう話をされたらいかがでしようか。もう少なくとも七十五歳以上の方々にはきつと引退していくだく、それが国民感情にも沿うゆえんではないのか。

大体、こういう人を一人雇つておきますと、秘書だ車だ個室だといつて一億ぐらいかかるんだ。

しかし、全体の数が十人か二十人ぐらいですから

大した金でもないと言えばそれつきりの話ですけれども、これは金額の問題ではない、銀行業界の

私は姿勢の問題だと思うんです。国民に訴える力の問題だと思つてあります。そういうことをやるような立場に

ないで遺憾ながらそういうことは一切できませんといつまことにもつてつれない返事であります。

全銀連会長としてやらなければ、大銀行の頭取

として関係銀行の頭取に呼びかけてみんなで話合おう、やっぱり国民の感情をこういう時世大変尊重、考へる必要があるのではないか、それだけの話なんですか、事柄の重要性を全く認識していないとしか言いよつがないわけであります。

そういうええ、彼が全銀連の会長か何かに就任しました際に、ちょうど大蔵接待事件のさなかであります。それで、就任の会見の際に新聞記者から質問されました。なに、あれは正当な社交的儀礼の範囲なんだ、別に悪いことをしているわけでもない、これからも接待は続けるであろう、こういうことを言つて世間から大変非難されたように私は記憶しております。

いざれにいたしましても、彼の力でもつてしては何ともしがたいと、こういうことでもあるようありますので、これ以上は私、政治の出番だらうと思います。大変お忙しいとは思いますけれども、小判總理におかれましては、先般住友信託銀

銀行の頭取を呼んでこういう話をされたらいかがでしようか。もう少なくとも七十五歳以上の方々にはきつと引退していくだく、それが国民

感情にも沿うゆえんではないのか。

大体、こういう人を一人雇つておきますと、秘書だ車だ個室だといつて一億ぐらいかかるんだ。

しかし、全体の数が十人か二十人ぐらいですから

大した金でもないと言えばそれつきりの話ですけれども、これは金額の問題ではない、銀行業界の

私は姿勢の問題だと思うんです。国民に訴える力の問題だと思つてあります。そういうことをやるような立場に

ないで遺憾ながらそういうことは一切できませんといつまことにもつてつれない返事であります。

○國務大臣(小淵恵三君) 金融機関の経営の合理化、効率化は、各金融機関が置かれた状況を踏ま

えまして、基本的に言つまでもありませんが当該金融機関の経営者自身がみずから決定すべき事項と考へております。

政府といたしましては、各金融機関の状況に応じ一層の合理化努力を行つよう促していくとともに、預金者や国民の理解が得られるようその実施状況につきましてもさらに積極的に開示していくことをおわせて促してまいりたいと思いますが、今委員御指摘のようにやはり国民の率直な金融機関に対する感じというものがござります。また、現在の金融機関の姿といふものにつきましてからも接待は続けるであろう、こういうことを言つて世間から大変非難されたように私は記憶しております。

いざれにいたしましても、彼の力でもつてしては何ともしがたいと、こういうことでもあるようありますので、これ以上は私、政治の出番だらうと思います。大変お忙しいとは思いますけれども、小判總理におかれましては、先般住友信託銀

銀行の頭取を呼んでこういう話をされたらいかがでしようか。もう少なくとも七十五歳以上の方々にはきつと引退していくだく、それが国民

感情にも沿うゆえんではないのか。

大体、こういう人を一人雇つておきますと、秘書だ車だ個室だといつて一億ぐらいかかるんだ。

しかし、全体の数が十人か二十人ぐらいですから

大した金でもないと言えばそれつきりの話ですけれども、これは金額の問題ではない、銀行業界の

私は姿勢の問題だと思うんです。国民に訴える力の問題だと思つてあります。そういうことをやるような立場に

ないで遺憾ながらそういうことは一切できませんといつまことにもつてつれない返事であります。

○佐藤道夫君 大蔵大臣は

○國務大臣(宮澤喜一君) 存じません。

○佐藤道夫君 これはある意味じや社会的な常識

なんですかね、武富士はもう六千円台、それと同じようなサラ金業者全部六千円台、それからオリックスに至っては八千円台。

なぜ、あの集団譲送船方式で保護に保護を重ねてきた銀行が今日の惨憺たる状況を招いておつて、彼らが日ごろ金貸しと言つて軽べつしているサラ金業者がこんな成果をおさめているのか不思議でしようがないといえば不思議でしようがないわけがありますが、私なりにちょっと調べてみたんです。

要すれば、サラ金にしてもオリックスにいたしましても、身のほどをわきまえている。自分たちはこういうものだと思いまして貸金業に徹底する。不動産に手を出すとか地上げに加担するとかレジャー産業に融資するとか、そんなことは全然考えてないようあります。いわばプロの世界だと、こう言つてもいいんですね。相手の信頼度を調査して、必要なならば担保物件もとつて、融資するものは融資する。それから、債権の回収に当たつても相応な努力をする。

ところが、銀行側の方がどうなのかと、こういいますと、かつて銀行家の代表だと言われた磯田といふ住友銀行の頭取がおりました。彼が言つた言葉、銀行家は向こう傷を恐れてはいけない、こういうことを言いました。要するに、銀行家といふのは、昔我々が見る目は謹厳実直、そろばんしか知らない、それで利息を計算して担保物件を査定してと、そういうふうに思つていたのが、磯田さんあたりからどうも状況が変わり出しまして、銀行家というのはそういうものじやない。世間に飛び出していつて事業家と一緒にになって、ここにホテルをつくつたらどうですか、金は銀行が幾らでも出しますよということやり始める、それが銀行家なんだということを磯田さんはそう喝破されたわけであります。

向こう傷を恐れるな、少々の焦げつき、不良債権が出てもそんなことを恐れるようじや銀行家とは言えないと。要するに、銀行家の分を忘れてし

まつたんですね、彼の考えでは、明らかにこれ事業家の考え方なんですよ。事業家といふのは、そういうところで少々の失敗を恐れていたんじゃないや事業はできませんからね。そこでそういうせりふが出てきた。

あのときに監督官庁である大蔵省のだれかが磯田氏を呼んで、あなた、この考え、徹底して間違っていますよ、銀行家とはこんなものじやありませんよ、銀行法をひもといてこんななさい、銀行というのは公益的な仕事がある、公共に仕え、サービスするようなものなんだ、公益事業なん

だ、何を心得違いをしているんだと、こういうことを言つた人がいるのかいないのか。恐らくないな

いと思います。

何かその辺からもう踏み違いがありまして、今日の銀行の悲劇はそこから来たものではないかといふふうに私は思うわけでありまして、もう一度銀行家の本分というのに立ち戻つて、そうでないと、こういうことがまた繰り返されるわけですよ。だれが考えてみましてもまた同じようなことが起り得る。これを最後にするために私は、銀行とは何ぞやということを大蔵省も金融監督局ももう一度考え直してもらいたい。政治も同じことだらうと私は思います。

この程度で終わります。御回答は要りません。失礼いたしました。(拍手)

○水野誠一君

新党さきかけの水野でございま

す。

報道を拝見いたしますと、平成十一年度の第二次補正予算について前倒しをする意向を総理大臣が示されましたのがちょうど九月三十日でございました。同日及び翌日の日経平均株価はバブル後の最高安値を更新した、こういうことを実は記憶しております。本来ですと、こういった補正予算の発表あるいはその前倒しという意向を総理が発表された場合、それが市場の株価に好転されてしまふべきと思うのが今までの慣例だつたんではないかと思うんです。

その後、十月二日に改めて総理が緊急経済対策

を策定する方針を表明されました。そして、それが引き続いてワシントンでも官澤蔵相が景気追加策の表明をおっしゃったということあります

が、週明けの五日の日経平均は終わり値で十二年八ヶ月ぶりに一万三千円を割り込む。こんなことがございました。その後、一昨日であります。がございました。逆にことし最大の下げ幅を記録し、終わり値は前日比で八百円近く下げる、こんな結果に終わりました。

この市場の乱高下については、恐らくマーケット

が、七日の上げについては金融再生などの現在

検討中のこのスキームがまとまりつあることに

ついて評価をした、しかし八日の下げについては

円高を嫌つたために反落した。こういう報道ある

いはこういう評論がされているようございま

す。

市場の反応が何を評価したものであるかという

のは昨今大変難しい状況になつてきているわけで

あります。ともかくこの一連の動きを見る限り、従来型の経済対策が評価されていないことだけは確かだというふうに思います。

一方、金融再生スキームについては、応急処置

的なものであるにしても、経済不振の元凶でもあ

ります。不良債権処理というまさに患部に迫るもの

として一応の評価を得たとも考えられますが、非

常に短期間で市場が反落するというよつた状況を

見ると、これとても市場にとつては一過性の取引

材料でしか評価されていない、こういう懸念も残

るわけであります。

一方、金融再生スキームは、応急処置

的なものであるにしても、経済不振の元凶でもあ

ります。不良債権処理というまさに患部に迫るもの

として一応の評価を得たとも考えられますが、非

常に短期間で市場が反落するというよつた状況を

見ると、これとても市場にとつては一過性の取引

材料でしか評価されていない、こういう懸念も残

るわけであります。

そこで、私は、今市場が求めているのはどうも

従来型の予算のばらまきとか応急処置ではなく

て、真の体質改善とも言える構造改革なのでな

いかなと思っております。政府がこの混沌とした

現在の経済状況の後に形づくられるべき秩序のビ

ジョンをしっかりとお示しただかない限り、日

行政改革等は小渕内閣でも引き継がれておりま

すが、財政改革の面につきましては御存じのよう

窮地を脱していくためには相当に大胆な構造改革が求められるのではないかと思うところであります。橋本内閣が提唱されました六大改革というのも、財政構造改革の一時的凍結というよつたこともあり、立ち消えてしまうのではないか、こんな懸念もあるわけですが、ともかく混沌たる現在、この状況を乗り越えてどんな構造改革をされていくつもりがあるのか、その決意を総理大臣から伺いたい。そしてまた、昨日の閣僚懇談会で日本経済再生三カ年計画を提示されました経済企画庁長官にも、その決意のほどを伺わせていただければと思います。

○國務大臣(小渕恵三君) 水野委員の御指摘は、私はこれを正しい御指摘と認識しております。前の内閣の六大改革、特に構造改革、これは最終的には日本の経済を体質的にも強くしていくためにはなきやならぬことだと思います。それから財政改革、これもそうした観点で、財政的に余り多くの公債を政府が抱えることはいけないという発想でいたしたわけでございますが、今日は、極めて緊急事態に対応するためには若干その改革の中でスピードを落とさなきやならぬものもありますし、検討を加えなきやならぬものもある

わけでございます。

そういう意味で、つらつら考えますと、究極的には、現在の金融の不良債権を解決して金融システムを安定させ、そして経済を回復させて実体経済をよくしていくという筋の中でこの問題を解決しなきやならぬと思つておりますが、基本的に正しく我々が認識をして、将来にわたりましてはきちんととした構造改革も含めました改革をしていくという決心で進んでいかなきやならぬと思っています。

○國務大臣(堺屋太一君) 委員仰せのとおり、今大変な時期でございまして、橋本内閣以来の改革の方向は大変理想的でもあり、その大部分は、特

な経済情勢で一時凍結ということになつております。

私は、これは政府の案としてできているわけであります。しかし三年ぐらいの間は通常のやり方を超えた部分があつても、景気の立ち直り、金融の再生ということに全力を尽くせるような、そういう考え方をとつていいんじゃないか、そういうことで閣議でちよつと提案をさせていただいたわけでございます。

○水野誠一君 大いに期待をさせていただきたいと思います。

次に、日本の資金循環を見てまいりますと、法人企業部門については金融機関からの借入金の比率が約六割を占めている。これだけ企業が間接金融に依存している状況、これは日本の非常に特異性だと私は思うのですが、この状況をそのことになるわけでございます。

また、このことは国際比較をしてみましても、日本の一般企業の金融負債残高における借入金比率がアメリカ、イギリスなどに比べまして約四倍である。つまり、これらの諸外国では株式や債券などの有価証券の発行による資金調達が日本とは反対で六、七割を占める、こういう形になつてゐるわけであります。

二十一世紀、まさにグローバル経済、グローバリゼーションの時代になつたときに、資金をより多く、証券市場から調達することがどうしても必要になるのではないかと思うわけありますが、政府のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私もそのことは非常に

強く感じておりますし、殊にこのよつた事態になります。

過去を振り返りますと、戦後、証券民主化といふことが一遍ございましたが、非常に証券が力を持つたことがございましたけれども、それは余り長く続きませんで、どうも証券勢といふのは非常に振るわない。これは私どもどうも世の中がある意味で責任があると思うんですが、株とか証券とかいうことが何となく臭いことである、

これは不正であるとかそういう印象を何となく国民が多く持つに至つた。よつて来るゆえんがないとは申しませんけれども、ここをやっぱり直す必要があります。

証券会社もビヘービアをしていただくことがあるんですねけれども、国民党が何となく、銀行預金だとこれは実直に所得がふえるんだが、株はうんともうかつちやうとかなんとかいふ、そういうところがどうもやっぱり国民党が受け取つてない。それも直していかないといけないんですが、今の間接金融が六割といふのはいかにも異常で改めなきやならぬことだと私は思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 水野委員お説のよう

に、日本とドイツが非常に間接金融が高くて、日本が六割、ドイツが七割ぐらい間接金融。アメリカ、イギリス、フランスあたりは八割以上直接になつております。このこといろいろ問題があります。

○菅川健二君 改革クラブの菅川健二です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、小渕総理にお聞きいたしたいと思います。きょうの新聞の川柳に、「官邸で隠居をしてる人に見え」という川柳がございました。昨日、金大中韓国大統領の格調の高い演説を国会で聞かせていただいたわけでございますが、それにつけては、米国景気の先行きに対する不透明感等を背景にいたしまして、それにヘッジファンドとか機関投資家の円買いドル売りに加えてオプションなどが絡んできたということで、本体がなかなか見えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(速水優君) ここ一両日の為替相場の動きは、米国景気の先行きに対する不透明感等を背景にいたしまして、それにヘッジファンドとか機関投資家の円買いドル売りに加えてオプションなどが絡んできたということで、本体がなかなか見えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(速水優君) 私は、米国景気の先行きに対する不透明感等を背景にいたしまして、それにヘッジファンドとか機関投資家の円買いドル売りに加えてオプションなどが絡んできたということで、本体がなかなか見えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○水野誠一君 もう時間が参りました。

○菅川健二君 こういう直接金融の問題、これは特に直接金融をふやすべきだ、こういうことを申し上げると、

じや中小企業あるいはベンチャーはどうするんだ

という話が確実に出てまいります。それについて

私は、日本の店頭市場、これはアメリカのNA

SDAQなんかと比べるとまだ低調だと思います。

○水野誠一君 もう時間が参りました。

○菅川健二君 こういう直接金融の問題、これは特に直接金融をふやすべきだ、こういうことを申し上げると、

じや中小企業あるいはベンチャーはどうするんだ

始めた、これに対してもうシステムを変えていくか、あるいはIMFが中心になってそういうのを考え直す時期に来ているんじゃないかという真剣な議論が行われたことをお伝えしておきます。

○菅川健二君　ここ一両日のことでござりますから先行きをどうこうするということは大変難しいわけでございますけれども、いずれにいたしましても我が国経済に悪影響を与えないよう、ほどの線で落ちつくように注意深く対応していくべきだときたいと思うわけでございます。

それから、我が国の金融政策といふのは、一九九五年九月に公定歩合が〇・五%に引き下げられて以来既に三年を経過いたしておりますのでござります。九月九日にはさらに〇・二五%の低金利誘導が進められたわけでございますが、お年寄りとか年金生活者には大変な悲鳴となつておるわけでございます。

これも昨日のある新聞の読者欄に「老後が見えぬ通帳の低金利」という記事がございまして、今この政治はお年寄りいじめの政策をしていると批判いたします。九月九日では恐縮で恐縮でございますが、「通帳のしみかと見れば金利なり」という笑えぬ川柳もあるわけでございます。

当面、金融不安とかあるいは企業活動の活発化においても、低金利政策といふのはやむを得ないと思います。しかし、金融活動の六割を占めます消費需要と個人の消費不振にはこの低金利政策が大きな原因の一つにもなつておるわけでございます。今後どのような条件が満たされると低金利の袋小路から脱し金利の引き上げが図られるのか、またその時期がいつごろになるのか、总裁もさきの年寄りのお気持ちはおわかりになると想います。幸いお年寄りの方が多いくなるような年率直な御見解をいただきたいと思います。

○参考人(速水優君) 私どもとしても、特に金利収入に多くを依存しておられる家計にとってますので、ひとつお年寄りの方が明るくなるような現在が大変厳しい状況であることは十分承知しております。

措置を実施いたしました。これは、設備投資の急速な落ち込み、それから雇用、所得環境の大幅な悪化、株価の不安定化、そういうした情勢を踏まえて決定した措置でございます。こういう情勢のものでは、やはり金融面から経済活動を下支えしてその回復を促していくことがまずもって重要なことではないかと思います。こうした緩和措置が、政府の財政面からの支援措置や現在ここで審議しておりますような金融システム関連の効果というものがいかに大きいかということは、今週初めの株価の動きなどを見ておりまして、あるいは為替相場などにも一部影響しているのかもしれませんのが、いかに大きいかと。我が国経済の自律的回復というのは、やっぱり庶民、企業家が先行きに対する明るい見通しを持つてくれないとなかなかうまくいくにはなっていかないものだというふうに思っております。

そういう点、御指摘の点は私どもも十分心得ているつもりでございますが、今大事なことは、やはり新しい需要を起こしていくことだというふうに思っております。それには安定した金融システム、強い金融なくしては強い経済はないというふうに言われておりますので、ぜひこの金融システムの安定化、健全化ということを早期に実施していくいただきたいというふうに願ってやまない次第であります。

○菅川健二君 金融システムの安定化というものを早期に実現することによって金利の引き上げも早期にできるんだというふうに判断いたしたわけですが、お年寄りが長生きして幸せだつたなというような時期が早く来るよう、ひとつ総裁も頑張っていただきたいと思うわけでござります。

それから、最近の主要な経済指標を見ますと、いずれも悪化の一途をたどつておるわけでござります。これは先ほど来話があるとおりでございまして、実質経済成長率にしましても六日にはマイナス一・八%と大幅な下方修正が今年度見込まれてきたわけでござります。

経済企画庁長官は、盛んに新しいトレンズをもって過しておるんだということを言われるわけでござりますが、暗いトーンネルを通して明るい見通しになるために、すべてをよくするというのは大変難しいことではないかと思うわけでございます。

そこで、一点突破ということで住宅投資が大変重要ではないかと思うわけでございまして、投資そのもののGDPに占める役割はもちろんのことでございますが、家具等の関連部門への波及効果が大きいことやあるいは地価の安定に結びつく、あるいは国民生活の質的向上に役立つということ大きなインパクトがあるんじやないかと思うわけでござりますが、経済企画庁長官、いかがでございましょうか。

○国務大臣(堀屋本一君) 仰せのとおり、住宅建設が経済に占める比率、というのは結構大きなものがございまして、そのものだけでござりますとGDPの5%ぐらいでござります。けれども、そのほかに住宅が建ちますと耐久消費財などが、普通の個人住宅でござりますと平均百八十七万円、マンションの場合は百五十一万円ぐらいの家具、電気器具が購入されるという数字も出ております。

残念ながら、ことしも住宅建設は伸びておりません。したがいまして、何らかの方策、政策をとりまして住宅建設を豊かにするというのが、小渊総理大臣からも空間倍増計画という形で指示されておりますし、目下関係各省で検討中でござります。来年度には何らかの手を打ちたいと私も思っております。

○菅川健二君 住宅投資の拡大というのが重要であるということはお聞きいたしたわけでございまですが、やはりその一番大きなボイントは政策減税です。来年度には何らかの手を打ちたいと私も思つております。

具体的には、いろいろ議論されております住宅ローンの利子に対する所得控除の実施のほか、ある程度、二年なり五年を限度といったしまして不動産取得税とか登録免許税の減税をやる。あるいは、これは思い切ったことでござりますけれども、住宅取得に係る消費税の一%分については当

○委員長(坂野重信君) 債権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、いざれも衆議院提出、金融機能の正常化に関する特別措置法案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案、いざれも筆坂秀世君外一名発議、以上十二案を一括して議題とし、質疑を行います。

○岩井國臣君 難航に難航を重ねました金融システム関連法案に関する与野党協議、与党は野党に譲歩し過ぎたのではないかというような批判もなわけではないんですねけれども、最終的には総理の決断で急転直下解決、そして衆参ともに熱心な審議を重ねまして、ついに最終ラウンドの段階に来ました。発議者の皆さんに心から敬意を表する次第でござります。本当によかったです。私はこの政策を動員すべきであろうかと思うわけではございませんがほっとしているところではないか、こんな気

す。

これにつきまして大蔵大臣の御意見をお聞きしたいと思ったわけでございますが、時間でございまますので、ひとつこういうことについて要望して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 以上で経済活性化に関する集中審議は終了いたしました。

今大事なのは迅速に事を処理するということでございます。危機管理というのは、やる内容の問題もありますけれども、ともかくもたもたしていってはだめんですね。迅速に事を運ばなければなりません。大分もたもたしたんですけれども、ともかく解決の運びになつてきた、本当によかつた、こんなふうに思います。

非常に小さい。その上に多量の不良債権を抱えてきて、もともと我が国の銀行は自己資本比率が非常に小さく、その上に多量の不良債権を抱えていて、もともと我が国の銀行は自己資本比率が小さく、間違いなく世界恐慌に突入、こういったことだらうと思ひます。

総理は今国会冒頭の所信表明で、鬼手仏心で事に当たる、こう言われました。目下の大問題は言うまでもなく金融システムの問題でございまして、早期是正措置はもちろんのこと、一連のビッグバンの中でともかく世界に通用するシステムにしていかなければならぬ、これは容易ならざることだと思います。これからたまには総理が鬼のように見えるようだに断固鬼手仏心でやっていただけきっとと切に願う次第であります。

私の考え方いたしまして、総理が鬼手仏心で事に当たるべきは、国内のシステム改革だけではなくて、今の市場経済において、ともすれば市場の暴力といいますか悪魔の見えざる手、先般、日経新聞では市場の鬼っ子と書いていましたけれども、私は悪魔の見えざる手と、こんなふうに言っておるわけであります。そういう市場の暴力が働くわけでありますから、そういうふた外敵にも断固鬼手仏心で対処してもらいたい。

ところで、時によつてと云ふことをわかりませんが、ジョージ・ソロスなどのヘッジファンド、そいつた外国の機関投資家による株式の空売りがひどい。きょうの昼の参議院本会議におきまして、衆議院大蔵委員長提出の空売り規制の前倒し法案が可決されまして成立いたしました。当初は十二月一日が空売り規制の施行日というござりましたから、我が国の市場ではそれま

の間、ある種のヘッジファンドといいますか、ちょっとと言葉が悪いかもわかりませんが、えげつない外国資本、やりたい放題やつて暴利をむさぼることができたわけですね。下手をすると十二月一日までに我が国の銀行は、長銀だけではなくて、次の弱そうな銀行がそういった悪魔の見えきる手によつて好き勝手にされる心配がある。そのための前倒し規制でありますけれども、拳銃責任のとり方などアメリカとは法制度が違いますから、私に言わせれば、仮に前倒しても我が国の場合にはほとんど抑制効果がないのではないか、やはりそういういた悪魔と戦う覚悟が必要ではないか、こんなふうに思つわけでござります。

そこで、総理に対する質問でございますが、総理は所信表明演説の中で鬼手仏心と大変難しい言葉をお使いになり、総理としての断固たる覚悟といふものを披露しておられるわけでありますけれども、金融の安定化に取り組む総理の覚悟というものを改めてお伺いしたいわけでござります。

まだ鬼のような姿は見えないわけでありますけれども、鬼手仏心でやつていただけますか。悪魔の見えざる手とも戦う覚悟というものがいいといけないんじやないか、こんなふうに思つ次第でござります。よろしくお願ひします。

○國務大臣(小渕恵三君) しばしば御答弁申し上げておりますように、この内閣は経済再生内閣、経済再生をするためには我が国との不景気を払拭して景気を回復する。しかし、景気を回復するためには、まず経済の中核にあるところの金融機関、これが体質を強化して、今でいえば不良債権を整理して、そして力強い歩みを遂げていかなければならぬ。この点がねらわれまして、先ほどお話しのようく世界のいろいろ、見えざる手といいますか、こういうものが働いて今日いろいろ市場も亂高下しておるようなこともあり得るのでないかと拝察をしております。

したがいまして、鬼手仏心という気持ちちは、この際大手術をやらなければならない時点にありますか、心は常に将来の経済が安定していくかなければ

一日までに我が国の銀行は、長銀だけではなくて、次の弱そうな銀行がそういった悪魔の見えざる手によつて好き勝手にされる心配がある。そのための前倒し規制でありますけれども、挙證責任のとり方などアメリカとは法制度が違いますから、私に言わせれば、仮に前倒しても我が国の場合にはほとんど抑止効果がないのではないか、やはりそういった悪魔と戦う覚悟が必要ではないか、こんなふうに思うわけでございます。

そこで、総理に対する質問でござりますが、総理は所信表明演説の中で鬼手仏心と大変難しい言葉をお使いになり、総理としての断固たる覚悟といふものを披露しておられるわけでありますけれども、金融の安定化に取り組む総理の覚悟といふのを見えざる手とも戦う覚悟というものがないといひきないんじやないか、こんなふうに思う次第でございます。よろしくお願ひします。

げておりますように、この内閣は経済再生内閣。経済再生をするためには我が国のこの不景気を払拭して景気を回復する。しかし、景気を回復するためにはまず経済の中核にあるところの金融機関、これが体質を強化して、今でいえば不良債権を整理して、そして力強い歩みを遂げていかなければならぬ。この点がねらわれまして、先ほどお話しのようく世界のいろいろの、見えざる手といいますか、こういうものが働いて今日いろいろ市場も乱高下しておるようなこともあり得るのではないかと拝察をしております。

ばならないという気持ちを込めておるわけでござります。日本は法治國家でございまして、見えざる手につきましては東南アジアでもマレーシア・マハティール首相がシヨージ・ソロスと大げんかをしたやに報道も伝えられておりますが、そうした形で為替を固定するというような強硬な手段はとり得ないのが我が國のシステムでございまして、法治國家として法律を定め、それによって断固処置するというために、この二ヵ月間、本当に国会にもお世話になつております。

立派な法律をいただきまして、行政府としては、それをもとにして大いにひとつ金融安定システムをしっかりとものにしていきたいというふうに考え、その上に立つてなすべきことはしつかりやつていきたい、このような考え方でございます。

○岩井國臣君 今、総理の方からマレーシアのマハティール首相のお話が出ましたけれども、アジアでは、ヘンジファーンドこそ憎き仕掛け人だ、連中にアジアの成長の奇跡をつぶされる、恨みを抱いている人が非常に多い。タイでもそうでござります。数年前にフランス・フランをヘンジファーンドにおもちゃにされましたバラデュール首相は、連中はギロチン行きだ、こういうふうに叫んだとも言われております。中国におきますソロスの研究、それはまさに孫子の兵法そのものでござります。その一節にいわく、戦いを勝利に導くには敵を知りおのれを知ることである、こうですね。中國は今、覚悟を決めて世界の経済戦争に突入したようでござります。急速な発展から生じた経済のゆがみの中ですけれども、中国は孫子の兵法で勝利を目指す、そんなことのようでござります。そういう点にかんがみまして、大蔵省に質問をさせていただきます。

安全保障につきましてもそついう点があるわけですが、経済問題につきましても、我が国は、国益というものを考えた場合、やはり情報組織が極めて弱体ではないかというふうな気がするわけでございます。ソロスなどのヘンジファーンドの行動

をしたやに報道も伝えられておりますが、そうした形で為替を固定するというような強硬な手段はとり得ないのが我が国のシステムでございまして、法治国家として法律を定め、それによって断固処置するというのに、この二ヵ月間、本当に国会にもお世話になつております。  
立派な法律をいただきまして、行政府としては、それをもとにして大いにひとつ金融安定システムをしっかりとしたものにしていきたいというふうに考え、その上に立つてなすべきことはしつかりやつていきたい、このような考え方でござります。

○岩井國臣君 今、総理の方からマレーシアのマハティール首相のお話を出ましたけれども、アジアでは、ヘッジファンドこそ憎き仕掛け人だ、連中にアジアの成長の奇跡をつぶされる、恨みを抱いている人が非常に多い。タイでもそもそもございません。数年前にフランス・フランをヘッジファンドにおもちゃにされましたバラデュール首相は、連中はギロチン行きだ、こういうふうに叫んだとも言われております。中国におきますソロスの研究、それはまさに孫子の兵法そのものでござります。その一節にいわく、戦いを勝利に導くには敵を知りおのれを知ることである、こうですね。中国は今、覚悟を決めて世界の経済戦争に突入いたします。その一節にいわく、戦いを勝利に導くには敵ゆがみの中ですけれども、中国は孫子の兵法で勝利を目指す、そんなことのようございます。そういうふた点にかんがみまして、大蔵省に質問をさせていただきます。

○政府委員(黒田東彦君) お答え申し上げます。  
確かに、特にヘッジファンドにつきましては実は我が国も情報はございませんし、全くディスクローズの義務がないものでございますので、恐らく米国の当局もなかなかその行動というか投資内容については十分情報が得られていないのではないかという危惧を持つているわけでございます。  
したがいまして、これまで全くディスクローズのなかつたヘッジファンドのような投資基金につきまして、できれば国際的な合意のもとにディスクローズをするような仕組みが導入できないか。  
つまり、一国だけにそういうものを導入いたしますと、そういう義務のないところにヘッジファンドが移ってしまいますので、そういうことをしてはどうかということを具体的に実は我が国も含めて幾つかの先進国がワシントンの一連の会議で提案をしているわけでございます。

なお、委員御指摘の情報収集の点については、確かに我が国というか大蔵省も含めて、必ずしも十分になつていらない面があるということは常々反省をいたしております。各国に日本の大使館がございまして、ファイナンシャルアタッシュエが相当出ておりまして、そちらから外務省を経由しているいろいろな情報が入つてまいりますし、またIMFや世界銀行といった国際機関からもさまざま情報が入つてまいります。それから、いろいろな民間のエコノミストの人や、そういう人との意見交換というのもこれも非常に重要なことでございまして、できる限り多角的な情報の収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

○岩井國臣君 去る九月二十七日、イギリスの新聞ですけれども、アメリカ連邦準備理事会を初めとして、欧米の金融監督当局がヘッジファンド向

確かに、特にヘッジファンドにつきましては実際には我が國も情報はございませんし、全くディスクローズの義務がないものでございますので、恐らく米国の当局もなかなかその行動というか投資内容については十分情報が得られていないのではないかという危惧を持つておるわけでございます。

したがいまして、これまで全くディスクローズのなかつたヘッジファンドのような投資基金につきまして、できれば国際的な合意のもとにディスクローズをするような仕組みが導入できないか。つまり、一国だけにそういうものを導入いたしまずと、そういう義務のないところにヘッジファンドが移つてしまいまして、そういうことをしてはどうかということを具体的に実は我が國も含めて幾つかの先進国がワシントンの一連の会議で提案をしているわけでございます。

なお、委員御指摘の情報収集の点については、確かに我が国というか大蔵省も含めて、必ずしも十分になつていないう面があるということは常々反省をいたしております。各人に日本の大使館がございまして、ファイナンシャルアタッシュエが相当出ておりまして、そちらから外務省を経由いろいろな情報が入つてまいりますし、またIMFや世界銀行といった国際機関からもさまざまなる情報が入つてまいります。それから、いろいろな民間のエコノミストの人や、そういう人との意見交換というのもこれも非常に重要なことでございまして、そういうことも含めて、これまでも確かに努力はしてまいりましたが、御指摘のように必ずしも十分でないところもあるということも踏まえまして、できる限り多角的な情報の収集に努めてまいりたいというふうに思つております。

て、できる限り多角的な情報の収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

○岩井国臣君　去る九月二十七日、イギリスの新聞ですけれども、アメリカ連邦準備理事会を初めとして、欧米の金融監督当局がヘッジファンド向

け融資に対する規制について検討を始めた。そんな報道があつたかと思います。

御存じのように、アメリカの大手ヘッジファンド、ロングターム・キャピタル・マネジメントの巨額損失、つまりリスクの高いヘッジファンドが事実上野放しになつてゐる、そういうことが表面化したわけであります。そういうことが契機になつてゐるだらうと思ひますけれども、フランスのシラク大統領、イギリスのブレア首相、いち早くそういうたゞジファンドの投機的行為に対する規制の必要性を訴えておられるわけであります。

そして、九月二十七日におけるイギリスの報道にはあつたわけであります。その翌日、先ほど言つたように二十七日の翌日、二十八日、ドレイツの新しい首相になられました社会民主党のシュレーダー氏もシラク大統領やブレア首相の考え方を支持する旨、早々と表明されております。

すが、宮澤大蔵大臣も去る十月三日に開かれましたG7・蔵相・中央銀行総裁会議で、ヘッジファンドに対する独自の対策を提案されたわけですけれども、この際、ヘッジファンドなどによります短期資本取引規制に関する宮澤大蔵大臣のお考えと、そして、そういった問題に対します今後の見通しにつきましてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) セんだつてLTGMの問題につきまして、ニューヨークの連銀が音頭をとりまして各行が金を集めたということにつきまして寄せられました一つの批判は、ヘッジファンドはノンバンクである、そういう事実でございます。したがって、先ほど規制といふことを言われましたわけですが、ノンバンクでございますから恐らくそういう規制というものがございませんか、検査があるんだと思ひますけれども、きちんとではないと思われます。あるとすれば、そへ金を出した銀行側これには検査もあるし、きっととそういう対応の措置も法的にある、法的といいますか、検査があるんだと思ひますけれども、全体がそういう仕組みにできておると思われ

ます。

この間もそのことはいろいろ議論になりました。  
けれども、これは私個人と申した方がよろしいか  
もしれませんが、基本的には資本の移動という方  
は、短期の移動でも私はなるべく制限しない方が  
いいというふうに本来考えておるわけです。とい  
うが、先ほどからお話しのように、東南アジアの  
国の中には国をつぶされたと思っている国すらあ  
ざいまして、また実際上ジョージ・ソロスにやら  
ななくても、後のIMFの処理でそういう結果にな  
なっているという国は確かににあるわけでござい  
ます。

問題は二つあります。したがってそういう短期資本の動きに対しても、それは言わないまでも、その一種の現状を常に報告を求めるとかいうような、完全なディスクローズは無理にしても、内容がディスクローズされるということがやっぱり二つが必要であろう。

本の動きに對して全く抵抗もなく國がつぶれてしまつというようなことは何かの形で事前に防げなかつた。I.M.F.は事後の処理でござりますけれども、例えは我々資本を持つてゐる國が資本を集めまして、そしてそういう國から、そこはモラルリスクとかあるかもしませんが、プレミアムをつけて、いざとなれば我々が助けに行きますというふうにしておけば、攻撃にかかる方もこれは手ごわいいということになりますから、その二つの方法をとつて、そしてそのかわり短期資本は自由を許さないといふことになりますから、それでこの二つを併用するしかないということになりますからねません。

しかし、ヘッジファンドがここまで来てそれをもとに戻すということは恐らくいいことではないだろう、こういうふうに私は物を言っているわけでございます。

発展途上国といいますか成長国と同じようなわけ

発展途上国といいますか成長国と同じようなわけにはいかぬ、こう思います。  
しかし、現実にやっぱりそういう力が働いておる、私は悪魔の見えざる手、大体は神の見えざる手が支配していると思いますけれども、たまには悪魔の見えざる手というものが現実に働いておると。そのことが我が国の金融システムの不安をかき立てておるという面もあるというわけですね。それを言いたいわけであります。

そこで、野党の発議者に質問させていただきますが、野党の発議者にはそういった市場の暴力というものを十分勘案していただいて、ぜひとも早

期健全化スキームの必要性について御理解をいただきたい。金融再生関連法案とやっぱり車の両輪ではないか、こう思うわけでございまして、御見解をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(池田元久君) 岩井議員にお答えをおいたします。

金融再生法案。まずこの金融再生法案は、基本的には金融機関の破綻が国民経済や国際経済に与える影響を最小限に抑えて処理するための法案であります。これで最悪の事態に備えたセーフティネットができると考えます。

は同じ思想、哲学で運営されなければ政策として車の回転と言つたのは可笑しかしながら、車の回転と言つたのは可笑しかったです。厳格な資産査定、引き当てと情報開示による不良債権の短期集中処理、経営者や株主の責任追及、公的資金を注入した後の経営監視、リストラ計画などは最低限必要だと考えます。

全化法案は、厳格な査定もせずに、株主などの責

健全化法案は、厳格な査定もせずに、株主などの責任追及も不十分であると言わざるを得ません。我々、隠ぺい先送りの大蔵金融行政と言つておりますが、まさにその延長線上にあるものであります。今御審議いただいている再生法案とは基本哲学が一〇〇%異なるものと考えます。

ります民主党の金融健全化対策であると私は確信をしております。

また、岩井委員は市場の暴力ということを言われました。確かに、相場は相場に聞けと言つても、相場は乱高下するところがござります。では、相場の示すトレンドが間違いであるかといえどもそうではないと思います。しかし、委員が御指

摘要になつてゐる市場の暴力というものは、今おつしやつたようにいろいろな要素があるであらうと思ひます。

例えば最近の銀行株の下落について言ひますと、かなりの部分は銀行の資産査定が不十分で、不良債権処理が進んでいないこと、またその結果ですが、自己資本が実質的にかなり傷んでいること

○岩井國臣君 時間がなくなりましたので、与野党の発議者にもう一つ質問を考えておつたのですけれども、まことに申しわけございません、カツカツして、ございませんと思ひます。

やつぱりなかなか相場って難しいんです。そういうのって結構あります。やはり市場の暴力性というものがいるということは認めざるを得ないと思います。現在の相場、為替相場は随分日本のファンダメンタルズをあらわすに近いところに来ておるのかもわかりませんが、株価はまだ違和感があると思います。私は、ゆがんでおると、こんなふうと思いません。

うに思います。

この議論をしていてももう時間がございませんので、大蔵大臣にひとつ決意みたいなものをお伺いしたいわけあります。

現下の金融危機をとにかく一日も早く脱出しなきやいかぬ。我が国金融システムが力強く再生していくための道筋というものをお示しいただきました。それと同時に、それと取り組む大蔵大臣としての決意みたいなものをお伺いしたいと思いま

す。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今回の金融の問題につきまして二つのセットの法律案が国会に提出され、今、再生に関しては御審議が最終の段階に本院で入つておるわけでございます。これはいろいろ各党の御議論が長いこと衆議院でございました

て、ともかく一つのまとまりになりました。

その中で一つの特色は、やはり銀行に対しても相当いろんな厳しい条件を課さなければならぬ。それは、融資の分類、引き当てにしましても、あ

るいは経営についての責任にしましても、あるいは一般的なディスクローズにしましても、今まで考究方が甘いではないかという、そういう方面から御指摘は、私は同感のできる御指摘だと思う

のでございます。統一して、今度は早期健全化法案が衆議院で御議論が始まったたといふところで、前者は、今この委員会で御審議になつておられます部分は主として破綻の処理、ぎりぎりそつてないところをござりますが、概して破綻の処理でございます。これはこれでひとつこれから問題の解決に非常に役立つと思います。

今度は破綻前の銀行、我が国の銀行がいろんな理由で非常に過少資本であるということから、これが世界に向かつて、いわば今の日本が金融梗塞の発信地になつておると言われる部分をございます。これもぜひ成立をさせていただきませんと、これは二つ合わさりまして本当のことができるわけございます。

その車の両輪であるということについては、発

議者の方々も御認識をしていただいているように思いますが、問題は、どれだけその条件というものを厳しくすることが現実的にこの法の目的を壞さずに行なうかといふあたりに議論は収縮されてく

るだらうと思います。それは、株式の評価にいたしましても、理屈からいえば低価法がきっとよろしい、その方が含みが出来ます。それから、第II種類の債権の分類にしましても、それはなるべく厳しい方がいい、そ

ういうことは理想としてはなるべく厳しくしていのが本當だと思います。

ただ、今の日本のこの金融通塞の時代に、それが急激に行われることによって貸し済りを招く。それは債権分類を厳しくすれば、銀行は喜んで厳しく回収をいたします。それは直ちに貸し済りでございます。そういうことがあってはいけないと

いうのではなくて、現実の政策判断としてはどのくらいまでが今の我が国における状況から適用可能であるか、妥当であるか。

低価法がいいということはわかつております。しかし、この選択を許すということもまだ世界的には認められている。今、急に低価法にすれば非常な圧縮になるということも明らかでございま

す。私は提案者の方のおっしゃつていらっしゃる基本の考え方について争うものではございま

ん。

しかし、世界の現状の中で日本が金融梗塞の発

信地となつてゐる、これは国会で十分御議論をいたしたこととはもとよりよくわかっておりますが、

G7では、今や日本の国内問題にはとどまらない

ことです、と言つてゐることはそうでござりますか

ねは受け取る方が悪いんで、提案者が悪いと申

上げているのではありませんけれども、そういうことになりますとなかなか実際法律は動かない

ということを申し上げたいと思うのでござります。

○岩井國臣君 最後に總理に一つ総括的なことをお聞きしたかったんですけども、時間がなくな

りましたので、またの機会ということにさせていただきます。

終わります。(拍手)

○峰崎直樹君 民主党・新綠風会の峰崎でござい

ます。

いよいよ、本当に長い時間がかかったわけであります。ただ參議院段階においては本当に内容が激しく変わることによって貸し済りを招く。それは債権分類を厳しくすれば、銀行は喜んで厳しく回収をいたします。それは直ちに貸し済りでございます。そういうことがあってはいけないと

いうのではなくて、現実の政策判断としてはどの程度のものはスピードで決定をしていかなきやいけない。その意味で大変充実した内容ではあつたのではないだろうかというふうに思います。

さて最初に、大変ドルが乱高下するといいますか、円が高いのかどちらなのかわかりませんが、

この国際金融不安の問題について大蔵大臣あるいは総理の御見解などもお聞きしたいと思うのであります。

今は認められている。今、急に低価法にすれば非常な圧縮になるということも明らかでございま

す。私は提案者の方のおっしゃつていらっしゃる

基本の考え方について争うものではございま

ん。

しかし、世界の現状の中で日本が金融梗塞の発信地となつてゐる、これは国会で十分御議論をいたしたこととはもとよりよくわかっておりますが、

たゞくことはもとよりよくわかっておりますが、

これがひとつの問題の解決に非常に役立つ

つと思います。

今度は破綻前の銀行、我が国の銀行がいろんな

理由で非常に過少資本であるということから、こ

と。中南米を見ますと、確かにアメリカも六百二十億ドルと銀行の貸し付けをしているわけであります。ヨーロッパはドイツもフランスも、さら

にヨーロッパ全体で見ると千四百四十五億ドル、GDP比で見ても一・八%。東欧全体あるいはロシアを見ていただいても、もちろんこれは欧洲なのであります。

こう考えてくると、午前中、ヘッジをしているとか、こういうことに対する対策では十分為替保険をつけているとかいろいろ言われているのであります

が、これは相当実はヨーロッパの金融機関は傷んでき始めているのにじやないのかということを私自身この数字を見て感じたわけであります。

実は、ヨーロッパというのはそういう不安に対する対策で、今銀行株が下がっているのだそうであります。ですが、そのヨーロッパは来年、EUの通貨の統合がありますね、ユーロの。そして、その条件が非常に厳しくなっています。金利が、たしかドイツが三・三、高いところになると七・幾らでしようと。これも三・三の方に統一されていくのでしょうか。これも三・三の方に統一されていくのでしょうか。しかも、その財政の基盤というのが、例えばGDPの三%以内に赤字を抑えなさいとか、そういう条件が加わってくると、これではヨーロッパはどうも来年あるいはこれから先、本当に世界

の経済を引つ張っていく機関車になり得ないな

ど。いや、なり得ないどころか大変な状況になつてきているのじやないのだろうかというふうに見

るわけであります。

そうしたときには、我々は円が乱高下していることに喜一憂するのじやなくて、これから先為替

はドル高で進んでもらわないと、本当にアメリカ

だけが今世界経済を唯一支えていたといふところ

に来ているのに、このように円が上がって、そし

てドルが下がつた。たしかこれは銀行のいわゆる

自己資本比率が少しこれまで改善されるなんていう

ことはそこに書いてありましたけれども、そんな

問題ではなく大変大きな問題ではないかと思う

です。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私は何十年為替の動向をノートにとつておりますのですけれども、何十年といいますのは三百六十円がなくなつてから以後でございます。昨日の百二十一円二十銭という平均の相場は昨年の九月一日の相場でございます。したがつて、一年余り随分円は買いたたかれましたものだという感じがいたしておりますから、いずれは訂正が出るだろうと思っておりました。でござりますから、今の水準というのをそつとう意味でかなり訂正の部分があると思います。

しかし、どうしてここへ来て訂正があつたか。いろんな考え方があると思いますけれども、けきほども申しましたアメリカの心理がリスクテーキングから、リスクから逃げようとなつておるところからドルが全部引き揚げてきまして、そして引き揚がつたところで一番買えそなのは円でござりますから、非常に安くなつておりますから、そういうことが起つておるだらうと思います。行つたり来つたりしますけれども、しかしそういうふうな性格の問題ですかからどこへそんなにかからず落ちつくだらうと思つております。したがつて、乱高下は困りますけれども、目に余るようなことがない限りちょっと見ていていいのかなというふうに思つております。

それで、しかし明らかにドルに対する信認がやや揺らいでおるわけでござりますから、それはこの間のG7でもみんなで議論いたしました。それども、先行きの問題は委員のおっしゃるとおりだと思いますが、今はEUの統合を控えて、そ

になつて、大変尊敬する大蔵大臣でありますから、ただ私、確かに百二十円台ですから、去年の今と余り変わらないという意味では円安の是正だったのかというふうに言われなくもないんです。

ただ、今必要なことは、大変今株価が低下しているがゆえに製造業の中でも優良な企業が実は非常に株の含み益どころか含み損になつてきているわけです。そうすると、優良な国際的な企業が実は今の状態の中で非常にあつぶつとしている、そういう中で、これからトレンドとして、つまり日本政府の考え方として、やはり今の段階ではドル高が望ましいという基本的な日米のある意味では当局のあるいは政府の強い意思が必要なのでないだろうかということを特に求めておきたいと思います。この点は私自身の見解ですが、答えは要りません。

そこで、この八法案、ずっと審議をしてきたわけでありますけれども、最初に、本当に長い間、実務家の皆さんあるいは答弁席に座つておられる皆さん、大変御苦労さまでございました。

枝野議員あるいは西川議員、石原議員に早速お尋ねをしていきたいと思うわけであります、それは、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律によつて実は三月に二十一行に資本注入がなされたわけであります。長銀もそのときには健全行として注入されたわけでありますけれども、結果的にはそれは失敗をしたということはやはり明白だろうというふうに私は思うわけであります。

この失敗の反省に立つて今回法案を提出するに

御指摘いただきましたとおり、今回の私どもの立場は、三月の資本注入の失敗ということの反省を踏まえてやつてきましたつもりであります。なぜそこで失敗をしたかといいますと、私はやはり実態をしっかりと把握して、実態に応じた断固たる措置がとられなかつたということに最大の原因があるというふうに思っております。つまり、現在、不良債権の問題あるいは株価の下落などという問題で各金融機関の自己資本が傷んでいるというところに問題があるからこそその対応として資本注入がなされたはずでございます。

しかしながら、不良債権によってどれぐらい自己資本が傷んでいるのか、あるいは株価の下落によつてどれぐらい傷んでいるのか、こういったところをあいまいにしたままで横並び、護送船団方式にお金を入れても、ある銀行にとっては実はそれでは全然足りなかつたかも知れない、結果的に見ますと長銀などの場合はその段階でも実はきちんととした引き当てをすれば債務超過に近いような状態であったのではないかと、実は今から考えてみると言えるのではないかとうふうに思つてゐます。

もし同じように、どれぐらい自己資本が傷んでいるのかということをあいまいにしたままでお金を入れるということであれば、ある場合には本来の必要以上に税金が使われるということも可能性としてあります。また、逆に銀行の経営者の立場に立つてみますと、あいまいな形のままでみずから責任を問われないようになつてゐることで、例え

本が傷んでるのか、その資産査定のところをきちんとやつて、足りない分は、金額がもしかすると大きくなるかもしませんが、そこは大胆に必要な資本注入を行ふ、こういう哲学が必要であるというふうに考えております。

○衆議院議員(西川知雄君) 簡潔に御答弁させていただきます。

五つ理由が主にあると思いますが、一つは、情報開示が非常に不十分であつた。二つ目は、健全かどうかということも不明なまま審査が不十分であつた。三つ目は、貸し渋り対策になると十二・五倍の貸出枠がふえるかもしれないというのにこれは全然効果がなかつた。四つ目は、経営者の責任も明確にされていなかつた。最後は、株主責任の追及がされていないという五つだと思います。したがいまして、これを廃止するということは自由民主党も含めて賛成をされました。

そこで、今度、誤解のないように申し上げておきますが、早期健全化について必要な場合には公的資金を導入するということについては私どもは反対をしておりません。しかしながら、今申し上げました五つの点、これが十分に確保されていないう限り、これを同じようすにすればまた同じようなことが起くるということです。特に情報開示、分類債権の問題とか評価の問題、この辺が最も重要なことであるというふうに思つております。

○衆議院議員(石原伸晃君) お答え申し上げます。

その前に、一点御理解を賜りたいと思うわけで

○峰崎直樹君 本当に長い間為替をすつところ  
て金利のさや寄せもおっしゃるようにしなきやならない、何とかそれをやりたいし、財政赤字も一通り試験はパスしましたけれどもこれは確保しなきやならないということがございますから、自分たちの問題にかなり頭がいっぱいで、そして何とかE.U.の通貨統合にたどり着きたい、ただしソ連についてむしろ非常に懸念をしておるというような空気でございました。

至つたというふうに私たちには理解をしているわけ  
であります、それはどこに原因があつたんだろ  
うか。そして、今衆議院で審議をされ、自民党が  
提案されたという金融機能の早期健全化のための  
緊急措置に関する法律案にもこの考え方は原則的  
に受け継がれるべきだというふうに考えるんです  
が、その点、提案者の方々の御意見を、お答えを  
お願い申し上げたいと思います。

ば申請をさせれば実際に傷んでいる額よりも小さな額しか申請してこない。そしてそのことによつて、実はお金を注ぎ込んだり、新たに注ぎ込んだりお金が金額が劣化をするだけになつてしまつ。この三月の失敗を繰り返すだけになつてしまつのではないだろうか。

したがいまして、現在、衆議院で議論が始まつております早期健全化のスキームにつきましても、この反省を踏まえて、実際どれぐらい自己資

ござりますけれども、資本注入が当初予想していなかったより三月、効果が出なかつたという点につきましては、るる今発議者の方から御答弁がございまして、したけれども、そのときにも増しまして現在の状況が貸し渋りから資金の回収にと、いう厳しいところまで来ている。このためにやはりこの早期健全化スキームというものを、衆議院の方で今議論が始まつたばかりでございますが、御理解を得て、一日も早く成立させることができ可及的速やかに求められているものと認識をしております。

そのためではござりますけれども、従来、公式には正常債権とされてまいりました問題債権を含めまして、不良債権の査定というものはやはり厳しく行わせていただき、また十分な引き当て、債却を行つことによりまして真の自己資本、公表されております自己資本はティア1、ティア2、補完的な部分に株式等のものが入つてゐるといふことで実体の姿をあらわしていないような気がいたしますので、ここの中途半端な注入といふものには大変コストばかりかかってしまいますので、一行ごとのよくな中途半端な処理ではなくて、システムクリスチクにどう対応できるのかという形で処理をしていくことが肝要なものと考える次第でござります。

○峰崎直樹君 三人の方からお話を聞いていて本当にそのとおりだらうと思うんです。

実は、自由民主党の中に日本再生会議というのがあるんでしようか、日付が昨日の十月八日付になつてゐるんですけども、日本再生会議といふメンバーやの方々ですか私的なメンバーなんだろうと思いますが、その方々が「早期健全化の枠組みについて」という文章を発表されているんですね。私もこれを手にいたしましたわけですが、その中には「大手十八行の不良債権を精査し、弓当、償却及び減資と資本注入を強制的に実施し、もつて金融システムの早期健全化と再編強化を行する。」と。

分類はもちろん一〇〇%、第三分類は七五%、第II分類は二〇%以上と、相当厳しいですね。「一番目に、「自己資本算定方式の見直し」。これは「時価法を厳守し、株式含み損を算入する。なお、銀行による株式保有は五年の猶予を設けて禁止する」。三番目、「以上を自己資本勘定で償却させさせ、預金保険機構が引き受ける。(必要資金二千五百三十兆円)」。五、「申請方式ではなく、行政命令で実行する」。六、「さらに、金融再編強化に必要な、資金については、優先株で対応する。施し終わること」という内容なんです。これ、是筆者の方々、実は事前に、質問もほんの少しありました。

進むというようなことを理解されている方があるながら、先ほどの御答弁でもございましたが、なぜこの正論が通らないのか。どなたかのメンツか何かよくわかりませんけれども、そんなことで日本経済がだめになるというようなことがあってはならないと思っておりますし、こうした提案をされている皆さんには必ずや私たちの衆議院でこれから出そうとしている修正案に御賛同いただき、この法案も修正の上で参議院に来るんだろうなとうふうに思っております。

○衆議院議員(西川知雄君) 実は私、今そこで見たばかりでございますけれども、基本的には大変評価できるのではないかと思いますが、二つだけコメントさせていただきたいと思います。

一つは、やっぱり中小の零細企業に対する貸

○衆議院議員(鈴木淑夫君) 今お取り上げになりました案は、私は見ておりませんが、聞いていてすぐびんときましたのは、いわゆる梶山私案とほとんど同じですね。梶山私案は非常に厳しい形での不良債権処理と同時に資本増強、それで金融システムを再活性化しようという案でござりますが、一、二私が疑問に思いますのは、今も出でておきましたけれども、第Ⅱ分類というのではなくさまたものが入っておりますから全部二〇%以上といふのはおかしいと思つております。もつと細分化していけば、やっぱり二〇%でなきやいけないのもあれば一五もあるだらう、一〇もあるかもしないというふうに思つて、もう少しきめ細かくやらなきいかぬ。  
それから、低価法がいいということですが、私は

進むというようなことを理解されている方がいらっしゃるが、先ほどの御答弁でもございましたが、なぜこの正論が通らないのか。どなたかのメンツをなぜかよくわかりませんけれども、そんなことで日本経済がだめになるというようなことがあってはならないと思っておりますし、こうした提案をなしておられる皆さんには必ずや私どもの衆議院でこれから出そうとしている修正案に御賛同いただいて、この法案も修正の上で参議院に来るんだろうなとうるふうに思つております。

○衆議院議員(西川知雄君) 実は私、今そこで冒頭ばかりでございますけれども、基本的には大変評価できるのではないかと思いますが、二つだけコメントさせていただきたいと思います。

一つは、やっぱり中小の零細企業に対する貸し渋りということに対しては十分に配慮すべきである。ですから、一律にこういうことをすることは若干考慮の余地がある。もう一つ、公的資金を導入するという場合には非常に厳しくやる必要があるんじゃないいか、そういうふうに思います。

○峰崎直樹君 大変酷ですが、自由民主党の石原さんも、もしコメントいただければ。

○衆議院議員(石原伸晃君) お答え申し上げます。

その秦は中山太郎先生を座長とする政策団体の皆様方がお考えになられた案と承知させていただいている所がございますけれども、私も一点点気にかかる部分がございまして、二〇%の第II分類の引き当たることで、ただいま同僚の西川議員の方からお話をございましたが、それをしてことにより

○衆議院議員(鈴木淑夫君) 今お取り上げになりました案は、私は見ておりませんが、聞いていてすぐびんときましたのは、いわゆる梶山私案とほとんど同じですね。梶山私案は非常に厳しい形での不良債権処理と同時に資本増強、それで金融システムを活性化しようという案でござりますが、一、二私が疑問に思いますのは、今も出ておりましたけれども、第Ⅱ分類というのは実はさまざまなものが入っておりますから全部二〇%以上分化していけば、やっぱり二〇%でなきやいけないのもあれば一五もあるだろう、一〇もあるかも知れないというふうに思つて、もう少しきめ細かくやらなきゃいかぬ。

それから、低価法がいいということですが、私は時価法がいいんだというふうに思つております。そちらは時価法になつておりますか。

○峰崎直樹君 時価法になつています。

○衆議院議員(鈴木淑夫君) それは国際金融からいっていいだらうなど思ひます。

それから三番目に、普通株を国が取得するのは私はや疑問があります。業務改善命令が出せるんですねですから、別に議決権なんか持つ必要はない。むしろ逆に、普通株を取得すると、今度売り出しだときのマーケットへの影響なんか考えますと普通株を持っていた方が、国がひとつとして再建できたらもうかつちゃうと思うかもしませんが、ちょっと市場に対して非中立的だな、私は優先株でいいだらうと思つております。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私もこの日本再生会議の紙を目にいたしまして、私どもが従来から主張しております法案に対しても修正が必要ではないかといふふうに申し上げておりますことは、ある意味では私ども以上の厳しい内容、私ども、第II分類は5%程度の引き当ては最低限必要ではないかといふふうな言い方をしておりますが、それ以上に議論の紙を拝んでおられる。

皆様方がお考えになられた案と承知させていただ  
いておりますけれども、私も一点気にかかる部分  
がござりますのは、二〇%の第II分類の引き当て  
といふことで、たゞいま同僚の西川議員の方から  
もお話をございましたが、それをしてことにより  
まして健全な借り手の経営というものに悪影響を  
及ぼすよつことは絶対あってはなりませんし、  
意図するところは、私の解釈でございますけれど  
も、やはり公的資金を入れる前提として金融機関  
の不良債権の処理というものがどうしても必要だ  
ということとそのようなきつい文章になつてゐる  
ものと推察する次第でございます。

す。これは私はちょうど参議院の集中審議のときに

この点について厳しく迫ったわけがありますが、この点についてもう一回、念には念を入れて、財政と金融というは本当に分離できるんだろうねと。実は先日もさきがけの仲間の皆さん方が質問をされて、本当にこれは前より後退していないかと

いうようなことも言われたわけあります。

池田提案者にお尋ねしますが、この点の見通しについて本當に大丈夫だと、この点をしつかり最後に確認をしておきたいと思うんですが、その点ひとつよろしくお願ひいたします。

○衆議院議員 池田元久君 峰崎委員もこの問題に対して強い関心を持っていらっしゃることは承知をしております。

さよう午前中の齋藤委員の質問に対しても答弁申し上げましたけれども、玉虫色の決着とかなんとか一部で言われておりますが、そうではあります。先ほど大蔵大臣も読み上げになられましたが、「財政と金融の完全分離と金融行政の一元化」、これは十月一日の三党幹事長及び官房長官の合意事項でありまして、「金融再生委員会の設置に伴う財政・金融の完全分離及び金融行政の一元化は、次期通常国会終了までに必要な法整備を行ひ、平成十二年一月一日までに施行する。」と。これは文章として明確です。玉虫色ではありません。

現在の金融行政がばらばらであることはもう再三申し上げました。金融行政の一元化は早急にやる必要があります。しかし、今度の金融再生委員会設置法では、与野党の共同修正の中で、当面は金融の破綻処理と危機管理の企画立案は大蔵省と共管、それから検査・監督、これは再生委員会の所掌事務ということになりましたが、来年中といいますか、二〇〇〇年一月までの間にこの共管が外れて金融再生委員会の所掌事務になる。それから同時に、大蔵省にあります国内金融の企画立案は当然金融再生委員会に統合されるものと私は思っております。そのためには次の通常国会終了

まで必要な法整備を行う。要は、大蔵省設置法、また中央省庁改革基本法などの関係部分の一元化のための法整備をしなければならないと考えております。

○峰崎直樹君 総理、今の経過で確認で、官房長官もこれはたしか加わっておりますが、よろしくうござりますか。

○国務大臣(小淵恵三君) 三党的責任者が署名いたしましたことは承知をいたしております。政府

といたしましては、この問題につきましては中央省庁改革の枠組みの中で次期通常国会まで必要な法整備を行つてまいることになつております。

○峰崎直樹君 先ほどの池田さんの経験を含めて確認したものと私どもは理解をいたします。

そこで、もう時間がありません。

私は貸し渡し対策をしつかりやらなければいけない私どもは、厳しく言つているだけじゃなくて、

実は貸し渡し対策をしつかりやらなければいけない

味で実は、これは自由党と自民党の合意といふことで我々伺つてゐるわけですが、例の信用保証協会法の一部を改正する法律案、これは次期通常国会で出されるということになつております。

○峰崎直樹君 はい。よろしくお願ひいたします。

終わります。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、松谷蒼一郎君が委員を辞任され、その補欠として阿南一成君が選任されました。

○森本晃司君 公明の森本でございます。

総理並びに大蔵大臣、連日にわたりまして参議院の場に、私たちの委員会に御出席いただき、いろいろと私どもの質疑に対し答えあるいはまた耳を傾けていただきまして、大変御苦労さまであります。

そこで、これ大蔵省が管轄なんでしょう、ちょっと私もうつかりして中小企業庁だけしか呼んでおりませんでしたが、この自分の取引銀行

に、開銀、北東公庫といふのは非常に窓口が少の

うございましてから、その意味で代理貸しが十分対応できるような対応をしてもらえないだろうか。

そして、破綻金融機関の借り手中堅企業は大変北夜、魔の木曜日を迎えてつも日本の金融シス

テム安定のために一生懸命やつてくださったこと

に私は心から敬意を表するものでございました。本当にありがとうございました。

○森本晃司君 申上げたいと思っております。

また、与野党で衆議院の方で一生懸命英知を傾けて、情熱を持って、先ほど総理からもお話をございましたが、時には徹夜、木曜日になれば徹夜、魔の木曜日を迎えてつも日本の金融シス

テム安定のために一生懸命やつてくださったこと

に私は心から敬意を表するものでございました。本当にありがとうございました。

○森本晃司君 申上げたいと思っております。

それでよろしくうござりますか。

法、開発銀行法を改正して運転資金も対応できるようにしてくれないだろうか。

これは法改正ということではなくて、こういう運用で努力をされるということですから、この点ぜひお願いを申し上げたいと思いますし、中小企業信用保険法の改正、これまたやがてこちへ参りますから、それも早急に出しながら、この中小企業の貸し渡し対策というものを政府の責任においてぜひ強化していただきたい。

この点、先ほど申し上げた代理貸し制度も含めてやつていただけないかとの急遽の要望でございますが、事前に質問を出しておりましたので、もしお答え願えればなと思います。

○峰崎直樹君 大蔵大臣も、ずっとこの間からこの与野党の若きメンバーが答弁に立つてはつらつと胸を張つて答えていたり、

うんです。総理も大蔵大臣も、ずっとこの間からこの与野党の若きメンバーが答弁に立つてはつらつと胸を張つて答えていたり、

でござりますけれども、一緒になつてできたといふこと、そして銀行の今まで護送船団方式でやつてきたもの断ち切ることができた、それから若き議員の皆さんのが、先ほどから申し上げておりますように、英知を集めて私たち議員の手でこの法律をつくったということは私はすごいことだと思います。

大蔵大臣、恐らく四十代です。星のごく大臣に御就任になりました。いろいろと与野党の若き人たちが答えていたり、姿が自分の若き日と重なつたのではないか、そう思つております。

大蔵大臣、恐らく四十代です。星のごく大臣に御就任になりました。今いろいろと与野党の若き人たちが答えていたり、姿が自分の若き日と重なつたのではないか、そう思つております。

な皆さんと、みんなが一体になつてこそ成つてい  
くものであります。

私は、今回のこの法律ができ上がつてしまいま  
すとき、痛感したのは、なぜこういう形で与野党  
が一体となつて國の大重要な問題に向かつてみんな  
で力を注ぐことができたのか。その原因はどこに  
あるんだろうか。これは与党が勝つたとか野党が  
勝つたとか、そういった問題ではないとは私は思  
っています。これはさきの参議院選挙で国民の皆さん  
が判定を下された。そして、参議院で野党が勝  
利をしたというところから今回のような問題  
が出てきたのではないだろうか。そうでなかつたら  
まだまだ從来方のやり方で、政府・与党だけ  
ですと続いていくのではないかと思うんです。

それがこれをやつたのかとい  
うと、私は国民、民衆の勝利だとそう思つて  
います。したがつて、この体制はこれから  
三年だけではなく六年、あるいはずっと続い  
ていくかもわかりません。したがつて、これから  
一つ一つの法案についてこういう形のものがいつ  
ぱい生まれてくるかと思います。私どもは、いい  
ものはいい、いけないものはいけないと明確に判  
断をしながら一つ一つの法案に、何がこの体制を  
つくってくれた國民のプラスになるのか、國民の  
ためになるのかということをこれから判断してま  
りたいと思っております。

今回できましたこの法案は、情報開示があり、

さらには破綻した経営者の責任がきちんと明確

に問われることになり、金融、財政の一元化が図

られているというところに大きな特徴があるわけ

でございますが、總理、いよいよきょう、この委

員会では採決をさせていただきますが、今日まで

の経緯を踏まえてこの法案ができることに對

する總理の今の思いを語つていただきたいと思  
います。

○國務大臣(小渕恵三君) いずれにいたしまして

も、現下の日本の金融システム、これに対して我

が國のみならず世界の注目を浴びておるわけであ  
ります。

りまして、今日その金融安定のための法律がまさ

に本院で可決されよう、通過しようとしておる

今日考えますと、一日も早くこれが法律となり、  
我々政府といたしましても、それをもととしてこ  
れを行政に十分反映して実効を上げていくとい  
うことでござりますので、改めて今日まで御苦勞い  
ただいた与野党の皆さんに心から敬意を表し、法  
律が制定の暁におきましては責任を持つて政府と  
して対処いたしてまいりたいと思つております。

○森本晃司君 破綻前の処理、今衆議院でいろい  
ろときようから審議を行われるようござります  
が、あわせて早くこれを今国会で成立させて金融  
システムをこの両輪で安定させていくことが私は  
大事だと思つております。

ところで、これで不良債権の処理がこの二つの  
法律に基づいてされていくわけですから、不良債  
権処理といいますと、私の頭の中に出でくる  
のは住専という言葉が出てくるのです。住専のと  
きに不良債権処理をきちっとしないで先送りして  
隠べいした、その結果がすべて今日のこの不良債  
権の問題、金融システムの不安定な問題になつて  
きました。中坊社長がきのうおっしゃつだけれども、  
血管が詰まつて血が流れなくなつた、それを取り  
除くのだと。あのときに明確に取り除かなかつた  
ですね、六千八百五十億という金を投入するの  
に。私はいまあとのときの光景を、私も休張つて  
闘わせていたいたはんの一人でござりますけれ  
ども、そのことを今感じます。それで住専が  
六千八百五十億投入されたと。いま私はそのと  
きの対応が悪かったと、こう思つてゐる。悪いの  
は私じやなしに政府の対応が悪かつたんです。  
そこで、それはきのう中坊社長の話の中にも出  
てきましたけれども、銀行がごみ箱のようにどん  
どん不良債権をやつた。今、中坊社長が苦労され  
ています。きのう中坊社長がお見えいただきまし  
ていろいろな意見を聞いたとき、私は中坊社長に管  
理機構の社長になつていただいてよかつたともう  
感激してたんです。ただ残念だったのは、午前  
中に中坊社長で午後銀行協会会長、この組み合わ  
せはちょっと僕にとっては残念だった、あれは。

一緒に座つていたら、本当にすごいことがわ  
かり、銀行協会の皆さんももつともつといろいろと  
理解することができますが、結局八月の、今ちよつと大  
臣が所用に立たれたんであれですかれども、言葉  
を引くと、農協とそれからその農協へ貯金してい  
もつとなくしていこうという、もう銀行の倫理を  
高めていこうというお気持ちになられたんではな  
いか。委員長、中坊社長のビデオを銀行協会の会  
長に送つてもらうことはできないでしょか。ぜ  
ひそつしていただきたい。

そこでもう一度、その後、住専の後ちょっと私  
離れておりましたのですから、あのときに与党  
三党で平成八年三月四日に、「民間金融機関は、  
今後七年間で一・五兆円規模の経営の合理化・効  
率化を行い、五〇〇〇億円程度の税収増をもつて  
国への新たな寄与を行う。この実施状況につい  
て定期的にフォローアップし、公表する。さら  
に、大蔵省を通じて国会に報告する。」それから  
農協系統の云々、時間ありませんから、これ「農  
林水産省を通じて国会に報告する。」ということ  
になつてます。ちょっと私は留守にしておりま  
したので、報告があつたかどうか、ちょっと伺  
たいんです。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。

御指摘のありました平成八年三月の与野党間の

合意がありました銀行のリストラの状況につき

まして、主要十九行における合意以降の二年間、

平成八年度と九年度の実績を申し上げますと、職

員数につきましては二年間に約一万八千人が削減

されております。それから、国内の店舗数は二年

間で約九十店舗が削減されているといつたぐあい

で、合理化が行われてきていると承知しております。

○森本晃司君 住専のときには金融システムの安定

化と言つたんだですが、結局八月の、今ちよつと大

臣が所用に立たれたんであれですかれども、言葉

を引くと、農協とそれからその農協へ貯金してい

る人たちを救つたということをこの間大蔵大臣は

おつしやつていますが、金融システム安定化ではな  
かなかたんです、あのときは、私はそのことを申  
し上げておきたいと思います。

同時に、先ほどのお返事で、リストラをやつて  
いるということをございますけれども、実際はこ  
のときに、五千億程度の税収増をもつて国への新  
たな寄与を行つていう金融機関、それから農協系  
統は今後七年間で少なくとも六千から七千億円規  
模の経営合理化を行つて、一千八百億円程度の国  
への新たな寄与を行つ。これは実際、できていま  
すか、できていないはずです。だつて、不良債権  
をこれほど抱えているところから税収を持つてい  
くわけにもいかないし、それから農協系統だつ  
て、今度日本リースの問題があつて一千八百億円  
も返せるはずがないんです。

私が申し上げたいのは、その場限りのこういう  
ことをやついたらいつまでたつても國民の皆さ  
んは信用しませんよ。今度の法律ができた、それ  
を運用する人は人です。政府が運用していくま  
す。したがつて、すばらしい法律ができる、運  
用する人によって勝手に曲げられたり、それから  
情報開示がなくていつも隠している姿ではなく、  
どうぞきちっとやつていただきごとを申し上げま  
して、終わります。(拍手)

○笠井亮君 日本共産黨の笠井亮です。

本委員会に法案がかかりましてまだわづか四日

目という実感がいたしておりますけれども、今度

の法律ができますれば、今度は政府に執行責任と

いう問題が出てくると思います。先ほどもありま  
したけれども、今、特に中小企業の貸し渡りがま  
すます深刻になる中で、まじめな借り手、中小企  
業が一体どうなつていくのか、この法律に基づく  
執行との関係に絞つて、時間の関係がありますの  
で、總理、大蔵大臣に伺つていただきたいと思いま  
す。

三五

す。

ちょっと振り返りますと、政府・与党的アリツ

ジバンク法案というのがありました、その中で

債務者の振り分けについて、債務者の債務の履行

状況及び債務者の財務内容の健全性に関する基準

を含むものでなければならぬというような規定

がございました。衆議院の質疑の中、これに

よつて多くの中小企業が切り捨てるんじやな

いかと我が党の木島議員も追及をいたしまして、

宮澤大蔵大臣はその点は私も憂いを同じくしてい

るという形でおっしゃったと思ひます。破綻した

金融機関の善良な借り手保護の問題でございま

す。

今回の法案で見ますと、二十八条という中で、振り分けについては同じような表現、同じ表現と言つていいと思うんですが、書かれております。

要するに、金を返しているか、赤字じゃないかと

いうことが基準に含まれていなければならないと

いうことになつていています。そうします

と、大蔵大臣がおっしゃっていた、八月段階で

しようか、その憂いがいわば修正された今回の法

律案の中でも解消されないままに今採決がされようとしている。

そうしますと、資本金一億円以下の中小企業の約七割が赤字ですから、そういうところが切り捨てられる可能性あるいは憂いが大だということではないかと思つんすけれども、大蔵大臣のその辺についての御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 以前、お尋ねがありましてそういうことを申し上げたことがございます

し、今もそういうことがなければならないがと思っておりますが、これはしかし私どもはまだ法を執行する立場でございませんから、提案者がどういうお考えであるか、お聞き取りくださることが妥当なのではないかと思います。

○笠井亮君 そういう意味では、こういう段階に来てのことですから、成立すれば今度は執行という点でもうまさに当事者になられる、そしてそういうことでも今でも憂いをお持ちだということを

おっしゃいました。

総理もそういう憂いをお持ちでしようか、いか

がですか。

○国務大臣(小瀬恵三君) 法律が成立をいたしま

したら適切に対処いたします。

○笠井亮君 これは、適切に対処するといつて

も、率直に大蔵大臣もおっしゃいましたけれど

も、大丈夫だろうかという憂いはやはり残つてい

るということではないかと思うんです。今生きて

いる銀行、それですら厳しい回収に走つていい

破綻した銀行ならなおさら、今本当に大変な状況

がそういう中であるということになるとと思うんで

す。貸し済りの実態に照らしたら、やはり本當

に、今率直に藏相が言われたような憂いがあるだ

ろうというふうに思つわけです。

今度の法案で見ますと、いわゆる業務者協議と

いうものの結果、今度は一般銀行からも不良債権

を公的資金で買い取ることができるようになると

いうことがござります。一般の金融機関から資産

を買ひ取る場合については、修正案の五十六条と

いうことで、価格の基準というのはこの間も議論

させてもらいました。それはありますけれども、これが整理回収機構に送られないという歯どめの

規定は、私も研究させていただきましたが、これ

はないと、どうぞ続けてください。

○笠井亮君 その点で大蔵大臣にぜひ伺つておき

たいんですけども、実際にこういうことになり

ますと、執行する段階でそういう具体的なおそれ

かつたということでは格印を押されてしまつ

て、そしてひいては命脈を絶たれることになりか

ねない。常識的に言えば、東京三菱銀行というの

が融資はできないということです。手放したら、そ

う企業はほかの銀行からも取引をしてもらえない

。そういうことが具体的に起こりかねないとい

うことじやないかと思うんですけれども、その辺

については、今回のが実際に執行されるとなつ

た場合にはどういうような認識を持つていらっしゃるでしょうか。

大臣、いかがですか。執行ということで具体的

に伺いたいんです。(大蔵大臣に関係ないよ)

「金融再生委員会が判定することだから」と呼ぶ

者あり)

○国務大臣(宮澤喜一君) 私に関係ないと言つて

くださっておりますので。

○笠井亮君 ちょっと注意していただきたいんで

すけれども、私は理事ですからということで、答弁席であいうやじはやめてください。

○委員長(坂野重信君) 答弁席、お静かに願いま

す。

○笠井亮君 今度の法案、再生委員会設置法に伴う関係法律の整備の中で、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案事務及び預金保険機構の監督に関する事務等は大蔵大臣と金融再生委員会の共管とすると書いてありますから、実

見が一緒になることはないのですが、どうもその

点は私やはり心配でございます。

○笠井亮君 そうなりますと、融資継続の道がや

はり断たれていく、そして期限が来ればいずれ

回収されるということになつてそれだけで企業の

信用というのが失墜をする、そしてほかの銀行と

の取引でもそれがなかなか難しくなつくると。

なかなか意見が一致することはないけれども、そ

の辺ではそういう気持ちをお持ちだと。私も非常

にその点では大蔵大臣の気持ちはよくわかりま

す。

善良な借り手がRTCに行くということになり

ますと、その銀行から善良な借り手と認められな

かたとということでは格印を押されてしまつ

て、そしてひいては命脈を絶たれることになりか

ねない。常識的に言えば、東京三菱銀行というの

が融資はできないということです。手放したら、そ

う企業はほかの銀行からも取引をしてもらえない

。そういうことが具体的に起こりかねないとい

うことじやないかと思うんですけれども、その辺

については、今回のが実際に執行されるとなつ

た場合にはどういうような認識を持つていらっしゃるでしょうか。

大臣、いかがですか。執行ということで具体的

に伺いたいんです。(大蔵大臣に関係ないよ)

「金融再生委員会が判定することだから」と呼ぶ

者あり)

○国務大臣(宮澤喜一君) 私に関係ないと言つて

くださっておりますので。

○笠井亮君 ちょっと注意していただきたいんで

すけれども、私は理事ですからということで、答弁席であいうやじはやめてください。

○委員長(坂野重信君) 答弁席、お静かに願いま

す。

○笠井亮君 この法律案というのは審議をまだわ

ずかしかやつていませんが、この委員会ではきよ

うもう採決といふことになつて、そしていづれも

近々成立するということで、そういう前提で皆さ

んお話ししなさつている。

まさにそつしましたら、直接的にもう總理、大

蔵大臣を初めとして、今度は再生委員会ですが、

そういう形で持つていかれるとのことになるわ

けですから、これはやはりきちつと、これだけ

は伺つているんじゃないんです。私は、一たんR

際に法律が動いていけば、今までにこの間議論になつてきたよな破綻処理の問題、金融危機管理ということで、こういうことで一般銀行を含めてやつていけば、大蔵大臣は共管という形で直接責任を持つていらつしゃる。こういうことになると

思つんですよ。(破綻処理は再生委員会で)と呼ぶ者あり) 危機管理の問題で言つています。本当に質問しにくいであります。

○委員長(坂野重信君) ちょっと静かにしてください

さい。指名があつたときに発言してください。

どうぞ続けてください。

TCに回されたら、今度は融資の対象じゃなくて整理、回収の対象になつて、そしてそういう形で処理されしていくことになつてしまつじゃないか、まさに中小企業がそういう形で扱われていくことになると大変だということを思つてゐるわけであります。実際にRTCの中には融資の専門家といふのを置かずに回収の専門家を置くわけですか  
ら、まさにそういう点でこの問題をきちっとやつぱり考えていただきたいと思うわけでございま  
す。

そこで、笠井先生は何遍も大蔵大臣に質問され  
て、大蔵大臣もできるだけのことは発言されてお  
りますから、今度はひとつ発議者の方の皆さん  
に、法律にかかわることですから質問してください

ば、大蔵大臣以外のほかの方であれば質問していく  
ださい。  
○笠井亮君 新しい問題を大蔵大臣に伺つたんで  
すから、だからそこを質問しているわけです。

ことと言わされたのであれば、私はるべき道といふのは、こういう形での銀行支援を進める方向での政治ではないということをはつきり申し上げて、質問を終わりたいと思います。(拍手)

大蔵大臣としては十分……(発言する者多し)  
大蔵大臣にもう一遍お答えを……(発言する者多し)  
○笠井亮君 私は、ああいう形で罵声を浴びせる  
ような人を答弁者にはできません。(発言する者多し)

○委員長(坂野重信君)さつきの続きをじやないですか。  
○笠井亮君 続きって、別の質問をしたわけですか。  
から。  
○委員長(坂野重信君) 速記をとめて。

○山本正和君 長期信用銀行の問題に端を発しまして、国民の中の金融に対するさまざまな不信が芽生えているわけがありますが、実は長銀の皆さんの立場から言えど、いろいろ言い分があつたんじゃないかと私は思っているんです。

こういう問題を考えてみると、結局のところ、善良な借り手、こういう立場から見ますと、一つは競売による回収、そして二つ目に貸し渋りによる回収などに加えて、今度新しく整理回収機構送りと言いますとそういう言葉は悪いかもしませんが、三つの恐怖に善良な借り手がさらされることになりかねない。そして、その選択権は、この法案を勉強させてもらいました、拝見しました、いろいろ読んでみましたが、銀行の側にあること、銀行の側の腹づもりで決まっていくというところになつていくのだと思うんです。

○笠井亮君 それは私どもよく理解しております。  
○委員長(坂野重信君) あと追加答弁することだが、  
あればそれをして、ひとつその後で発議者にお聞き  
きください、法律にかかわることだから。  
○笠井亮君 私は執行責任との関係で伺つてい  
ですか。

○笠井亮君 では、最後に總理に伺いますけれども、いろいろお答えにくい点があるということでしたので伺います。

今国会では、いかに借り手を保護するかということで議論が出発しました。ところが、そういう点ではなかなか具体的にその保証というのがあるのかどうかということを私は思うし、大蔵大臣も

ね。しかし、同じように、実は八九年以前に既にバ  
のお金をちゃんと融資しなさい、こういう指示が  
来ておった。ところが、なかなか借り手がないわ  
けですね。しかし、どうしてもそれを消化しな  
きやいけないということでのさまざま問題があ  
つた。これも一因だと言われているわけです。

この法案に基づいて一般銀行から不良債権を買取るとすれば、公的資金でもって結果的には中小企業をつぶすことに追いやる、そうならない保証はないんじゃないのかと思うんですけれども、これは実際法律ができたとき執行がされていくわけですから、大蔵大臣にその辺についてはどういうお考えか、伺つておきたいと思います。大蔵大臣にお願いします。「発議者」アンフェアアですよ、おかしいですよ」と呼ぶ者あり、その

○委員長(坂野重信君) 私はめったなことを言つていいないです。皆さんのはそういう意見だから、従つてください。私の指示に従つてください。次は発議者に質問してください。

○笠井亮君 いや、指示に従つてくださいと、ちよつと私は納得できませんね。

○委員長(坂野重信君) 指示じゃない、皆さんの意向がそういう意向だから。

先ほど憂いをお持ちだということをおっしゃいました。そういうやり方で具体的に保護する保証とした。いうのがはつきりしないもとで銀行支援ということがやられていく。こういう形ではモラルハザードを助長するばかりで、本当に真の金融再生につながらないだけじゃなくて、現下の深刻な景気がさらに悪化することになりかねないんじやないかと思うんですけども、景気との関係、そして経済再生内閣と言つてこられたそれとの関係

ブルの現象が出ておりましたから、我が国の銀行はそれぞれさまざまな形での融資を始めた。ところが、我が国には将来展望に立った産業を、これからどんどん伸びていくぞという産業に対して投資し得る場所がどこにあつたんだろうか。ですから、田舎の家具屋さんでも例えばマーレーシアに行って工場をつくってみたり、いろいろなことをやつたわけです。大変なことをいろいろやりました。

〔東記中上〕  
他発言する者多し。いや、質問していません。執行のことについて伺っているんですから、大臣にお願いします。

○笠井亮君 執行責任との関係で私は何つていてる  
んですよ。ちゃんと仕分けしてますから。  
○委員長(坂野重信君) 速記をとめて。

で借り手保護の問題、経過の中でどういうふうにお考えか、伺つておきたいと思います。

○國務大臣（小淵恵三君）景気回復のためにも金融システムが安定をしなきやならない。そのための法律などを今成らざるを得ない。そこで、そし

私はここで、きょう総理と大蔵大臣にといふことで御質問しているわけであります。評価がありますけれども、池田総理、當時に所得倍増計画といつものをお立てになつて、そして日本

○委員長(坂野重信君) 速記を起こしてください。  
答弁席の方は、指名があつたときに限り発言をお願いします。

笠井亮君に申し上げます。大蔵大臣は先ほどから答弁できることは答弁されておりますから、あくまでもそれ以外に笠井君の方で質問される方があれどそれ以外に笠井君の方で質問される方があれど

よつて政府としては全力を挙げて景気回復のため  
に努力をいたします。

いうことを明示されいろいろなことを言われた。そのもとに國の經濟をそういう方向に向けようとされました。そしてまた、これはまだここでいろんな批判をする人もおりますけれども、田中総理が日

本改造計画というものを立てて、日本じゅうの町から東京へ来るのにもっと便利になりますよ、住みよい日本にしましよう。私ども三重県ですけれども、三重県の方にも伊勢湾架橋というのをつけて、第二国土軸をつくりますよといふふうな話もあつた。国民に夢を与えたわけであります。

ちょうどその夢を与える前後に、八九年の例の消費税の大騒動がありまして、大騒動と言つたらおかしいですが、消費税の選挙がありまして、当時私どもは万年野党と言われておった日本社会党だったんですねけれども、この参議院で一挙に七十九名の大勢力になつた。ここに十三名座つたわけです、参議院で、我が社会党は。今やちよこつとしかおりませんけれども、そういうときを私、今振り返つて思うんです、政治が国民に対しても国家目標を示しておつただらうか。消費税はけしからぬということは我々は一生懸命言つたんですね。しかし、日本の国はこれからどうなりますよということを我々野党として言つてきただらうかということを私はじくじとして反省しておるわけであります。

今ここで、きょうは締めくくり総括であります。確かにさまざま問題がありましたけれども、これからの日本はどうなるんだという観点から、当面する金融問題の解決に全力を挙げなきゃいけない、これはあると思うんです。しかし、これからこうなりますよといふことについての議論が私はどうしても欠けているよう思えてならないわけであります、今度の参議院の議論は。

そこで、私は特に申し上げておきたいのは、総理大臣が来年度の予算を組むに当たつてのさまざま所信をあちらこちらで表明されております。いずれも重要な事柄だったと私は思つてます。しかし、重要でけれども、それは二十一世紀を控えた今から十年後、二十年後の展望の部分とどうも結びつかない。今、目の前に迫られて仕方ないじやないかといふような感じがちょっとするわけですね。しかし、恐らく総理はそうじやないすけれども、当面こうしますといふなお話を

と私は思うんです。

特に、きのう韓国の金大中大統領の演説を聞きました。そして、日韓の経済協力関係も随分厳しく言われた。アジア経済についても触れられた。日本がこれからアジア経済でいろんなことをやつて、第一国土軸をつくりますよといふふうな話もあつた。国民党に夢を与えたわけであります。

そこで特に私は彼の演説を聞く中で思つたのは、やっぱり私どもと同じ世代だなと。

孟子を例に引いて、天子は人民のために働く、人民のためにある天の子である、しかし天の子が人民のふためになることをしたときは人民は天子を追放する。こういう孟子の言葉を引かれた。ところが、私どもの世代は天子の上の方の、天の子であるまでは教わつたけれども、大日本帝国のところ、そういう政治理念を彼は語るわけですね。しかし、そういう政治理念を彼は語るわけですね。

やつぱり哲学を語るわけですよ。いろいろとアメリカの皆さんのが人権と言われるけれども、私どもも人権は大切なんですねけれども、当面十二億の国人を食べてもらうために私たちには全力を挙げなければなりませんよといふことについての議論が私はどうしても欠けているよう思えてならないわけであります、今度の参議院の議論は。

そこで、私は特に申し上げておきたいのは、総理大臣が来年度の予算を組むに当たつてのさまざま所信をあちらこちらで表明されております。いずれも重要な事柄だったと私は思つてます。しかし、重要でけれども、それは二十一世紀を控えた今から十年後、二十年後の展望の部分とどうも結びつかない。今、目の前に迫られて仕方ないじやないかといふような感じがちょっとするわけですね。しかし、恐らく総理はそうじやないすけれども、当面こうしますといふなお話を

あって、二十一世紀の展望がどうも見えてこない

と私は思うんです。

私がこの前申し上げたのは、日本の国は二十一世紀にこの地球を、環境をきれいにするための先進国になりますと、あるいはエネルギー問題を、

ないか、こう私は思うわけであります。

そして最後に、発議者の方をお見えでございましてから申し上げておきますけれども、それは大変な御苦労の中で、確かに政府案よりは一步前進という形でのものができ上がつたと思います。大変な御苦労をいたいたと私は思うんですね。しかし、このものは、たとえみんなでどれだけ苦労しても、今の金融問題、経済問題を解決するために百点満点がつけられるような答案が出るはずがないわけであります。したがつて、それはそれぞれお互いに欠点がある、欠陥として出てくる。しかしながら、この間はもう中小企業の経営者は生きりきり舞いしている、こういうふうな思いでいつらいじやないかということを私は思うのでございま

す。私が今申し上げたことをひとつ、まあおまえさんの言うことを考えてみようということでお返事をいただきまして、私の質問を終わりたいと思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 含蓄に富んだと申し上げますか、多年の先生の哲学をお聞きいたしました。ぜひそうしたことを受けとめて努力をしていきたいと思つております。

時間があまりませんけれども、やつぱり政治の基本的目指すものは、それこそ堯舜の時代から言えども、鼓腹撃壤ということだと思います。衣食足りて礼節を知り、倉廩実ちて榮辱を知るといふ、日本人として本当にばらしい國づくりをしていかなきやならぬと思つております。

具体的には、二十一世紀に向けて六大改革を前に開もいたしました。残念ながらそれを一時凍結しながら、世界に向けて日本としてのすばらしい国家づくりのために、またこういった問題について積極的に予算的措置も講じながらいたしていき





ただきたいと思つてゐるんです。と申しますのは、私も与党の一角でいろいろ合意文書というのを幾つもつくさせていただいている。問題になつております破綻処理あるいは危機管理は金融システムが安定化するまで当分の間、大蔵省に置くと、こういう文書も交わしたわけがありますが、これは往々にして文章というのは読み方によつて大きく意味が違う。我々、二、三年のイメージで討議をしていたら、この合意が終わった途端に、当分の間というのは、二、三年の場合もあるけれども百年続いたケースも過去にあつたなどとその当事者がおつしやる。これは経験豊かな政治家というか手だれの政治家というか、そういう方も大変多いのが自民党でありますので、この解釈が果たして池田議員の解釈どおりなのか、それについてぜひ自民党の方にもお尋ねをしたい。

まず、そこでお尋ねしたい点、もうきょうは本

再生委員会といふのは具体的にいつ立ち上がるのかといふことなんです。民主党では、一九九九年、来年の一月一日といふことを最初おつしやつていてんじやないかと思うんですが、これが二〇〇〇年の一月一日といふ形になつてゐるのか、あるいはその中間的なところで立ち上がるのか。これはまだ今時点で明確なお答えができるないということがもしれないんですけど、大体イメージとしてでも結構であります、立ち上がりについて民主党と自民党と双方に御見解を伺いたい。

それから、もう一つ双方に確認をさせていただきたいことは、金融再生委員会をまず立ち上げて、その後、つまり二〇〇〇年の一月一日までに財政と金融の完全分離を行うといふ段構えといふことで解釈してよろしいのかどうか、この二点についてそれをお答えをいただければと思いま

す。

○衆議院議員(池田元久君) まず、金融再生委員会は、この法律案にござりますが、施行後二ヵ月以内に発足をいたします。そして、当面は金融の検査・監督と金融の破綻処理、それに大蔵省と共に

管になりますが破綻処理制度と危機管理の企画立案を担当します。そして、二〇〇〇年一月一日までに一元化しますから、金融再生委員会に、大蔵省にあります国内金融の企画立案も含めて統合されると、こういうふうに理解しております。

○衆議院議員(津島雄二君) 水野委員のこの問題

に対する大変な御熱意に敬意を表したいと思いま

す。

私ども、財政、金融の分離の問題については、原案、修正案提出の段階で大変に長い時間をかけて討議をさせていただきましたが、その結果といたしまして、私どもの政治的トップ、総理が直接確認をしておられるわけであります。私どもはその総理と各党の党首との間の確認の趣旨を誠実に守つてやつていくことに尽きるというふうに考えております。

トップで確認をされた事項については、私から今さら読み上げるまでもなく、次期通常国会終了までに必要な法整備を行うということでございます。

○水野誠一君 今まで実務者レベルにおきまして、これを受けてさらにその後幹事長レベルにおいてさらにこれを補足する申し合わせをしていることも事実でございます。

○水野誠一君 今のお答えは基本的に民主党、自民党ともに見解は一致しているということだと理解をしてよろしいかと思います。ともかく、この

財金分離といふのは金融システム改革の一つの非常に重要なかなめだと思いますので、ひとつこういった改革は慎重にかつ大胆に行つていただきたいことは、経済再建内閣といふ名に恥じない政策をぜひこれからも続けていっていただきたいと思いま

ます。

これを最後に私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 他に御発言もないようですが、衆議院提出の債権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置

に関する法律案、競売手続の円滑化等を図るため

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続案を担当します。そして、二〇〇〇年一月一日までに一元化しますから、金融再生委員会に、大蔵省にあります国内金融の企画立案も含めて統合さ

れます。

○衆議院議員(津島雄二君) 水野委員のこの問題

に対する大変な御熱意に敬意を表したいと思いま

す。

これより各案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、金融再生法など八法案に対する反対討論を行います。

今、不況に苦しむ国民や中小企業者は救わず、なぜ銀行には税金投入なのかという国民の怒りの声が広がっています。本法案は衆議院での自民、民主、平和・改革の三党修正により事実上全く新しい法案となり、実質審議は参議院でようやく始まつばかりであります。このわざかの審議でさえ、この法案が野方凶な公的資金投入による銀行応援法であることが鮮明になりました。それをわずか四日間の審議で採決を強行することは、議会が提出され健全銀行にだけでなく、新たに過少資本の銀行にも資本注入を行えるようにしようとすることです。十三兆円の資本注入の枠組みは一たん廃止するものの、既にその成立前から衆議院に早期健全化法案が提出され健全銀行にだけなく、新たに過不足なれば三十兆円という規模の資金を投入する仕組みであることが審議の中で明らかになります。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債権買取りをできるようにした 것입니다。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明らかであります。国民の税金で銀行業界の不良債権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきません。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

不良債権処理を迅速に進めるとなれば、投入される税金の額は空前の規模となってしまうことは明ら

かであります。国民の税金で銀行業界の不良債

権処理を行おうとする暴挙を許すわけにはいきま

せん。

第三の理由は、本法案によって形の上では現行

の関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上八案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの議論では、この八法案のうち、

ハザードを招くだけあります。

反対の第二の理由は、いわゆる健全な銀行も含め、すべての金融機関から公的資金による不良債

権買取りをできるようにしたことがあります。

この八法案のうち、

</

応じ得るよう、金融整理管財人制度、アリゾンク制度、特別公的管理制度の三種類の枠組みを用意して、最も効果的な制度の利用が可能となつております。また、これにより金融危機の象徴でもあります日本長期信用銀行の取り扱いについても一定の道がつけられていると考えます。

以下、法案に賛成の理由を申し上げます。

第一は、衆議院送付の各法律案によって、金融システムの安定化へ向けて大きく歩み始めたこと

世界第二位の経済大国の金融不安が世界に与える影響は、与野党を通じた議員共通の危機意識であります。このため、国民の直接の請託を受けて責任をとるべき立場にある国會議員みずからが主体となつて、曲折はありましたが、立場の違いを取り越えて真剣に協議し、手づくりでつくり上げたものであります。この強固なスクラムこそが金融システムの安定化に向けた我が国の力強い取り組みとして、世界に対し明確なメッセージとなるべき立場にある点であります。

理由の第二は、金融再生法案が六つの原則に基づき、不良債権問題を先送りせず、二〇〇一年三月までに集中的に破綻処理策を実施する旨の宣言をしている点であります。

六つの原則とは、破綻した金融機関の不良債権などの財務内容その他の経営状況を開示すること、経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないこと、破綻した金融機関の株主及び経営者などの責任を明確にすること、預金者などを保護すること、金融機関の金融仲介機能を維持すること、金融機関の破綻処理費用が最小となること

であります。この原則は、情報開示の徹底、市場原理の尊重、モラルハザードの回避、セーフティネットの構築、国民負担の軽減という強い要請から成り立っており、極めて時宜にかなつていると考へるからであります。

理由の第三は、かねて懸案であった財政と金融との完全分離あるいは金融行政一元化に向けて踏み出した点であります。

日本型経済システムの転換を進める上で財政と金融監督の設置がなされたとはいえ、その内容や展望について不明確な部分が残っていましたが、今回の金融行政の明確化によって、ピッグバンを進める我が国金融界の発展に大きく寄与するものと考えられるからであります。

理由の第四は、金融機関の不良債権の実態、財務状況に関する情報開示について、一定の実態を定めること

反映するものとなる点であります。

我が国金融システムに対する国際的な信頼性を確保し、信用秩序の安定を図る観点から資産査定の公表を実施することとなります。国内の中小

零細企業に対する信用取扱が助長されないように

実施時期、公表内容などについて十分配慮した上

で効果的な情報開示がなされることとなります。

世界の懸念は、不良債権の規模もさることながら、金融機関の経営の実態が不透明であることからさまざまな憶測を呼んでいたのであります。

これにより懸念が払拭されることとなるからであ

ります。

以上の理由を申し上げましたが、本法案の成立

により、我が国金融の危機的状況から速やかな脱却がなされるよう関係者の努力を期待し、賛成の

討論をいたします。(拍手)

○入澤謹君 私は、自由党を代表して、ただいま

議題となりました法案のうち、金融機能の再生の

ための緊急措置に関する法律案を除くすべての法

案に賛成し、金融機能の再生のための緊急措置に

関する法律案については反対する立場から討論を

いたします。

住専処理に端を発する不良債権処理策の誤り

と、政府の不良債権処理見通しのおくれが、今日

の金融不安を招いているのは明白な事実であります。

○自由党は早くから、破綻金融機関の処理方策も

大切だが、金融システム安定化策はもとと大切で

あると一貫して主張してきた唯一の政党であります。

政府は、長銀の救済を金融システム安定化策

として行うことにしており続け、無用の混乱を生じさせました。金融問題を政治問題としてしまったのは、政府・自民党にはかなりません。

預金者は、預金保険により全額保護されており

ます。また、決済システムの維持に國や日本銀行

が責任を負つて、デフォルトを起こさないよう

するは当然であります。借り手は、中小企業信

用保険公庫など、信用保証制度を改革することに

よつて支援することが十分可能です。政府は、金

融機関が破綻すれば大変なことになるというの

ではなく、破綻金融機関は清算するべきであり、金

融機関が破綻しても対応は万全であると言つべき

であります。

野党三党は、三党首の合意結果に基づき、破綻

金融機関を整理、清算するための法律案を提出い

たしました。衆議院で可決し、参議院に送られて

きた金融機能の再生のための緊急措置に関する法

律案は、当初の野党三党案からかけ離れているも

のであります。

以下、金融機能の再生のための緊急措置に関する

法律案に反対する理由を申し述べます。

まず第一に、当初の野党三党案は、破綻金融機

関の清算、整理のための法律であるにもかかわら

ず、この法律案では、破綻であることを認めないと

まことに特別公的管理に入ることができることとし

ています。

第二に、当初の野党三党案では、特別公的管理

下にある金融機関に対し、金融再生勘定からその

業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと

ができるとしていたのに加えて、預金保険法上の

資金援助をも認めていることがあります。

第三に、破綻金融機関の処理ではないにもかか

わらず、商業の譲り受けまたは株式の譲り受けを行つ

う金融機関に株式引き受け等の資金援助を行え

るとしている点であります。

これらの諸点は、事実上債務超過に陥つて

見られる長銀について、生きたまま特別公的管

理下に置き、資金を贈与した上で生きたまま他の

金融機関に全株式売却することを可能とすること

を念頭に置いたものではないかとの懸念をぬぐい去ることはできません。破綻金融機関を整理、清算するという野党三党の当初案の原則から逸脱す

るものであります。

以上、金融機能の再生のための緊急措置に関する

法律案については反対し、他のすべての法律案

については賛成する理由を申し述べ、私の討論を

終わります。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 他に御意見もないよう

です。それでは、これより順次八案の採決に入ります。

○委員長(坂野重信君) ですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより順次八案の採決に入ります。

○委員長(坂野重信君) ですから、討論は終局したものと認めます。

○委員長(坂野重信君) 本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機関等が有する根抵当権により担保

される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案の採決を行います。

○委員長(坂野重信君) 本案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機関等が有する根抵当権により担保

される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案の採決を行います。

○委員長(坂野重信君) 本案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、競売手続の円滑化等を図るための関係法

律の整備に関する法律案の採決を行います。

○委員長(坂野重信君) 本案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定競売手続における現況調査及び評価

等の特例に関する臨時措置法案の採決を行いま

す。

○委員長(坂野重信君) 本案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定競売手続における現況

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、金融再生委員会設置法案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、預金保険法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、各法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本案はこれにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

第六号中正誤

ページ 段行 誤

三 四から七

正

平成十年十月二十二日印刷

平成十年十月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○